

忠義公年表

明治四年 自一月
至五月 第三稿第四編

明治四年

一月大

二日 大久保利通・西郷隆盛・同従道・川村純義・池上四郎等ハ鹿兒島ヲ解纜シ、四日細島ニ到リテ岩倉勅使ノ一行ト会シ、五日三田尻ニ入り、七日勅使山口ニ入ルヤ、利通・隆盛ハ之ニ随ヒテ木戸・杉・山縣等ト会シ、十日毛利父子ニ謁ス、十六日ニ至リ木戸・杉等ト土佐ニ赴キ、十九日板垣退介・福岡孝悌ト会见シテ、二十一日土佐ヲ発シ、翌日神戸ニ到ル、東京ニ着セシハ二月二日ナリ(大久保日記・三条公年譜・岩倉公実記)

五日 諸国社寺領ハ、現在ノ境内ノ外ハ一般上知ヲ命シ、追テ相当禄制ヲ定メ粟米ヲ下賜スベク、又旧政府又ハ領主等米金寄附ノ分モ停止スベキヲ達セララル(法令全書)

十日 藩庁ニテハ、洋学局ヲ廢シテ本学校トシ、小学校ニ校ヲ創建シテ之ニ附属セシメ、皇漢洋学ヲ兼修セシメテ普通学ヲ開キ、国家有用ノ人材ヲ養成スヘキヲ達ス(留達)

又城下土族ノ子弟八才ヨリ拾八才迄ノ内ニテ小学校諸生四百人ヲ募集シ、本月廿三日限ニ父兄ヨリ徇達ニ願出デシム(留達)

又鶴ヶ嶺神社当年ノ祈年祭ヲ二月五日、新嘗祭ヲ十一月十八日トスヘキヲ達ス(留達)

又密ニ生子ヲ殺ス者ハ、父母ヲ引廻ノ上流罪トシ、之ヲ訴出ル者ハ賞ヲ与ヘ、隠蔽シテ露頭ニ及フ時ハ、親族五人組ニ重キ科料ヲ命スヘキヲ達ス(留達)

鹿屋・始良・大始良・高隈地頭有馬新助ヲ、出水・野田・高尾野・阿久根地頭ニ転セシメ、長島地頭加藤権兵衛ヲ其後任トシ、伊集院直ニヲ長嶋地頭トス(留達)

十二日 軍務局ニ更ニ四等指南役ヲ設ケ九等官トシ、調役助ノ次席ニ列セシム(藩達)

十三日 大蔵省ヨリ上納金ハ、正金・楮幣共貨幣改所ニテ改メノ上為替方ヘ渡シ、同所預リ証書

ニテ上納スヘキヲ達セラル(法令)

十四日 近来農間ニテ窃ニ空地・荒地等ヲ開取シ、或ハ無免許交換等ヲナス者アルニ付、各官庁

ニテ説諭定制ニ帰セシムベキヲ達セラル(法令)

十八日 藩庁ニテハ、明日忠義公照國神社・鶴ヶ嶺神社・龍尾神社・上ノ原御墓・常安峰・長谷

神社・長谷場西御墓ヘ参詣セラル、旨ヲ達ス(藩達)

藩庁ニテハ、刀剣ノ技術ハ皇国尚武ノ英風ヲ養フベキモノナレバ、火術ト共ニ兵士左右

ノ羽翼トシテ砥励セシムベキヲ、軍務局並ニ師家其ノ他ニ達ス、

小学校二十八才以上ノ員外生ヲ入学セシムベキニヨリ、望ノ者ハ勤務ノ有無及ビ年齢ヲ

記シ、本学校ニ願出スベキヲ達ス(藩達)

二十日 府藩県ニ旧幕府將軍ノ上洛並ニ兵備ニ供シタル城詰米ノ起立並石高ヲ取調、二月晦日迄

ニ大蔵省ニ届出デシメラル(法令)

二十四日 外国人居留地開門通行照準ノ為、印鑑差出スベキ達ハ、新潟モ同様ニスベキヲ達セラル

(法令)

二十五日 三府ニテ従来府藩県士族・卒・諸官員・華族家人陪從等取締ノ節ハ、其主宰者管轄所等

ヘ掛合来リタレトモ、自今各府ヨリ直ニ捕亡ノ官吏ヲ差向クルコトアルベキヲ達セラル

(法令)

銀台贖金引替期限経過ニ付、自今△形極印ヲ打チ下ケ渡スベキニ付、地金トシテ取扱フ

ベキヲ達セラル(法令)

明治四年

藩々ニ於テ新ニ租税ヲ改革増減スル時ハ、總テ何ノ上取計フベキヲ達セラル(法令)
藩庁ニテハ、地頭副役ヲ廢シテ同事務ハ民事奉行又ハ同副役見習ヨリ兼掌セシムヘキヲ
達ス(留達)

二十七日 先般諸願同等ハ總テ弁官ニ差出スベキ様達シタレトモ、近江以西国役堤防其外普請ハ、
従来ノ通大阪出張民部省ヘ伺ヒ出ツベキヲ達セラル(法令)

盜賊又ハ異変等ニテ会所詰糺明方ヘ届出候事件ハ、以來巡察方ヘモ同様ノ届出ヲナスベ
キヲ達ス(留達)

又藩庁ニテハ、地頭ノ職責ヲ示シ、士・農各其ノ処ヲ得シムベキ条項ヲ挙ゲテ、ソノ事
務管掌ノ方法ヲ達ス(留達)

二十九日 府藩県奏任以上當時在京ノ人員ヲ調査シ、二月二日正午迄ニ申出ツベキヲ達セラル(法令)
三十日 府藩県徴兵ノ行装料及ヒ旅費定則ヲ定メラル(法令)

藩庁ニテハ、今回小学校建設ニ付子弟互ニ校規ヲ守リ、礼讓ヲ以テ交際シ、争論等ヲ惹
起セサル様兼テ親戚ヨリ教諭スヘク、若不法ノ行アル時ハ、其ノ身ハ固ヨリ父兄ニモ罪
ニ及ブベキヲ達ス(留達)

コノ月

藩庁ニテハ、十二夜祭ヲ廢止シ、毎月神祭ヲナサシム、
鹿兒島中諸屋敷檢地ヲ十八日ヨリ着手スベシトテ、其方法ヲ達ス(料史)

民事局ヨリ檢地ニ付垣内等ニ踏入ルコトアルベキヲ達ス(料史)

二月大

二日 海軍資金上納割ヲ定メ、証書ヲ添ヘテ大藏省ヘ納入セシメラル(法令)
宮・華族家来三代以下ノ者ノ復籍送方、并ニ士族・平民拜借備入等ノ願案ヲ定メテ之ヲ
布達セラル(法令)

六日 久光公曩時勅諭ヲ拜シ感慨措ク能ハズ、微力ト雖トモ国家ノ威敵ヲ保ツニ尽力センコト

ヲ建言セラル(三条公)
(年譜)

十一日 吉田清成大 大蔵省出仕ヲ命セラレ、大坂ニ出張セシメラル(百官)
(履歴)

十三日 薩・長・土三藩ヨリ御親兵ヲ徵集セラレ、本藩兵ハ歩兵四大隊・砲兵四隊ヲ召サルベキ

旨達セラレ、兵部省ニ隸ス(三条公)
(年譜)

註廿五日承知

廿八日 高嶋鞆之助宮繕奉行等出立、東行本丸跡木屋掛ノ賦

海軍兵学寮生徒百五十名ヲ募集セラレ、ソノ規定ヲ発布セラル(法令)
(全書)

本学校ニ新ニ四等教授ヲ設ケ十一等官トス(藩達)
(留達)

十四日 ポリス千人募集ノ事ヲ本藩ニ達セラル(大久保日記)
(公文録)

府藩県管内ニ后妃・皇子・皇女等ノ御陵墓アルトキハ詳細取調べ、五月限申出ツベキヲ

達セラル(法令)
(全書)

山口藩逃亡ノ徒及ヒ浮浪ノ徒復西海地方ニ出没スルヲ以テ、巡察使四條隆謨ニ鹿兒島・

熊本・山口三藩ノ兵ヲ発シテ鎮撫セシメラル(岩倉公)
(実記)

十五日 西郷隆盛兵士警手徵募ノ用務ヲ帯ヒテ帰藩ノ途ニ就キ、廿五日鹿兒島ニ帰着セリ(大久保)
(日記)

(西郷隆盛)
(伝参考)

十七日 海軍水卒ヲ募リ、海辺ノ漁師ニテ十八歳ヨリ二十五歳迄ノ身体壮健ノ者ヲ採用スベキニ

ヨリ、地方官ニ於テ取調べ、六月中兵部省ニ申出ベキヲ達セラル(法令)
(全書)

十八日 各藩五ヶ年平均現石高ノ十分一ノ知事家禄ハ、四捨五入ニテ石止メトシ、残高十分一ノ

軍資ハ端数切捨ノ升止メニスベキヲ達セラル(法令)
(全書)

明治四年

十九日 藩庁ニテハ、火災ニ注意シ、平常嚴肅ニ火ノ始末ヲナスヘク、若シ失火スルトキハ本人ハ相当ノ処罰ヲナスベク、放火スル者ハ斬罪ニ処スベキニヨリ、取締ハ勿論各自其ノ心得スヘキヲ達ス(留連)

黒田清綱東京府大参事ニ任セララル(百官 履歴)

二十日 曩時石高割ニテ拜借金上納ヲ命ゼラレ、昨年十二月五千両上納シタル殘金ハ、久光公並兵隊御召ノ為メ莫大ノ入費ニ及ビ調達困難ニ付、本年末迄猶予ヲ願出セリ(公文)

元武家華族ハ東京ニ住居ヲ命セラレタルニ付テハ、総テ東京府實族タルベキヲ達セララル(法令 全書)

北海道ニ赴ク者ハ上陸ノ節地方官印改ヲナシ、又外国人居留地閉門ノ通過ニモ、其管轄所ノ印鑑ヲ要スルハ箱館モ同様ニ付、照準印鑑東京出張開拓使ヘ差出置ベキヲ達セララル(法令 全書)

二十二日 土木司中ニ検査掛ヲ置キ、常ニ其ノ分隸ノ川筋ヲ巡視セシムベキニヨリ、自今水理関涉ノ事件等ハ、治水規程ニヨリ地方官之下合議シ、細目ハ民政部省ヘ承合セシメララル(法令 全書)

軍務局庭ニテ藩内影之流ノ門弟四百余人ノ擊劍野試合ノ競技ヲ舉行ス(科史)
東郷平八郎等十二人、兵部省ヨリ海軍修業トシテ英国江派遣セララル(東郷元 帥詳伝)

松方正義一福島県ニ出張ヲ命ゼラル(百官 履歴)

二十三日 府藩県共上地管轄替ノ時、或ハ定府ニテ東京ノ土地ニ住居スルモノ当人ニ異存ナクバ、自今本貫ニ移住ニ及バズ、送籍ノ上本貫ヨリノ家禄ハ、大蔵省ヲ經テ管轄庁ヨリ交附スルコトヲ得シメララル(法令 全書)

二十五日 参議大久保利通、上書シテ昨年以後ノ賞典禄ヲ献シテ軍事費ニ充テンコトヲ請ヒ、允許

セラル(日歴
稿本)

燈明台ハ海上ノ要路ヲ選ミ、外國人ト協議ノ上決定スベキニ付、府藩県ニテ猥リニ建設ヲ許サス、緊要ノ場所ヘハ伺ノ上建設スベキヲ達セラル(法令
全書)

二十九日 本邦ノ海外漂流船外國ヨリ送還セラレタル時ハ、開港場ニテ糺明ノ上管轄地ノ府藩県ヘ渡シ、其ノ費用ヲ弁ゼシムベキヲ達セラル(法令
全書)

三十日 兵部省ヨリ御親兵徵集ニ付、旅費手当ヲ支給スヘキコトヲ達セラル(料
史)
藩庁ニテハ、屋敷檢地ニ付、鹿兒島近在村々ノ境界ヲ定メテ之ヲ布告ス(藩達
留)

コノ月
朝廷忠義公並ニ久光公ガ能ク朝旨ヲ遵奉シ、藩政改革ノ効果ヲ挙ゲ、練兵其ノ任ヲ尽セリトノ勅使ノ復命ヲ聞食シ、各々ソノ尽力輔佐ノ功ヲ賞セラル(料
史)

三月小
三日 本藩徵集ノ御親兵ハ、市ヶ谷旧名古屋藩邸ニ屯營セシムヘキヲ兵部省ヨリ達セラル(料
史)
忠義公先般勅使ヲ以テ久光公ヲ召サセラレ、今春拜趨ノ旨奉答シタレトモ、病氣未ダ全

快セサルニヨリ当秋迄猶予ヲ願ヒ、名代トシテ發途センコトヲ願ヒ出デラル(藩達
留)
七日 海軍興隆船艦製造ニ付、良木材取調ノ為兵部省官吏府藩県ニ出張ニ付、差支ナキ様取計

フベキヲ達セラル(法令
全書)
藩庁ニテハ、樺山資紀進之ヲ大隊長ニ任ス(藩達
留)

九日 藩庁ニテハ、忠義公御上京ニ付、西郷隆盛ニモ随從ノ旨ヲ達ス(藩達
留)
十日 藩庁ニテハ、本日房姫君夭亡ニ付諸事執行ノ儀、豊璋姫命ノ例ヨリ三分軽減ニテ取調ベ

差出スベキヲ諸役ニ達ス(藩達
留)
廣澤真臣暗殺者嚴探ノ御沙汰ヲ藩内ニ伝達セリ(藩達
留)

安藤則命十郎東京府権典事ニ任セラル(百官
履歴)

中村博愛^見 工部省出仕ヲ命セラレ^(百官)

十一日 藩兵一隊^{第三番大隊} 御親兵トシテ、大隊長種子田政明^{門左}之ヲ率キテ豊瑞丸・寧静丸ニテ東上セ

リ^{一、大隊長種子田、教頭野津七二、永山弥一、大野四郎助、彌役吉原、田代}

但シ四番小隊ヨリ八番小隊迄ハ翌十二日豊瑞丸ニテ出帆シ、廿日着京セリ^(松永)

^{一番大隊長桐野利秋、二番大隊長榎原國幹、三番大隊長初川村与十郎、後種子田左門、四番大隊長野津七左衛門、五番大隊長榊山資紀^(兒玉友介氏駭)}

^{(頭目)一市来四郎氏輔重役ニテ出京ノ強硬アリ^(史料)一}

東京へ三月十八日曉着^(日記) (三番大隊)

神武天皇御親祭ヲ執行セラレ、地方ニテハ遙拜式ヲ行ハシメラル^(法令)

房姫君ノ諡号ヲ花藪豊房姫命ト称スベキヲ達ス^(藩達)

十二日 藩庁ニテハ、心付金ノ給与ヲ停メテ精勤褒賞ヲ与フベキヲ達ス^(藩達)

十四日 藩庁ニテハ、今般御親兵徴集ニ付、漸次諸郷兵ヲモ出兵セラルヘキヤモ計リ難キニ付、

士氣ヲ振起シ紀律ヲ嚴ニシ、諸手当ヲ充分ニナシ置クヘキヲ、軍務局地頭其ノ他ニ達ス

^(藩達)

十五日 御親兵運送ノ為米船エリエル雇入レノ約定シタルニヨリ、不都合ナキ様ノ仰渡シアリタ

キ旨ヲ弁官ニ願出セリ^(公文)

会計局ヨリ俸禄請取方ニ付、俸禄帳ヲ差出サシメ、出納奉行之ヲ保管シアルニヨリ、移

動アル時ハ関係者ヨリ届出ヅベキヲ達ス^(史料)

川村純義^{与十郎}兵学頭ノ兼官ヲ免セラル^(百官)

十八日 御親兵砲隊一座分咸通丸ニテ出帆ス^(寺師宗)

藩庁従来諸郷居地頭ノ居住所ヲ定メ置キタレトモ、自今指定セザルニヨリ適当ノ場所ニ

居住スベキヲ達ス^(藩達)

藩庁東京芝大圓寺御墓所ヲ月見、同白金瑞聖寺ヲ白金台、古川曹溪寺ヲ古川御墓所ト改称スベキヲ達ス(留達)

又藩庁ニテハ、職制変革并ニ大檢地ニ付、諸局使用ノ紙莫大ニ付、年中入用ノ予定ヲ取調ベ差出スベキヲ達ス(留達)

又藩知事上京ニ付運送船一艘ノ拝借ヲ願出デタルニ、戊辰丸(德島藩所轄)ヲ拝借スルコト、ナリタリ(公文)

吉田清成太郎 各因条約改定御用掛ヲ命ゼラル(百官)

十九日 藩庁ニテハ、高見馬場方限ニ更ニ小学校ヲ設ケ、第一郷校ト称シ、本学校ニ管轄セシム(留達)

又忠義公明後廿一日、本学校並ニ小学第一校・第二校ニ臨ミ、試業御覽アルヘキ旨ヲ達ス(留達)

二十日 民部省牧畜掛ニテ畜類蕃息ノ規則制定ノ参考ノ為、地方ニテ従前ノ牧畜ノ方法等ヲ調査

セシメラル(法令)

府藩県ニ管内生糸製造及売買者ノ従来ノ収税高并取締法等ヲ、四月中ニ調査シテ申出デシメラル(法令)

藩庁ニテハ、城下警備ノ為メ外城兵隊ニ、二ヶ月或ハ三ヶ月毎ニ順番ニ更番衛戍セシムベキヲ達ス(留達)

岸良兼養丞之刑部少丞ニ任シ、從六位ニ叙セラル(百官)

二十二日 藩庁ニテハ、忠義公明二十三日御首途ノ為メ、各神社ニ御參詣ノ旨ヲ達ス(留達)

藩庁ニテハ、曩時諸吏員ノ願ニテ当月迄俸米減少ノ処、今回藩知事公ノ上京、御親兵ノ

明治四年

徵集等ノ為メ、更ニ来ル六年三月迄延期スベキヲ達ス(藩達)

二十三日 藩庁大山綱良格之助ニ急用ニテ日田県へ出張ヲ命ス(藩達)

二十四日 藩庁ニテハ、忠義公明二十五日出発上京ノ予定ナリシカト、乗船延着ニ付日限変更ノ旨ヲ達シ、尚又運送船不足ニ付英船アカンタ号一艘、エリエル号同様雇入度旨、弁官ニ願出デタリ(藩達留公文録)

二十七日 藩庁ニテハ、諸吏員在職年限本月ヲ以テ満期ノ処、来ル六年三月迄延期ニ付、従来廃官ニテ養料米ヲ受タル世禄五拾石以下ノ者ニモ亦同年限迄交附シ、四石以上ノ者ハ四石宛与フベキヲ達ス、尚四月二日ニ至リ、出軍人数ニテ等級ヲ以テ養俸ヲ与フル者ハ、右期限内従前ノ通タルヲ再達セリ(藩達留)

又先日運送船不足ノ為更ニアカンタ号雇入ノ処、違約ニ付亜船トウキヤウ前同様雇入ヲ願出デタリ(公文録)

昨年十一月二十四日、東京神田鍋町ニテ大学南校教師英国人リンケ、タラスノ二人ヲ刃傷シタル本藩人肥後壯七外二人ヲ処刑シ、府藩県ニ令シテ士民ヲ戒飭シ、横逆ヲ外人ニ加フルコト勿ラシム(法令全書)

贖札ノ改方地方ニヨリテハ不行届ノ向モアル趣ニ付、鑑定者追々差遣スベキニヨリ改所ヲ設ケ、嚴重取締スベキヲ達セラレ(法令全書)

藩庁ニテハ、今回忠義公上京ノ趣意ヲ示シ、至誠ヲ尽シテ勉勵スベキヲ扈從ノ者其ノ他ニ達ス(藩達留)

鹿兒島藩権大参事伊集院兼寛謹慎ヲ命セラレ(百官履歴)

藩庁ニテハ、藩内産科医術開ケザルニヨリ、医学校雇教師ウキリスヲシテ右手術器械ヲ

コノ月

四月大

輸入セシメ、校内ニ掛員ヲモ設ケ治療セシム、望ミノ者ハ申出ツベキヲ達ス(藩達)

藩庁ニテハ、従来朝官ニテ俸禄百石以下ハ家族養料米ヲ下賜シタレトモ、尔来五十石以下ノ家族ニノミ養俸三十俵ヲ給スルコト、セシ旨ヲ達ス(藩達)

龍驤艦副艦長伊東祐磨二、同艦長兼勤ヲ命セラル(百官 履歴)

二日 地方官ニテ工商ノ制限又ハ取税ノ法ヲ設クル等ノ事アル時ハ、伺ヒ出ツベキヲ達セラル

(法令 全書)

岩下方平左次右 衛門 大阪府大參事ニ任ゼラレ、同八日金百兩ヲ下賜セラル(百官 履歴)

三日 藩庁ニテハ、忠義公先月三日付ヲ以テ、父久光勅使下向親翰拜戴ニ付、今春中ニ闕下ニ

拜趨スベキノ処、病癒エサルニヨリ当秋迄猶予ヲ願ヒ、名代トシテ父ニ代リ上京天恩ヲ奉謝シ度旨願出セラレシニ、御許可アリタル旨ヲ達ス(藩達)

又会計局ヨリ諸局ニ維新前ノ定員及ビ目今ノ各俸禄・季禄・片書等ヲ記入シ、来ル十日

限ニ申出デシム(藩達)

四日 私ノ結社ヲ禁シ、官許ナキ金券並ニ空名ノ預リ切手等ハ速ニ廢止シ、正金ニ引換ヘサス

ベキヲ達セラル(法令 全書)

府藩県ニテ楮幣製造ハ禁止ノ処、尙尙後金銀米札並ニ錢・切手或ハ諸産物預リ切手等製造ヲ禁止シ、更ニ右用紙漉立場所ヲモ詳細調査シ、既製品ノ行使先員数等ヲ申告シ、器

械ヲ封印スベキヲ達セラル(法令 全書)

藩庁ニテハ、忠義公来ル八日御発駕ノ旨ヲ達ス、

五日 又礦山開採ヲ願フ者ハ、地方官ニテ調査伺ノ上許可シ、課税スルコトヲ得シムル旨ヲ達

セラル(法令 全書)

明治四年

七日 藩庁ニテハ、今般藩知事公御上京中且ツ御親兵在京中ハ、式日飛脚差立ヲ毎月廿九日ト定メ、場合ニヨリテハ翌月一二日迄延期スルコトアルヘキヲ達ス(留達)

八日 洽ク古書籍ノ不存ト称スルモノ、並ニ欠本ヲ探索シ、古本・珍書類ヲモ精査セシメラル(法令)

(留達)

藩庁ニテハ、忠義公今日御発駕予定ノ所、御女子溝姫後黒田長成室様誕生ニ付、延期ノ旨ヲ達ス、

(留達)

九日 今回徴集ノ御親兵第四番大隊并ニ第一番砲隊鹿兒島ヲ出發ス十一、壹本六日立九日横濱着、

十日 川崎一泊四番大隊長野津七左衛門、教頭瀧辺群平、同河野四郎左衛門、久留米二日田ト呼応ノ一揆起リ、迎ノ蒸気砲艘來覽ニ付、三邦丸ト共ニ外城番兵一・二番ノ二小隊ヲ載セ、池田次郎兵衛之ヲ督シテ出發セリ(道島)

長崎製鉄所ヲ工部省管轄トシ、修船其ノ外願ノ儀ハ同省へ申出ヅベキヲ達セララル(法令)

又自今横須賀并長崎製鉄所ハ造船所、横濱製鉄所ハ製作所ト改メララル(法令)

藩庁ニテハ、忠義公來ル十六日御発駕ノ旨ヲ達ス、

十日 府藩具拝借金穀納入法ヲ定メ、新ニ証書ヲ入レ換ヘシメララル(法令)

御親兵第一番・第二番ノ二大隊本日エリエル船ニテ出發シ、十三日神奈川上陸、十五日

東京ニ着ス、是ニ於テ東京市ヶ谷ニ駐在スル兵員四大隊四砲座、總人數ハ三千百七十四

人トナレリ(史) 一番大隊長桐野利秋(中村半次郎、野崎平左衛門、二番大隊長篠原冬一郎、教頭池上四郎、中島健彦、大野五左衛門、高城十二、砲隊村田三助、教佐山口幸右衛門、砲隊村田新八、關役篠原、桑波田)

十二日 外務權大丞楠本正隆平之允・中野健明剛太郎ヲ鹿兒島・名古屋等諸藩ニ遣ハシ、配置ノ天主

教徒ヲ檢案ス(明治史要)

十四日 明後十六日忠義公乗船、大阪ニハ立寄ラズ直チニ品川ニ着艦ノ予定ナルヲ、家令ヨリ藩

庁ニ報ス、

十五日 城下附近十里内ノ諸郷兵ヲ召集シテ吉野原ニ操練ヲ行フ、参加兵数十一大隊ナリ(道尾)

十六日 忠義公久光公ニ二ノ丸ニ謁シテ後、戊辰丸(徳島藩船將 海山八蔵)ニ乗船シテ上京ノ途ニ就キ、廿一日

着京セラル、西郷隆盛随行ス(廿一日四ツ過品川着)(史料)

十七日 藩庁ニテハ、諸局附属長ニテ軍役高ヲ所有スル者ハ、城下居住ノ附士以上ニ相對売渡ス

ヘキヲ達ス(藩達)

十八日 御雇外国人府藩県管内通行ノ節ハ、相当ノ護送ヲナスベキヲ達セラル(法令)

十九日 藩庁ニテハ、藩内士族ノ軍役高出米ヲ以テ、旧制ノ通り集成館火薬局ノ歳費ニ充ツベキ

ヲ達ス(藩達)

二十二日 忠義公昨夜着京ノ届出ヲナシ、同時ニ病氣ニ付参朝ノ御断書ヲ差出サレタリ(藩公用)

二十三日 朝廷石巻及小倉ニ東西警備ノ鎮台本管ヲ置キ、其ノ分営ヲ数ヶ所ニ置カレタリ(法令)

又諸国社寺領ノ境内外ハ上地セシメ、之ヲ府藩県ノ管轄トシ、租税ノ口米錢ニテ其ノ費

用ヲ弁セシメ、且ツ租税納場所及皆済期月ヲ定メラル(法令)

又通路・河川・橋梁ノ架設或ハ通船ヲ調査セシメ、相当ノ貨錢ヲ取りテ修繕ノ費用ニ充

ツルノ設計ヲ立テシメラル(法令)

脱籍無産者ノ復籍法ヲ定メ、之ニヨリテ送受セシメラル(法令)

又士族卒ノ貫族替処分済ノ上ハ、双方地方官ヨリ届出デ、戸籍法ニ從ヒテ加除セシメラ

ル(法令)

藩庁ニテハ、東西兵学寮ヲ廢シ、西兵学寮ノ内十八歳已下ノ兵士出席所ハ小学第四校ト

シ、東兵学寮并ニ常備兵士諸郷報知役等ノ入塾所ハ、従前ノ通り軍務局寮附属トシ、仮

明治四年

小学校(第一郷校ノ事カ)ハ第三校ト称スベキヲ達ス(留達)

二十四日 知政所並諸局ニテ維新前ノ不用ノ帳類ヲ、小学校并郷校ノ習字用ニ交附セシム(留達)

二十五日 藩庁ニテハ、福ヶ追諏訪神社ヲ長田神社ト改メ、事代主神ヲ合祀シ、戸柱諏訪神社ヲ南

方神社ト改メ、健南方富神ヲ合祀シ、又言代主神御殿跡ニ新ニ八坂刀賣命ヲ祀ル旨ヲ達

セリ(留達)

大山巖兵部権大丞ニ任セラレ、正六位ニ叙セラル(磯乃)

二十七日 藩庁ニテハ、道路等ニ親族不明ノ斃死者アル時ハ、檢事検査シテ仮埋葬シ、人相等記載

ノ上藩内ニ標示シ、三十日間ニテ引取ル者ナキ時ハ埋葬ノ上右標ヲ立テ、年月日死因等

ヲ記シ置クヘキヲ達ス(留達)

二十八日 參議大久保利通、西郷従道ト共ニ山口藩ニ出張ヲ命セラル(通逃処分ノ事ニ係ル)(三条公)

鹿兒島・山口・高知三藩ヨリ徴セラレタル御親兵編制ノ隊号ヲ定メラル、

一番大隊二・三・四大隊 元鹿兒島藩

五・六・七大隊 元山口藩

八・九大隊 元高知藩

一番砲隊ヨリ四番砲隊 元鹿兒島藩

五番・六番砲隊 元高知藩

忠義公上京ニ付、八等官以上ニ登城シテ伝事ニ祝儀ヲ述ベシム(留達)

藩庁ニテハ、諸局処務ノ遲滞ヲ戒メ、其ノ処務心得方ヲ達ス(留達)

又榛木ノ自由植栽販売ヲ許シ、榛実ノ租税代納額ヲ榎実同様四升代米ト定ム(留達)

又諸局員ノ名称及定員ヲ定メ、当分増減セサルヘキヲ達ス(留達)

コノ月

五月大

藩庁ニテハ、南方神社（旧諏訪）從來ノ頭殿ノ式ヲ廢シ、四月^{ウツ}独活^{トクカツ}及ビ七月^{フシキ}祭ヲ行ハシメ、幣帛等ハ社領高ノ内ヨリ支弁セシム（藩連^{留連}）

藩庁兵器方吟味役ヲ廢ス（藩連^{留連}）

一日 去月二十五日新潟県雇入ノ英人キングニ負傷セシメ、逃亡シタルモノアルニヨリ、各方官ニテ嚴密搜索シ、速ニ捕縛スベキヲ達セラレ、二日ニ至リ再ビ一層嚴密ニ搜索スベキヲ達セララル（法令^{全書}）

二日 在京本營ニテハ、夜警ヲ始メシコト并ニ兵部省ニ採用セラレタル人名ヲ布告セリ（松永^{日記}）

三日 參議大久保利通ハ、二日ニ藩知事忠義公ニ謁シテ、今回山口藩ニ出張ヲ命セラレタル主旨ヲ述ベ、此ノ日西郷從道等ト共ニ東京ヲ發ス（大久保^{日記}）

八日 岩倉大納言忠義公ヲ訪問セラレ、暫時對話アリタリ（料^史）

伊東祐磨^二海軍中佐ニ任シ、從六位ニ叙セラレ、龍驤・富士・第一丁卯三艦ノ指揮ヲ命セララル（百官^{履歷}）

九日 吉田清成^{郎太}大藏少丞ニ任シ、從五位ニ叙セラレ、十三日大坂表へ出張ヲ命セララル（百官^{履歷}）

十日 藩庁ニテハ、紡績方ハ從來製造方ノ管轄ナリシヲ、生産方ニ管轄ヲ移スヘキヲ達セリ（料^史）

長田神社ノ祭日ヲ六月及十二月ノ十一日及十一月中卯日ト定ム（料^史）

十二日 大久保利通等山口ニ至リ、木戸^{允孝}・井上^馨ニ会シテ、日田県ニ於ケル本藩出兵遅延ノ事情ヲ陳ベテ其ノ疑惑ヲ解キ、次テ山口藩知事ニ見ヘテ、同知事及木戸ノ上京ヲ勸説セリ

（大久保^{日記}）

十四日 官・國・県・郷等諸社ノ班位及管轄ヲ定メ、并ニ職員ノ進退ニ關スル規定ヲ頒布セララル

（法令^{全書}）

明治四年

種痘新苗ヲ府藩県ニ頒ツベキニヨリ、大学東校へ申出ツベキヲ達セラル(法令)

十五日 海路危険ノ地ニハ燈明台ヲ建築スベキニヨリ、新築ノ見込アル場所へ地方官ニ於テ取調

申出ツベキヲ達セラル(法令)

十七日 忠義公麿香間祇候ヲ命セラル(公文)

忠義公參内天氣伺日取ノ指揮ヲ請ハレシニ、來ル十九日第十時參内スベキノ指令アリタ

リ(料史)

從來高掛物トシテ取立來リタル無地高井二年々引ト唱フルモノハ、免除スル旨ヲ達セラ

ル(法令)

藩庁ニテハ、各砲台試射ノ時ハ、国旗ヲ掲ゲテ船舶ノ通行ヲ停止スベキヲ達セリ(料史)

小牧昌業善次郎・伊地知清次郎へ清国留学ヲ命セラル(公文)

十九日 忠義公參内、小御所及御學問所ニ於テ天顔ヲ拝シ、御菓子ヲ拜戴シ、帰途三條公並ニ岩

倉公ヲ訪問セラル(料史)

二十二日 大阪以西ノ駅々取締ノ為、当六月ヨリ大阪ニ駅通司出張所ヲ設置スル旨ヲ達セラル(法令)

藩庁ニテハ、城下附近村ノ内原良村ヲ永吉村へ、華野村ヲ岡之原村へ、下田村ヲ坂元村

へ、皆房村ヲ比志島村へ、草牟田村ヲ下伊敷村へ、花棚村ヲ川上村へ合併スベキ旨ヲ達

ス(料史)

二十三日 古器旧物ノ類ハ歴史考証上裨益不尠ニヨリ、各地方ニ於テ保全ノ途ヲ講シ、其品目所藏

人名等ノ詳細ヲ上申セシメラル(法令)

二十四日 曩時諸国寺院境内外ハ上地ノ旨達シタレトモ、調方区々ニ付墓所ヲ除ク外ハ、田畠・山

林・荒地共境内外トシ、從來收納ノ分ハ六ヶ年平均ニテ取調べ、期限迄ニ差出スベキヲ

達セラル(法令)
(全書)

民部大丞吉井友實春徳暴風激浪被害視察ノ為メ、大阪并兵庫表へ出張ヲ命ゼラル(百官履歴)
(三峰日記)
黒岡勇之丞清国留学ヲ命セラル(公文)
(録)

二十五日 再ビ各藩県管内金・銀・銅・鉄・山并二年々ノ採掘量、其外石炭・鉛・硫黄・薬石類産出ノ場所等取調べ、見本品ヲ添へ差出スベキヲ達セラル(法令)
(全書)

二十六日 大久保等、十六日木戸ト共ニ山口ヲ発シテ此ノ日帰京シ、三十日忠義公ニ謁ス(大久保)
(日記)
二十八日 管下川々ニテ溺死人アル時ハ、相当ノ処置ヲナサシメ届出ツベシ、費用ハ官費ニテ弁ズベキヲ達セラル(法令)但三府へハ二十五日ニ達セラル、

又華士族ニテ脱籍逃亡シ五十日以内ニ帰ル者ハ、従来ノ如ク原禄ヲ給ストイヘドモ、以外ハ禄ヲ収メ、家属ヲ民籍ニ編入シ、本犯復帰スレバ庶人ニ下スベキヲ達セラル(法令)
(全書)

三十日 諸藩県ノ印紙照鑑ノ為、一枚ツ、彈正台へ差出スベキヲ達セラル(法令)
(全書)

又府藩県貴族ノ者管轄替ノ時家禄ノ渡方ハ、新旧申合セ次第ニ取扱ヒ、両庁ヨリ大蔵省へ届ケ出ツベキヲ達セラル(法令)
(全書)

藩庁ニテハ、他国行旅費ハ一昨年官等ニ応シテ定メナリシモ、同等ニ支給スベキヲ達ス

(史料)

忠義公年表

自明治四年六月
至同三十年十二月 第三稿第五編

六月小

二日 藩庁ニテハ、昨年十二月朝廷ヨリ御記録御編輯ニ付、維新以来朝官拜命者ノ履歴書、指
示ノ箇条ニ基キ、調製差出サシムヘク命セラレタルニヨリ、当月中ニ御達又ハ地頭ヨリ

明治四年

取揃へ差出スベキヲ達ス(料史)

三日 藩庁ニテハ、城下上町ノ内地蔵町ヲ米町ト、向築地ヲ向江町ト改称スヘキヲ達ス(料史)

五日 藩庁ニテハ、先月十九日忠義公麿香間祇候ニ任セラレタル御祝儀ヲ申上グベキヲ達ス(料史)

七日 昨年十一月歐羅巴並支那へ差遣セラレタル黒田清隆(了)、欧州ヨリ帰朝セリ(百官履歴)

八日 旧藩庁発行ノ楮幣ハ、一昨年廃止セラレタルニ、猶通用スル向コレアル由ニ付、嚴重取締ルベキヲ達セラシ(法令)

十日 藩庁ニテハ、参政橋口與一郎ニ上京ヲ命ス、依テ十八日三邦丸ヨリ長崎ニ出テ、急ニテ

東京ニ赴ク(料史)

先般戸籍法頒布ニ付、寄留旅行等ノ者ヘハ、管轄地方官ヨリ鑑札ヲ渡スベキヲ達セラシ

(法令)

安藤直五郎華頂宮随從トシテ米國へ差遣セラシ(公文)

又藩庁ニテハ、照國神社ノ祭日ヲ二月十一日・九月廿八日ト改定スベキヲ達ス(留滯)

又小学校・郷校諸生ノ水泳修業場ヲ、毎年六月十五日ヨリ七月晦日迄ノ間、南ハ大門口

ヨリ南台揚角迄ノ間、北ハ病院下舌出地ヨリ北新築地通角迄ノ間ノ両所ニ設クベキヲ達

ス(留滯)

東京ニテ蜂須賀徳島藩知事忠義公ヲ訪問シ、次デ忠義公ハ三條公ヲ訪問セラシ、

十二日 諸商人売買ノ品代金十ヶ年以内ハ、証書ヲ取り置カズトモ帳面記載ノミニテ証トシタレ

ドモ、尔来借主ノ印鑑ナキ者ハ、無証拠トスベキヲ達セラシ(法令)

十五日 忠義公參朝セラレ、帰途徳島藩邸・岡山藩邸・肥後藩邸・長州藩邸ヲ訪問セラシ、

十六日 藩庁ニテハ、士族他郷ニ自作地ヲ所有スベカラザルニヨリ、所有者ハ来七月限り其ノ地

士族ニ売渡スベク、又士族ノ所有地制限四町步ヨリ余地アル者ハ、是亦売渡スベキヲ達ス(留達)

十七日 寺院ノ御所号・門跡号・院家・院室等ノ名称ヲ廢シ、地方官ノ管轄トシ、寺祿ハ現石二分五厘ヲ給シ、坊官・侯人等ノ名称ヲモ廢シ、蓄髮ノ上ソノ眞屬士族・卒ニ加ヘラレ、尔今僧尼トナル者ハ地方官庁ノ免許ヲ受ケシメラル(法令)

忠義公天璋院殿ヲ訪問セラル、

藩庁ニテハ、伶人ノ役職ヲ設ケソノ定員・等級・俸祿等ヲ定ム(留達)

十八日 諸官庁ニテ外国人雇傭ノ約定ヲナストキハ、調印前外務省ノ検査ヲ經、免狀ヲ受ケテ手

記調印セシムベキ旨ヲ達セラル(法令)

(頭註)「他ニモ郷校アルベケレド何時出来シヤ不明 四月九日ノ伊地知氏ノ手紙ニ郷校十三云々トアレバ多く出来居シナラン」
藩庁ニテハ、内ノ丸郷校ヲ官校トナシ、第七郷校ト称シ、本学校ニ管轄セシム(留達)

十九日 外務大輔寺島宗則ハウアイ島和親貿易条約取結之全權ヲ委任セラル(百官)

山口藩知事忠義公ヲ訪問セラル、

二十日 棄兒教育ニハ当歳ヨリ十五歳迄、年米七斗ツ、下賜ノ旨ヲ達セラル(法令)

二十二日 府藩臬交渉ニ係ル訴訟准判規程ノ改正ヲ行ヒ、之ヲ頒布セラル(法令)

忠義公鳥取藩邸・大泉藩酒井蓬堂邸・近衛公邸ヲ訪問セラル、

二十五日 鹿兒島藩大参事西郷隆盛、木戸孝允ト共ニ新タニ参議ニ任シ、正三位ニ叙セラレ、他ノ

参議一同職ヲ免ゼラレタリ(大久保日記)

二十六日 忠義公、細川侯私邸へ山口藩知事ト共ニ招待ヲ受ケテ臨席セラル、山口藩知事ハ不参、

先月廿四日大阪并ニ兵庫表へ出張ヲ命セラレタル吉井友實、コノ日帰京ス(三條日記)

二十七日 参議大久保利通本官ヲ免ジ、大蔵卿ニ任ゼラル(百官)

明治四年

コノ月

七月大

諸寺院ノ執奏ヲ廢シ、ソノ住職繼承等ハ地方官ニテ進退シ、官位ハ地方官ヨリ寺格勘例ヲ具シテ上請スヘキヲ達セラル、

藩庁、外遣書生中病氣ニ罹リ帰藩療養ノモノ、往々平癒セザルニ、再ビ出發シテ病氣再發スル者アルヤニ付、詳ニ診察ノ上出發セシムベキヲ達ス(留達)

藩庁、森岡清左衛門ヲ會計奉行ニ任シ長崎詰ヲ命ス(留達)

一日 大久保利通ニ制度取調專務ヲ命ゼラル(百官)

三日 西郷隆盛ニ紫組掛緒ヲ下賜セラル(履歷)

本藩士二木彦七・服部敬次郎ニ、斗南藩士山川健次郎ト共ニ米國留學ヲ命セラル(公文)

藩風帆船徳用丸運用方トシテ、船長ニ和蘭人イーケレーマン、按針役ニヘンデレツキヒユヘネツトヲ、十二ヶ月間雇入度旨ヲ出願セリ(公文)

但シ船長洋銀百五拾枚、按針式拾五枚ノ給料ナリ、

四日 忠義公、昨日礼服用參朝スヘキノ命ヲ拜シ、直垂着用御輿ニテ參朝セラレシニ、国事

諮詢ニ付、忌憚ナク建言シテ宏謨ヲ裨補スベキヲ達セラレ、尚月中二ノ日ヲ定日トシテ

三回參朝スヘキヲ達セラル、此ノ日外ニ尾張老侯・山口藩知事モ參朝アリタリ(科史)

政教一致ノ趣意ヲ明カニシ、諸藩宣教掛ニ一同帰藩ヲ命ゼラル(本政官)

又神官ノ祿制ヲ定メ社地ヲ収メ、且ツ社格ヲ定メテ氏子ニ守札ヲ出サシム(法令)

民部大丞吉井友實宮内大丞ニ任セラレ、十二日ニ至リ制度取調ヲ命ゼラル(百官)

五日 藩庁ニテハ、谷山郡ノ内宇宿村ヲ一村トシ、同村内廣木方限ヲ田上村ニ屬セシム、又西

之別府村之内大牧ノ地面ハ田上村ニ作職御免ノ処、従前ノ通ニ復スル旨ヲ達ス(留達)

西郷・木戸以下ノ制度取調議員議シテ其ノ權限ヲ定メ、宸裁メ上ソノ權限ニ対スル委任

状ヲ授ケラル(岩倉公
実記)

八日 今般御親兵操練天覧アルベキノ処、御多端且炎暑ノ節ニ付、延期ノ旨ヲ達セラル(太政官
日誌)

九日 刑部省ヲ廢シテ司法省ヲ置カレ、同日刑部少丞岸良兼養東京滞在ヲ命セラル(百官
履歷)

暴風雨被害甚シク死傷者アリシヲ以テ、吉井大丞・香川権大丞・醍醐侍從等ヲ慰問トシテ差遣セラル(三峰
日記)

府藩県ニ令シテ寺社領上地粟米給与ノ祿制ハ、調方ノ都合ニヨリ本年ノ分ハ物成ノ五分ヲ給シ置キ、後過不足ヲ精算セシメラル(太政官
日記)

十日 華族ノ元服・家督、僧侶ノ官位・住職等ノ際、献上物一切禁止セラル(太政官
日誌)

主上兵部省員ヲ召サル、権大丞大山巖モ出頭セリ(三峰
日記)

十一日 忠義公、三條公・岩倉公・名古屋藩知事・山口藩知事ヲ招待セラレ、西郷並伊集院ヲモ陪セシメラル、

十三日 藩庁ニテハ、回國者又ハ僧尼類ノ入國ヲ嚴重ニ取締ルヘキヲ達ス(藩達
留達)

新貨幣発行ニ付、再ヒ其条例ヲ府藩県ニ渡サレ、ソノ主意ノ貫徹ニ付管内ニ諭告セシメラル(太政官
日誌)

十四日 忠義公昨日礼服用參朝スヘキノ命ヲ拝シ參内セラレシニ、特ニ版籍奉還ヲ首唱セシヲ

賞セラレ、今其ノ実ヲ揚ゲンガ為メニ、藩ヲ廢シテ県トナシ以テ政令ヲ一ニス、宜シク

其ノ意ヲ体シテ翼賛スベシトノ勅書ヲ拝受シ、鹿児島藩知事ヲ免セラル(藩達
留達)

又今般廢藩置県ニ就テハ、追テ指揮アル迄ハ大參事以下従前ノ通事務ヲ処理スヘク、一

定ノ規定アル迄庶務ハ大參事処決シ、重大事件ハ朝裁ヲ請フヘキヲ達セラル(藩達
留達)

各藩通用ノ紙幣ハ今般廢藩ニ付、本日ノ相場ヲ以テ引換フヘキヲ達セラル(太政官
日誌)

明治四年

又弁官ヲ廢セラレタルニヨリ諸願伺届等ハ、其ノ關係官省へ差出スベキヲ達セラル(官日誌)

十五日 藩庁ニテハ、城下士族大浮免高地ニヨリ自作地同様ニ取扱フベキヲ達ス(留達)

昨日達セラレタル藩札引替ニ付、更ニ相場定メ方心得ヲ達セラレ、至急ニ取調へ差出サ

シメラル(法令全書)

兵部大丞川村純義兵部少輔ニ任セラル(百官履歷)

十八日 大学ヲ廢シ文部省ヲ置カレタルニヨリ、大学大丞町田久成十九日附ヲ以テ文部大丞ニ任

ゼラル(百官履歷)

二十日 御親兵大隊長野津鎮雄・篠原國幹・種田政明・桐野利秋ニ、兵部省出仕ヲ命セラル、

(太政官日誌)

二十二日 藩庁ニテハ、兵器方日記役及ヒ同助ヲ廢シ、兵器方筆者ヲ置クベキヲ軍務局其ノ他ニ達

セリ(留達)

旧藩印既ニ押印ノ書類ハ、其俣相用候様元藩々へ達セラル(法令全書)

二十三日 忠義公参内セラレ、御苑内山里御茶亭ニテ宴ヲ賜ヒ、天盃ヲ拝戴セラル(執筆史料三書日記)

野津道貫・永山盛弘陸軍少佐ニ任シ、正七位ニ叙セラル(太政官日誌)

二十四日 諸県藩元ニ令シテ、旧藩債ヲ雛形ニヨリ調査シ、往復ヲ除キ十五日以内ニ大蔵省ニ申請セ

シメラル(太政官日誌)

又徴税法モ当年ハ旧貫ニ拠ルベキニ付、詳細取調へ、明年三月迄ニ申出ツベキヲ達セラ

ル(同右)

二十八日 桐野利秋ハ陸軍少将ニ任ジ、従五位ニ叙セラレ、野津鎮雄ハ陸軍大佐兼兵部権大丞ニ、

篠原國幹ハ陸軍大佐ニ、種田政明ハ兵部権大丞ニ任セラレ、各正六位ニ叙セラル(大政官日誌)

(百官歴)

二十九日 鹿兒島県権大参事伊集院兼寛眞右衛門 出納権正ニ任セラル、

三十日 伝事ヨリ藩庁ニ、ソノ職員ノ役名・通称・姓・実名・俸禄ヲ席順ニ記載シ、来月七日迄

ニ申出ツベキヲ達ス、

コノ月

神祇官ヨリ鹿兒島神社ヲ国幣中社ニ、枚聞神社ヲ国幣小社ニ列セラレシヲ達セラル、

藩庁ニテハ、先年来漢学局学生二十人・国学局学生十人ニ、稽古扶持米年四石宛、漢学

局諸生五十人・国学局諸生二十人ニ、同シク年三石宛下附シ来リタレトモ、尔後之ヲ廢

シ、学問勉勵ノ者ニ六ヶ月ツ、前割合ヲ以テ下賜セラルヘキヲ達ス、

八月

五日 従来ノ知政所ヲ鹿兒島県庁ト改メ、諸郷ノ制札ヲ撤シ、境ノ標木藩ノ字ヲ県字ニ書改メ

シム、

九月

十日 忠義公参内シテ、久光公積年ノ功劳ヲ思召サレ、特別ヲ以テ分家ヲ命シ、賞典禄拾万石

ノ内五万石ヲ分賜スベキ命ヲ拜セラル、而シテ残余ノ五万石ヨリ年々生ズル利子ハ、県

下学校資金ニ寄附セラル、

十三日 忠義公参内再ビ從三位ニ叙セラレ、久光公從二位ニ叙セラル、

二十四日 忠義公召ニ応シテ濱離宮ニ参候シ、天盃ヲ賜ハル、

十月

八日 外務卿岩倉具視ヲ以テ、右大臣兼特命全權大使ト為シ欧米各国ニ差遣ス、参議木戸孝允・

大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳藤範之ニ副ス(明治史要一)

忠義公参内、華族ハ悉ク輦轂ノ下ニ集マリテ、聞見ヲ広メ知識ヲ研キ、国家有用ノ材タ

ルヘク奮発勉勵スベキヲ達セラル(明治四年御日帳白表)

十八日 大隅国南端佐多岬ノ小島ニ燈台ヲ設立セリ、白色八角鉄造ニシテ、第一等不動白色二十

一里ヲ照ス(明治史要
附録表)

二十三日 忠義公参内、他ノ華族ノ人々ト共ニ華族ハ衆庶ノ標準トスル所ナレバ、宇内ノ形勢ニ着

眼シ、有用ノ業ヲ修メ、外国ニ留学シ、或ハ周遊シテ、妻女或ハ姉妹ヲ携ヘ母子ノ教育

育兒ノ法等ニ注意セシメ、風教ノ基礎ヲ養フニ勉ムベキヲ達セラル(同右)

久光公上表シテ位記ヲ奉還セラレ、忠義公ニハ大藩ノ知事相当ノ位階ナレバ、之ヲ受ク

ベキヲ論サル、

十一月

二日 知県事ヲ改メテ、県令權正ト為シ、参事權正ヲ府県ニ置ク、高崎友愛六置權賜羽前県ノ時置ク此ニテ参事タ

十三日 日田県知事野村盛秀ヲ埼玉県令トス埼玉県ハ此
ノ時置ク

十四日 美々津県・都城県向・鹿兒島県ヲ置キ、旧鹿兒島県權大参事橋口兼三与一ヲ美々津県参

事、桂久武右衛門ヲ都城県参事、大山綱良旧鹿兒島
權大参事ヲ鹿兒島県参事ト為ス、

十五日 陸軍少佐淵邊高照群ヲ北條県参事トナス北條県美作
此ノ時置ク

二十日 内田政風仲之助ヲ金澤県参事此ノ時、永山盛輝正藏ヲ筑摩県参事トス信濃此ノ
時置ク

二十八日 外務卿副島種臣・大輔寺島宗則ヲシテ、澳太利国条约交換ノ事ヲ掌ラシム全權委任ノ詔令ニ御
駮ヲ鈐ス、後以テ例
ト為ス

十二月

十四日 参議大隈重信・外務大輔寺島宗則・大蔵大輔井上馨ヲシテ、澳国博覽会事務ヲ管セシム、

二十四日 金澤・鹿兒島以下九十六県ノ紙幣製造器械料紙等旧藩
所用ヲ燒燬ス
東京深
洲崎

二十六日 磐前県權令武井守正ヲ罷メ、坂本清彦廣四郎ヲ以テ参事トナス平県ヲ改称ス
十一月廿九日

明治五年

正月

十日 忠義公、父久光公ノ為メニ、病氣ニ付位階拝受ノ猶予ヲ歎願セラレテ聴許セラル、

十二日 天明三年、天英院様御遺金預リノ殘金二千兩、近衛家ニ返還セララル(近衛家御用 邸屋日記)

二十日 太政官左院少議官高崎豊磨等ヲ派遣シ、海外各国ヲ巡視セシム、

十二日 大蔵少輔吉田清成太郎ヲ以テ理事官ト為シ、米國ニ差遣ス、

二十八日 河村純義ヲ海軍少輔ト為ス、

三月

二日 築地海軍所ヲ海軍省ト為ス、

八日 鹿兒島県ノ集成館ヲ改テ大砲製造所ト称シ、火薬製造所ヲ火巧所ト称シ、造兵司ニ属ス

(明治 史要)

九日 親兵ヲ廢シテ近衛兵ヲ置キ、陸軍少輔西郷從道ヲ陸軍少將近衛副都督トシ、陸軍少輔ヲ

兼ネシム、此ノ日近衛条例ヲ定ム山縣中將都督・大輔兼

二十三日 久光公島津忠欽英之進ヲシテ、参朝シテ分家賜祿ノ恩ヲ拝謝セシメラル、

四月

五日 嘉永五年二月本藩創立ノ鹿兒島製造所造陸軍省所管トナル、後七年三月四日海軍省所管

二改ム(明治史要 附錄表)

八日 外務卿副島種臣・大輔寺島宗則ニ命シ、各国条約改正ノ事ヲ掌ラシム十一日ニ至リ大蔵省ニ等出 仕上野黨魁モ亦是命アリ

(明治 史要)

九日 置賜県参事高崎友愛ヲ罷メ中議官ニ転ス、少議生本田親雄ヲ以テ之ニ代フ(明治史 要一)

十八日 少弁務使森有禮ヲ以テ中弁務使ト為ス(同右)

二十五日 外務大輔寺島宗則ヲ以テ大弁務使ト為シ、英國ニ駐劄ス(同右)

二十九日 大議官伊地知正治ヲ以テ副議長ト為ス(同右)

五月

三日 少弁務使鮫島尚信ヲ以テ中弁務使ト為シ、佛國ニ駐劄セシム(明治史 要一)

十七日 是ヨリ先特命全權副使大久保利通・伊藤博文、事ヲ以テ米國ヨリ至ル、是日再ヒ往赴ス、

大弁務使寺島宗則モ亦英國ニ赴ク(同右)

六月

十二日 車駕日進艦ニ御シ六連島燈台ヲ見ル、此ノ日勅使(侍從番長高島綱之助)ヲ櫻山招魂場(下)

ニ遣ハシ、戦死及ヒ命ヲ因事ニ殞ス者ヲ弔祭ス(明治史 要一)

二十二日

天皇龍驤艦ニ御シテ鹿兒島ニ行幸アリ、旧城内鎮台營所ヲ行在所トシ、七月二日帰艦ア

リタリ、此ノ間久光公ハ二十二日及ヒ二十八日ノ二回天機ヲ伺候シ、且ツ建言書ヲ上ラ
ル、

二十三日

天皇神代ノ三陵(可愛陵・吾平陵 高麗陵並ニ日向)ヲ遙拜シ、諸学校及ヒ練兵擊劍諸場ヲ巡覽ス、是日勅使(侍

從番長醍醐忠順)ヲ鶴ヶ峰招魂場(鹿兒島)ニ遣シ、戦死及ヒ命ヲ因事ニ殞ス者ヲ弔祭ス(明治史 要一)

二十四日

車駕舟形ノ砲台(鹿兒島)ニ臨ミ、海陸攻守ノ操練ヲ覽ル、是日紡績場・陶器所及ヒ諸製造場

ヲ巡覽ス(同右)

七月

二十六日 琉球國使毛有斐(池城方)等行在所ニ謁シ、方物ヲ獻ス(同右)

二日 車駕鹿兒島ヲ発ス(明治史 要一)

十九日 參議西郷隆盛ヲ以テ、陸軍元帥・近衛都督ヲ兼ネシム(同右)

二十三日 中弁務使鮫島尚信ノ英國事務管理ヲ罷ム(同右)

二十九日 參議兼陸軍元帥西郷隆盛ヲ以テ、陸軍元帥兼參議トナス(近衛都督 故ノ如シ 同右)

九日 陸軍少輔西郷從道ノ近衛副都督ヲ罷ム(同右)

八月

十五日 長崎県榑參事森岡昌純ヲ以テ、飾磨県參事ト為ス(明治史 要一)

九月

二十七日 是ヨリ先、外務省琉球藩ノ事ヲ管ス、是日本省ノ官吏(六等出仕伊地知貞馨等)ヲシテ琉球ニ駐在セシメ、

明治六年

十月

二十九日 久光公家扶法兀昌祥ヲシテ、御巡幸中ノ建言ニ付、御下問ノ為メ上京ノ命ヲ拜セシモ、病氣臥床中ニテ、上京ノ御猶予ヲ請ハシメラル、十月十二日ニ至リ聴許セララル、

九日 陸軍少佐樺山資紀ヲ遣シテ臺灣島ヲ視察ス(明治史要)

十四日 外務省ノ大中小弁務使・大少記ヲ廢シ、更ニ特命全權公使^二・弁理公使^三・代理公使^四・書記官^七ヲ置キ、大弁務使寺島宗則ヲ以テ特命全權公使ト為ス(同右)

十六日 魯国皇子アレキシス来リ(横浜ニハ十三日)、之ヲ延遠館ニ館ス、十八日天皇同館ニ臨御、

二十日 外務省三等出仕上野景範ヲ以テ弁理公使ト為シ、米國ニ駐劄セシム(同右)

二十一日 天皇魯国皇子ト共ニ操練場ニ御シ行軍式ヲ覽ル、又予メ海軍省ニ令シ軍艦一艘ヲ鑿シ、

宮内少輔吉井友實ヲシテ之ヲ箱館ニ護送セシム(同右)

一月

十五日 美々津・都城二県ヲ廢シテ宮崎県ヲ置キ、八代県ヲ廢シテ白川県ニ併ス、美々津県参事

福山健偉ヲ以テ、宮崎県参事ト為シ、都城県参事桂久武ヲ豊岡県令ト為ス(明治史要)

三月

九日 筑摩県参事永山盛輝ヲ以テ権令ト為ス(明治史要)

四月

十七日 (旧三月廿一日) 久光公病ヲカメ勅使ニ從ヒテ上京シ、二十三日東京ニ達ス、二十八日参

朝シテ天機ヲ伺候シ、四年九月叙位ノ宣旨ヲ拜受シ、老年所勞ノ為メ御車寄迄乗車乘馬ヲ許シ給フノ命ヲ拜セララル、

十九日 鹿児島県参事大山綱良ヲ権令ト為ス(明治史要一)

二十八日 從三位様(久光公) 一昨年(四年九月) 從二位宣下アリタレトモ、病氣ノ為メ拜命猶予ノ

処、此ノ日御請御礼濟ミタリ(寺師宗道日記)

明治六年コノ月

聖堂焼跡へ旧三月廿五六日(四月廿九・卅日)方ヨリ、本学校並ニ二三校造立有之事(寺師宗道日記)

五月

三日 久光公山里御苑茶亭ニ拝謁シテ、建言条項ノ御下問ニ奉答シ、尚下問アルニヨリ東京ニ

淹留スヘキノ命ヲ拜シ、皇后宮ニモ拜謁シ、御下賜品ヲ拜受シテ退カル、

五日 皇城火アリ、赤坂離宮ニ移御アリテ仮皇居ト定メサセラル、久光公仮皇居ニ天機ヲ伺候

セラル、

十日 久光公麝香之間祇候ヲ命セラレ、国事諮詢ニ応スル為メニ時々参朝スヘキノ命ヲ拜セラ

ル、

参議西郷隆盛ヲ以テ陸軍大将兼参議ト為ス(明治史要一)

二十二日 上櫻田練兵場ヨリ還幸ノ際、久光公ノ櫻田邸ニ臨幸アリテ謁ヲ賜ヒ、毎月二八ノ日ヲ以

テ講筵ニ陪スヘキノ勅語ヲ下シ、忠經・久濟後忠・忠欽ニモ亦謁ヲ賜フ、

二十六日 特命全權副使大久保利通歐洲ヨリ至ル(明治史要一)

二十九日 北條県参事淵邊高照ヲ罷ム陸軍少佐ニ転ス(右)

六月

十四日 豊岡県権令桂久武ヲ罷ム(明治史要一)

二十日 是ヨリ先、秘魯国我政府ノ清民強買ヲ判理セシヲ可トス事ハ五年十一月ニアリ、外務少輔上野景範其

ノ全權公使カルシヤト往復論弁ス、是日遂ニ判決ヲ魯西亜帝ニ取ルノ約ヲ定ム(同右)

二十二日 久光公命ヲ奉シテ、昨年鹿兒島巡幸ノ際奉リタル建言書ノ条項ヲ注釈シテ上ラル、

七月

二日 陸軍少将西郷従道ヲ以テ陸軍大輔ヲ兼ネシム(明治史要一)

五日 久光・忠義両公連署シテ、金壹万円ヲ献シテ、皇居造宮ノ費ニ加ヘラレンコトヲ請フ、

聴許セラル、

福岡県民旱災暴動ノ為メ、検査権助中村義心等ノ死事ヲ賞シ、祭葬金ヲ賜ヒ其ノ家族ヲ

賑恤ス(明治史要一)

二十四日 県庁ノ諸帳面新地ニテ長持共焼方有之候、不存者ハ火事ト騒キ立候程ノ事ニテ候ヨシ、

何故カハ全ク不相知、但大山格之助十七八日方東京ヨリ帰り、權令ニ成リ候由、尤薩計

旧令ニ沈ミ一新セサルニヨリ、東京ニテ殊ノ外談判ニ成候ヨシ、其故ナラン、又近々朝

官差入ノ為ナラントモ云々(寺師宗道日記)

八月

中旬 忠義公百五十日ノ墓參賜暇ヲ得テ、廿日帰県セラル、

十月

十二日 大藏卿大久保利通ヲ以テ參議ト為ス(明治史要一)

二十四日 陸軍大将西郷隆盛ノ參議近衛都督ヲ罷ム、

二十八日 特命全權公使寺島宗則ヲ參議兼外務卿ト為ス(明治史要一)

十一月

十二日 海軍少丞仁禮景範ヲ差遣シテ支那海路ヲ檢究セシム(明治史要一)

二十二日 弁理公使鮫島尚信ヲ以テ特命全權公使ト為ス(同右)

二十九日 參議大久保利通ヲ以テ内務卿ヲ兼ネシム(同右)

十二月

四日 聖上及皇后宮ノ御真影ヲ久光公ニ賜ハントテ公ヲ召サレタレトモ、公疾ヲ以テ參朝スル

コト能ハス、淺野正二位代テ拝受ス、

七日 旧城内宮所火ヲ失シ、樓門ニ至ルマデ隅ノ倉ヲ残シテ尽ク焼亡ス(寺師宗道日記) (小銃彈葉十方

発格護)

二十二日 石川県權令内田政風ヲ以テ令ト為ス(明治史要一)

二十四日 久光公參朝シ、内閣顧問ニ任セラレ、国事親臨御評議ノ際參候スヘキノ命ヲ拝セラル(大臣

ノ下ニ
班ス

二十六日 上久光公ノ老軀寒ヲ冒スヲ勞ハリ給ヒ、特ニ御駕ノ馬車一輛ヲ賜フ、

コノ年
明治七年

二十八日 宮内省ヨリ久光公ヲ召ス、病ニヨリテ辞セラル、翌日家令ヲ召シテ物ヲ賜フ、

二等議官高崎五六、困憲ヲ確定センコトヲ建議ス(旧邦秘録・寺師
宗道日記附録)

一月

七日 久光公上書シテ、内閣顧問ノ職俸ヲ辞セラレタレトモ聴サレズ、

九日 久光公復上書シテ、病体ノ故ヲ以テ内閣顧問ヲ辞セラレタレトモ、是亦聴サレズ、

十三日 陸軍中佐大迫貞清ヲ静岡県權令ト為ス(明治史
要一)

二十三日 分宮ヨリ此節焼失ニ付、小銃・彈藥火巧所へ引渡サル、大砲二挺ハ豊後入大友ノ分捕品、

一挺ハ朝鮮番船破リ分捕品ナリ、之ヲ地金砲局へ渡サル、実ニ遺憾故開物社へ申受ク云

々(寺師宗
道日記)

二十八日 鹿兒島県ノ機械所陸軍省
所管ヲ海軍省ニ屬ス(明治史
要一)

二月

九日 佐賀ノ賊兇焰益熾シナリ、參議兼内務卿大久保利通ニ命シ往テ鎮撫セシメ、内務・司法

二省官吏之ニ屬ス(權大判事河野敏謙・大檢事岸良兼養等七人)、尋テ陸軍少將野津鎮雄ニ

命シ、兵砲兵一隊ヲ率キテ熊本ニ赴カシム云々(明治史
要一)

十七日 久光公命ニヨリテ東京ヲ發シ、鹿兒島県ニ赴カル、是ヨリ先江藤新平・島義勇等乱ヲ佐

賀ニ作ス、時ニ西郷陸軍大将亦鹿兒島ニ在リテ、世ソノ声息ヲ通スルヲ疑フ、公鹿兒島

ニ赴カンコトヲ請フコト再三、乃チ勅シテ西下セシメラレシナリ、

二十日 久光公鹿兒島ニ着シ、西郷大将ヲ遊獵場ヨリ召還シ朝旨ヲ諭告シ、佐賀ノ鎮庄ヲ奨メラ

レタレトモ固辞ス、依テ島津久濟ヲシテ上京事状ヲ報セシメ、公ハ猶鹿兒島ニ留マラル、

二十三日 嘉彰親王征討總督、陸軍中將山縣有朋參軍トシテ、特ニ近衛第二連隊ヲ假シ、及ヒ東京

鎮台兵一中隊ヲ從ハシム、尋テ海軍少將伊東祐磨ヲ參軍、陸軍少將野津鎮雄ヲ參謀長ト

為ス(明治史要一)

三月

一日 陸海官軍佐賀城ニ入ル、參議大久保利通及ヒ本県官吏皆至ル(明治史要)

八日 二等書記官中村博愛ヲ領事トナシ、佛國馬耳塞港ニ駐劄セシム(マルセイユ)伊國弗尼斯港(ベニユ)ヲ廢ス(右)

二十五日 鹿兒島神社ヲ官幣中社ト為シ、鵜戸神社(日向國那珂郡)ヲ官幣小社ト為シ、並ニ神宮ト改稱ス(同右)

二十七日 島義勇・副島義高等十三人ヲ鹿兒島県ニ捕獲ス、

四月

二日 萬里小路宮内大輔(頭赴 三千日出発 奈良原等五郎隨行之)・山岡宮内少丞(鉄太郎)勅使トシテ鹿兒島ニ來リ、久光公ニ帰京ノ命ヲ伝フ、十五日公勅使ニ從ヒテ海路出發セラル、

四日 陸軍少將西郷從道ヲ以テ中将ト為ス(兼陸軍大輔 故ノ如シ)

陸軍中將西郷從道ヲ以テ臺灣事務都督ト為シ、兵(三千六百五十八人)ヲ率キテ之ヲ討ス、
二十一日 久光公東京ニ還ラレ、翌日參朝天機ヲ伺候シ、帰県ノ状ヲ具申セラル、上手ツカラ短刀ヲ賜ヒ、別室ニテ酒肴ヲ賜フ、

二十四日 嘉彰親王・内務卿大久保利通等佐賀ヨリ至ル、

二十七日 久光公召ニ依リ參朝シ左大臣ニ任セラル、

三十日 副議長伊地知正治ヲ以テ議長ト為ス、

五月

十七日 久光公ニ特旨ヲ以テ年金四千五百円ヲ賜ヒ、外國公使接待等ノ賞ニ充テシメラル、

二十三日 久光公、岩倉右大臣ト三條太政大臣ノ邸ニ會シ、平生抱ク所ノ疑問ノ個條二十條ヲ挙ゲテ答解ヲ兩大臣ニ要メラル、

六月

十三日 中村博愛佛國領事トシテ馬耳塞ニ派出(明治史要附録表)

コノ月

二十三日 開拓次官黒田清隆ヲ以テ陸軍中將兼開拓次官ト為シ、北海道屯田憲兵事務ヲ総理セシム、
久光公大隈參議辭表問題ニ付三條公ト論議シ、左院議長伊地知正治ニモ意見ヲ詢ハル、

明治七年七月

八月

四日 議長伊地知正治ヲ以テ地方官會議掛ヲ兼ネシム、

一日 參議大久保利通ヲ以テ全權弁理大臣ト為シ、清國ニ差遣ス、三等議官高崎正風・租稅助
吉原重俊等從フ、

二日 議長伊地知正治ヲ參議兼議長トシ、陸軍中將兼開拓次官黒田清隆ニ參議開拓長官ヲ兼ネ
シメ、參議伊藤博文ニ大久保利通ニ代リテ内務卿ノ事ヲ兼撰セシム官制ノ更定ハ五年
十月十三日ニアリ

四日 大警視川路利良ヲ以テ警視長ト為ス、

五日 海軍少輔河村純義ヲ以テ海軍中將兼海軍大輔トナス、

飾磨県參事森岡昌純ヲ權令ト為ス、

十三日 陸軍省ノ官吏ヲ差遣シ、雇使外國人ヲ率キテ攝津及ヒ下ノ關・鹿兒島海岸ヲ測檢セシム、

十四日 海軍仮提督府ヲ鹿兒島ニ創置シ、十月十三日改メテ第二仮提督府トス(明治史要
附錄表)

十五日 上東久世侍從ヲシテ久光公ニ菓ヲ賜ヒ、明日ノ參朝ヲ命セシメラル、翌日公參朝ス、勅

シテ臺灣ノ事切迫セルニヨリ、毎日參朝スヘキヲ命セララル、

二十四日 中山從一位能忠・松平正二位永慶以下華族十四人連署シテ、書ヲ三條・岩倉兩大臣ニ呈シテ

聖諭、久光ニ毎日ノ參朝ヲ命セラル、宜シク其ノ建言ヲ納レ、其ノ職ヲ尽サシムベキノ
意ヲ陳述ス、

コノ月

忠義公鹿兒島県庁ニ依托シテ、嶋津家初代以來慶應三年ニ至ル迄、家臣戰死者人名・場
所・年月日等ヲ、十月迄ニ其ノ子孫ヨリ申告セシメラル、

九月

九日 大藏少輔吉田清成ヲ以テ、特命全權公使ト為シ、米國ニ駐劄セシム、

十三日 外務少輔上野景範、特命全權公使トシテ英國倫敦ニ派出ス、

十四日 全權弁理大臣大久保利通等、清國大臣恭親王・文祥等ニ總理衙門ニ會シ、臺灣ノ事ヲ議ス、

明治八年

三月

二十四日 地租改正事務局ヲ置キ、内務・大蔵二省ヲシテ之ヲ管セシム、尋テ内務卿大久保利通ヲ
總裁トナシ、大蔵卿大隈重信・租税頭松方正義ヲ御用掛ト為ス、

十月

二十八日 臺灣征服及ヒ清國違言アルノ事状ヲ布告シ、且ツ弁理大臣大久保利通ヲ差遣スル朝旨、隣
好ヲ壞ラサルニ在リト雖モ、万一事已ムヲ得ザルニ至ラバ応援ノ備ヲ為スヘキヲ告諭ス、

五日 鹿兒島県権令大山綱良ヲ以テ令ト為ス、

十三日 海軍第一提督府ヲ大津村^{相模國三浦郡}ニ置キ、鹿兒島仮提督府ヲ以テ第二仮提督府ト為ス、

十五日 警視庁ノ官制及ヒ等級ヲ更正シ、警視長^{藤川路利良}ヲ以テ大警視ト為ス、

二十三日 惟新公御肖像龍尾神社ヨリ伊集院徳重神社へ移御ノ式アリタリ^(寺師宗道日記)

二十四日 忠義公重ネテ賜暇ヲ請ハレシガ許可セラル、

三十一日 清國ト條款憑單ヲ交換シ、被害難民撫恤銀十萬兩、臺島修道建房費四十萬兩ヲ償弁セシ
ム、

コノ月

久光公時事建言ノ事情ヲ陳疏シテ勅裁ヲ仰カル、

十一月

二十六日 全権弁理大臣大久保利通等清國ヨリ至ル、翌日天皇太政官ニ臨ミ大久保利通使事ヲ奏聞
ス、

十二月

二十八日 議長伊地知正治ノ地方官會議御用掛ヲ罷ム、

三日 教部大丞三島通庸ヲ以テ酒田県令ヲ兼ネシム、

八日 宮内省命ヲ奉ジテ久光公ノ家令ヲ召シ、御苑ノ製茶一壺ヲ賜フ、

二十七日 陸軍中將兼蕃地事務都督西郷従道臺灣ヨリ至リ、征臺ノ状ヲ奏ス、天皇親ラ太政官ニ迎
へ、手詔シテ其ノ功ヲ賞ス、

三十一日 米利堅国明年ヲ以テ万国博覧会ヲ費拉特費府ニ開キ、建国一百年期ヲ祝セントス、是日(フィラデルフィヤ)

内務省ニ令シテソノ関涉ノ事務ヲ掌ラシム、尋テ内務卿大久保利通ヲ事務総裁トナシ、大丞河瀬秀治ヲ事務長官トス、

四月

十五日 上久光公ヲ召シ、前日ノ建言中服制ハ故アリテ採納シ難キヲ勅諭シ給フ、

五月

二十二日 陸軍中将西郷従道ヲ万国博覧会事務副総裁ヲ兼ネシメ、其ノ陸軍大輔ヲ罷ム、

六月

三日 内務大丞松田道之・六等出仕伊地知貞馨ヲ琉球藩ニ遣シテ、令四条ヲ藩王尚泰ニ付シ、其ノ制度ヲ更革セシム、

十日 参議伊地知正治ヲ以テ一等侍講ト為ス、

十九日 久光公積年ノ足痛甚シキヲ以テ、鹿児島県下ノ温泉ニ浴スル為メ、往来ヲ除キ日數百日ノ賜暇ヲ請ハル、許容セラレズ、

九月

二十四日 正副修史総裁ヲ置キ、一等侍講伊地知正治ヲ以テ副総裁ヲ兼ネシム、

二十日 軍艦雲揚艦艦長海軍少佐井上良馨朝鮮海ニ航シ、將ニ清国牛莊ニ赴カントス、薪水ヲ江華島京城河口ニ取リ

守兵ニ砲撃セラレ、我カ兵攻メテ砲台ヲ拔キ、其ノ城ヲ火ク、十月三日ニ至リ之ヲ海内ニ布告ス、尋テ軍艦一隻ヲ釜山浦ニ遣シ、我カ在館人ノ不虞ニ備フ、

十月

七日 従五位高崎五初名友俊ヲ岡山県令ト為ス、

十八日 海軍省、艦隊ノ編制ヲ解キ、仮ニ船艦ヲ東西兩部ニ分チ、東京灣ヲ東部碇泊所、長崎港ヲ西部碇泊所トシ、尋テ海軍少將伊東祐磨ヲ東部指揮官、中牟田倉之助佐賀ヲ西部指揮官トナス、

十九日 久光公、三條太政大臣ノ其ノ器ニアラサルヲ歷挙シテ、之ヲ劾奏セラル、

二十二日 上久光公ヲ召シ勅諭シテ、三條大臣ハ維新以來功勞アレハ建言ヲ採用シ難シト、公命ヲ

明治九年

二月

十一日 弁理大臣黒田清隆等朝鮮国江華府ニ抵リ、判中樞府事申櫛等ニ会シ我カ聘使ヲ拒ミ、及ヒ江華島砲撃ノ事ヲ問フ、分疏シテ服セス、同十三日復タ之ヲ論難ス、申櫛遂ニ前議ヲ

十一月

拜シ議合セサルヲ以テ、謹テ職ヲ辞シ奉ルトテ辞表ヲ上ラル、有栖川宮上書建言シテ、三條太政大臣ガ中山從一位等及板垣參議ノ建白ヲ擯ケ、島津左府ノ直言ヲ容レザルヲ挙ゲテ聖断ヲ請ハル、

二十七日 久光公願ニ依リテ左大臣ヲ免セラル、

二日 久光公麿香間祇候ヲ命セラル、

四日 租税頭兼大蔵省三等出仕松方正義ヲ大蔵大輔ト為ス、

七日 筑摩県権令永山盛輝ヲ新潟県令ト為ス、

十日 特命全權公使鮫島尚信ヲ外務大輔ト為シ、外務少輔森有禮ヲ特命全權公使ト為シ、清国

ニ駐劄セシム、

十八日 美玉三平ノ死事ヲ追悼シ、祭築金三百円ヲ遺族ニ賜フ（初メ高橋祐次郎ト称シ、文久癸亥平

野等ト澤喜嘉ノ謀主トナリ、兵ヲ但馬ニ挙ケ、成ラスシテ死ス）

十二月

九日 戊辰以来我遣使数回朝鮮ニ至ル、常ニ拒ミテ受ケズ、近日又江華島事件アリ、是ニ於テ

陸軍中将兼參議黒田清隆ヲ特命全權弁理大臣トナシ、議官井上馨ヲ副トシ修好ノ事ヲ議

シ、江華島ノ挙ヲ判理セシム、陸軍少將種子田政明・中佐樺山資紀・外務大丞宮本小一

京東・権大丞森山茂・野村靖山・開拓少判官安田定則・幹事小牧昌業並ニ鹿兒島等之ニ從フ、

十三日 裁判所ヲ山口・高知・鹿兒島三県ニ置ク、

十九日 教部大丞兼鶴岡県令三島通庸ヲ以テ鶴岡県令ト為ス、

更メ専ラ修好ノ意ヲ陳ス、清隆修好条規草案ヲ示シ訂約互換ヲ議シ、十日ヲ限リテ報告セシム、期ヲ過キテ到ラズ、屢々之ヲ督促ス、二十七日ニ至リ我言ニ從ヒ修好条規ヲ交換シ、且議政府ノ謝状ヲ収メ即日帰朝シ、三月五日太政官代ニ臨御アリ、復命シ使命ヲ全クセシヲ賞セラル、二十二日同条規ヲ布告ス、

二十二日 陸軍中將西郷従道ノ征臺ノ功ヲ賞シ、勲一等ニ叙シ旭日大綬章ヲ賜フ、

三月 二十二日 文部大輔田中不二磨ヲ米國費府博覽會ニ遣ハシ、教育ノ事ヲ檢究セシメラル、中督學島山義成シマゴ等之ニ副タリ、

四月 四日 静岡縣權令大迫貞清ヲ令ト為ス、

六月 十三日 熊本鎮台司令長官少將野津鎮雄ヲ東京鎮台長官ト為シ、東京鎮台長官少將種田政明ヲ熊本鎮台長官ト為ス、

八月 十四日 鹿兒島製造所ヲ改メテ造船所ト称ス、

二十一日 鶴岡・置賜二県ヲ山形県ニ併セ、二十二日從五位三島通庸ヲ山形県令ト為ス、

九月 五日 各区戸長ニ信仰ノ自由ヲ布達ス、

五日ノ布達文 各区区戸長

各宗旨の儀、自今人民各自の信仰に任せ候条、此段布達候事、

明治九年九月五日 鹿兒島縣參事 田畑常秋

九日 正六位森岡昌純ヲ兵庫縣權令ト為ス十一年五月廿九日令トナル

二十二日 特命全權弁理大臣黒田清隆以下朝鮮使命ノ功ヲ賞セラレ、金幣ヲ賜フ清隆一千兩 慶子五百兩

十月 二十四日 熊本敬神党俗神風連ト云フ、党ヲ聚メ火ヲ放チ鎮台ヲ襲フ、司令長官種田政明寓所ニ害セラル、

二十六日 陸軍少將三浦梧樓ヲ廣島鎮台司令長官トナシ、少將大山巖ト共ニ熊本ニ赴カシム、

明治十年

十一月

二十九日 陸軍少将大山巖ヲ以テ、仮ニ熊本鎮台司令長官ヲ兼ネシム、

九日 大山巖ノ兼務ヲ罷メ、少将谷干城ヲ熊本鎮台司令長官トナス、

一月

十八日 正院及修史局ヲ廃シ、同二十六日修史館ヲ太政官ニ置キ、一等侍講伊地知正治ニ総裁ヲ兼ネシム(明治史要)

三十日 陸軍省大阪砲兵支廠ニ令シ、鹿兒島屬廠ノ製彈器械ヲ大阪ニ輸サシム、是夜私学校徒數十人草牟田村ノ火薬倉ニ入り彈薬ヲ奪フ、既ニシテ屬廠及ヒ海軍造船所等悉ク其ノ掠略スル所トナル(右同三編)

二月

三日 鹿兒島私学校徒二等少警部中原尚雄等二十一人ヲ執フ(明治史要)

六日 鹿兒島ノ警報行在ニ至ル、海軍大輔川村純義・内務少輔林友幸ヲ遣シテ事情ヲ視察シ、且陸軍大将西郷隆盛ニ面接セシム、純義等翌日神戸港ヲ発ス(右同)

八日 鹿兒島私学校徒兵ヲ出水ニ出シテ、行人ノ県内ニ入ルヲ遏ム、此ノ日郵船太平号 琉球ヨリ還リ鹿兒島港ニ入ル、校徒之ヲ拘留ス(右同)

九日 純義等鹿兒島港ニ抵リ、県令大山綱良ヲ艦中ニ招キ、彈薬掠略ノ事ヲ詰責シ、意ヲ西郷ニ伝ヘテ与ニ力ヲ鎮撫ニ効サシム、校徒兵ヲ執り来リテ艦ニ逼ル、純義等其ノ反状明ナルヲ以テ艦ヲ回シ、尾道ニ抵リ行在ニ電報ス(右同十二日)

十三日 参議兼内務卿大久保利通ヲ西京ニ差遣ス、

十五日 西郷隆盛等反ス云々以下此ノ件略ス、

三月

八日 鹿兒島県下擾乱ニ付、勅使柳原前光黒田陸軍中将清・伊東海軍少将祐ヲ隨ヘテ到着アリ、忠義公即夜艦中ニテ勅書ヲ受ケラレ、十日久光公亦勅書ヲ受ケラル、

十二日 陸軍大佐高島鞆之助兵一大隊半・巡查若干ニテ、県令大山綱良ヲ将キテ鹿兒島ヲ發ス

(明治史)
要三

十七日 綱良ノ官位ヲ褫ギ、檢事ニ付中原尚雄等ト共ニ東京ニ護送シ、臨時裁判ヲ開キ、二等判事玉乃世履等ニ命シテ綱良ヲ審札シ、尚雄等ヲ責付ス、

二十一日 四等判事岩村通俊ヲ鹿兒島県令トス、

四月
一日 久光・忠義両公島津珍彦・島津忠欽ヲ京師ニ遣シ、勅使差遣ノ恩ヲ謝シ、三條太政大臣

ニ意見書ヲ上リ、征討ノ兵ヲ停メ西郷等ヲ召シテ裁判セラレンコトヲ請ハル、

二日 馬耳塞領事の中村博愛ヲ罷メ一等書記官・転ス、副領事レーモンドカンプルーヲ以テ之ニ代フ(明治史要三)

裁判所ヲ福岡ニ置キ、九州臨時裁判所ト云フ(右)

十二日 東京府士板橋盛興・鹿兒島県士廻政徳等別府助國・江夏千城・江夏直方並ニ鹿兒島県士、党ヲ東京ニ募リ以テ賊ニ応

センコトヲ謀ル、發覺シテ捕ニ就ク(右) 十一年八月十七日 懲役二年ニ処ス

十七日 鹿兒島県大書記官田畑常秋ノ官位ヲ褫ク、令未タ達セス、常秋自刃ス、尋テ本県ニ令シ

テ一等属右松祐永等二十一人(略)ヲ九州臨時裁判所ニ押送セシム、

二十四日 陸軍中将西郷従道ヲ西京ニ遣シ、五月二日 陸軍中将鳥尾小彌太ノ行在所陸軍事務ノ管理

ヲ罷メ、従道ヲ以テ之ニ代フ、七月廿二日 従道ヲ九州ニ差遣セラレ、鳥尾復代ル、二十

五日車駕東還ヲ布告ス、征討陸軍事務所ヲ大阪ニ置キ、鳥尾ニ其ノ事ヲ管セシム、

五月

二日 鹿兒島県令岩村通俊任ニ就ク、是日庁ヲ開ク、

三日 久光・忠義両公乱ヲ避ケテ櫻島ニ赴カル、

九日 令シテ鹿兒島県下ノ諸港ヲ封シ船舶ノ出入ヲ禁ス、

九州臨時裁判所ヲ長崎ニ移ス尋テ出張所ヲ熊本・鹿兒島・萩・大分・宮崎・加治木ニ設ク

明治十一年

二十六日 司法省ニ令シテ、大山綱良及ヒ其ノ連累者ヲ九州臨時裁判所ニ送附セシム、

六月 六日 参議兼外務卿寺島宗則ヲ西京ニ差遣ス、

二十三日 陸軍中将兼参議黒田清隆ヲ西京ニ差遣ス四月二十一日請ニヨリ参議ヲ罷ム、五月五日長崎ヨリ至ル

七月 二十四日 征討総督熊本ヲ発シテ鹿児島ニ赴ク、

八月 二十日 内務卿大久保利通ヲ以テ佛國博覽會事務總裁ト為シ、大蔵大輔松方正義ヲ副總裁ト為ス、

二十九日 一等侍講兼修史館總裁伊地知正治ノ侍講ヲ罷メ、宮内省御用掛ヲ兼ネシム、

十一月 二十日 忠義公天機伺候ノ為メ鹿児島ヲ發シテ東上セラル、

十二月 二十一日 忠義公県下ノ罹災者ニ金六千九百四十四円ヲ給スルニヨリ、金盃一個ヲ賜フ、久光公亦

同シク金三千五十五円ヲ給スルニヨリテ銀盃一組ヲ賜フ、

一月 十二日 外務大輔鮫島尚信ヲ特命全權公使ト為シ、佛國ニ駐劄セシム、尋テ白耳義公使ヲ兼ネシム、

三月 十三日 忠義公召ニ応シテ参内シ、陪食ヲ賜ヒ御苑ノ観梅ヲ許サル、

四月 十八日 陸軍中将西郷従道ヲ特命全權公使ト為シ、伊太利國ニ駐劄セシメ、其ノ近衛都督ヲ罷ム、

五月 六日 忠義公召ニ応シテ参内シ、紫檀書棚一箇・錦一卷ヲ賜フ、昨年金塊ヲ献納セシニヨリテナリ、

十四日 石川臯土族島田一郎等、参議兼内務卿大久保利通ヲ途ニ戕ス、一郎等自首シテ捕ニ就ク、

十五日 詔シテ、参議兼内務卿正三位勲一等大久保利通ノ復古ノ元勲ヲ賞シ、右大臣正二位ヲ贈

リ、金幣五千円ヲ賜フ、

二十三日 贈右大臣大久保利通ノ子利和ヲ華族ニ班シ、従五位ニ叙シ、金幣三万円ヲ賜フ、

二十四日 陸軍中将兼特命全権公使西郷従道ニ参議文部卿ヲ兼ネシメ、海軍中将兼海軍大輔川村純

義ニ参議海軍卿ヲ兼ネシメ、従道ノ特命全権公使ヲ罷ム、

二十九日 兵庫県令森岡昌純ヲ以テ令ト為ス、

六月 二十七日 特命全権公使森有禮ヲ以テ外務大輔ト為ス、

十二月 五日 陸軍参謀局ヲ廢シテ、参謀本部ヲ置キ、条例ヲ定メ、尋テ本部長・次長ヲ置キ、中将大

山巖ヲ次長ト為ス、

二十四日 陸軍中将兼参議山縣有朋ノ陸軍卿ヲ罷メ、参謀本部長ヲ兼ネシメ、中将兼参議西郷従道

ニ陸軍卿ヲ兼ネシメ、其ノ文部卿ヲ罷ム、

二十八日 大警視川路利良ヲ欧洲ニ遣シ、警察ノ事ヲ講究セシム、

明治十二年

一月 二十六日 忠義公豊瑞丸ニテ上京、卅日兵庫着、三日間滞在ノ上汽車ニテ二月三日西京ニ着シ、東

海道ヲ陸行シテ二月十七日横濱ニ達シ、汽車ニテ四時前大崎私邸ニ安着セラル(忠義公日記)

二月 十九日 陸軍少将高嶋鞆之助ヲ佛・獨二国ニ差遣ス、

二十五日 忠義公通常礼服ニテ参朝天機ヲ伺ヒ、青山御所ニモ伺候セラル(忠義公日記)

コノ年春 久光公玉里邸ニ移住セラル、

四月 四日 琉球藩ヲ廢シ沖繩県ヲ置キ庁ヲ首里ニ置ク、從五位鍋島直彬ヲ以テ令トナス、

八日 鹿兒島県所管大島以下ノ五島喜界・徳之島・沖永良部・与論ヲ大隅ニ隸シ、大島郡ト称ス、

二十一日 修史館總裁伊地知正治ヲ罷メ、宮内省御用掛ト為ス、

五月 十七日 外務省五等出仕前田獻吉鹿兒島県土ヲ以テ管理官ト為シ、釜山港ニ駐在セシム、

二十一日 大藏大輔松方正義ヲ以テシドニー府博覽会事務総裁ト為ス、

明治十三年

- 六月 十日 佛国駐劄特命全權公使鮫島尚信ヲシテ瑞典公使ヲ兼ネシム、
 十七日 久光公正二位ニ叙セラレ、忠義公從二位ニ叙セラル、
- 七月 十四日 中央衛生会ヲ内務省ニ開キ、外務大輔森有禮ヲ以テ會長ト為ス、
 十日 参議寺島宗則ノ外務卿ヲ罷メテ文部卿ヲ兼ネシム、
- 九月 十二日 参議兼文部卿寺島宗則ヲ以テ法制局長官ヲ兼ネシム、
 八日 陸軍少將兼大警視正五位勲二等川路利良、病ヲ以テ佛国ヨリ帰り、十三日卒ス、尋テ其ノ忠績ヲ賞シテ祭葬料二千円ヲ賜フ、
- 十月 十六日 陸軍中將兼参謀本部次長大山巖ヲ以テ、内務大輔大警視ヲ兼ネシム、
 二十五日 検事長岸良兼養ヲ判事トナシ、大審院長ヲ兼ネシム(玉乃世履司法大輔トナリシニ代ル)
- 十一月 六日 外務大輔森有禮ヲ特命全權公使トシ、英国ニ駐劄セシム、又特命全權公使上野景範ヲ罷メ、外務少輔ニ転ス、
 二十七日 天皇・皇太后・皇后吹上御苑ニ於テ島津家伝犬追物ヲ観覽アリ、還幸ノ後忠義公赤坂・青山両御所ニ参候拜謝セラル、
- 十二月 二十三日 再ヒ犬追物ノ天覽アリ、翌日忠義公召ニ応シテ参内シ、花瓶一对・紅白縮緬三十反ヲ賜フ、
 二十七日 川路利良ノ遺族ニ金幣五千円ヲ賜フ、
 中警視安藤則命鹿兒島ヲ免ス、
- 一月 二十七日 忠義公召ニ応シテ参内シ、御製ノ犬追物御覽ノ和歌色紙一枚ヲ賜フ、
- 二月 二十一日 外務省五等出仕前田獻吉ヲ総領事ト為シ、元山津ニ駐在セシム、
 二十八日 参議ノ諸省卿ヲ兼ヌルヲ止メ、大蔵大輔松方正義ヲ以テ内務卿ト為ス、

陸軍中将兼内務大輔大警視大山巖ニ陸軍卿ヲ兼シム、
外務少輔上野景範ヲ同大輔ト為ス、

三月

五日 海軍中将伊東祐磨ノ東海鎮守府司令長官ヲ罷メ、少将林清康ヲ以テ之ヲ兼ネシム、
八日 佛国駐劄公使鮫島尚信ノ蘭・白二国ヲ兼ヌルヲ罷メ、瑞西及ヒ西・葡三国ヲ兼シム、
九日 忠義公召ニ応シテ参内シ、皇后宮御歌色紙一枚ヲ賜フ、

四月

六日 廣島県令藤井勉三ヲ罷メ、東京府大書記官千田貞曉ヲ以テ之ニ代フ、
二十九日 陸軍少将高嶋鞆之助三月初ヲ熊本鎮台司令官ト為ス(十二年二月十九日
獨ニ差遣)

五月

二十九日 山形県令三島通庸・宮城県令松平正直連署シテ、羽前關山ヨリ陸前作並マテ新道開設ヲ
請フ、是日許可、

六月

十七日 議官兼工部少輔吉井友實ヲ以テ大輔ヲ兼ネシム、
二十八日 鹿兒島県令岩村通俊ヲ罷ム鎌倉ニ
転ス

七月

一日 鹿兒島県大書記官渡邊千秋ヲ以テ令ト為ス、
二十一日 陸軍中将從四位勲二等野津鎮雄卒ス、尋テ詔シテ其ノ勲績ヲ賞シ、正三位ヲ贈リ、金幣
ヲ賜フ二千五
百円

十月

四日 佛国巴里ニ領事館ヲ置キ、大蔵省御用掛前田正名ヲ以テ総領事ト為ス、
二十三日 陸軍大佐樺山資紀ヲ以テ大警視ヲ兼ネシム、

十一月

十日 鹿兒島県士族種田誠一等、東京府下市街新編・上野
淺草間ニ馬車鐵路ヲ設ケンコトヲ請フ、是ノ
日之ヲ聴ス、

十二月

四日 佛国駐劄特命全權公使從四位勲二等鮫島尚信卒ス、尋テ正三位ヲ贈リ遺族ニ金ヲ賜フ五千
円
十五日 椽木巢下那須原壘闢者三島彌太郎等、本地水乏シキヲ以テ水路開鑿ノ費ヲ下付センコト

忠義公年表

明治十四年

五月

九日

ヲ請フ、之ヲ聴シ、是日内務省ニ命シ、起業公債金ヲ以テ之ヲ支弁セシム長八千三百六十圓、費二万二千七百餘円

(頭註)「相換ノ上覽モアリシコト社会事業相換ノ部ニ見ユ」

上、麻布四ノ橋ノ別第二臨御シテ犬追物ノ御覽アリ、次ギテ袖ヶ崎ノ第二移御シ、御紋付ノ銀盃一組・錦二卷・銅花瓶一对・折詰一折ヲ賜ヒ、庭園ノ躑躅花ヲ賞シ、弓術ヲ觀覽シ、琵琶天吹ノ音曲ヲ聴聞シ給ヒテ還幸アリ、忠義公参内シテ拝謝セラル、

十三日

皇太后・皇后宮袖ヶ崎ノ第二行啓アリ、御紋付ノ銀盃一对・白羽二重一疋・折詰二重ヲ賜ヒ、庭園ノ躑躅花ヲ御覽アリ、種々ノ音楽ヲ御聴キアリテ還啓セラル、忠義公乃チ参内シテ之ヲ拝謝シ、翌日青山御所ニ登リテ亦之ヲ拝謝ス、

二十七日

上、忠義公ヲ御苑ノ茶亭ニ召サセラレ、薩摩琵琶・天吹・柴笛ノ妙手ヲモ招カシメラル、忠義公自製ノ天吹ヲ献シ、命ニヨリテ一曲ヲ吹奏セラル、

七月

十五日

久光公勲一等二叙セラレ、旭日大綬章ヲ授与セラル、

十六日

忠義公勲二等二叙セラレ、旭日重光章ヲ授与セラル、

十二月

二十七日

忠義公、松平慶永・伊達宗城・毛利元徳其ノ他ノ諸氏ト共ニ、十月十二日下賜ノ勅諭ニ

対シ献言セラレタリ(黄表紙 雜集)

明治十五年

三月

二十八日

忠義公、召ニ応シテ参内シ、御苑内寒香亭ノ観梅ニ陪席シ御盃ヲ賜フ、

十一月

二十日

忠義公、華族会館特撰幹事トナラル、

明治十七年

三月

六日

忠義公、皇城炎上ノ際六千円ヲ献金シ、金盃一箇ヲ賜ヒ、久光公亦同上四千円献上ニ付、

十日金盃一個ヲ賜フ、

七月
十一月

七日 久光公・忠義公偉勲ニ依リ特ニ公爵ヲ授ケラル、
忠義公、島津家數百年來ノ情義ニヨリ、造士館ヲ再興シテ県立学校トシ、年々金円ヲ寄附シテ子弟ノ教養ヲ盛ニセンコトヲ願出セラル、

明治十九年

一月
四月

二十五日 久光公ニ特旨ヲ以テソノ高齡ヲ壽シ、御紋付銀盃一組及ヒ赤坂錦二卷ヲ賜フ、
十八日 忠義公、旧薩摩領琉球ヲ視察セント欲シ、豊瑞丸ニ駕シ、弟忠濟等ヲ随ヘテ發セラレ、
五月八日 帰邸セララル、

七月

七日 朝廷、忠義公ノ鹿兒島県下学校資金四万六千四百余円ヲ寄附セラレシヲ以テ、金盃一組ヲ賜フ、

明治二十年

九月

二十一日 久光公従一位ニ叙セラレ、忠義公亦正二位ニ叙セララル、
二十九日 久光公・忠義公連名ニテ、海防費トシテ金拾万円ヲ献納セラレシヲ以テ、金製黄綬褒章ヲ賜フ、

十月

五日 久光公發熱下痢アリ、是ヨリ先六月廿七日ヨリ少シク異常ヲ覺エ、七月四日寒熱交々至リ、後ヤ、常ニ復セシガ、是ニ至リ再發シテ漸次重キヲ加フ、忠義公亦請暇鹿兒島ニ歸リテ看護セララル、聖上侍從堀河康隆・岩佐純ヲ遣ハシ病ヲ問ハシメラル、二十二日勅使臨邸、十一月五日大勲位ニ叙シ、菊花大綬章ヲ授ケラレ、十二月六日薨セララル、年七十
一、廢朝三日、十二月十八日国葬ヲ行ハル、

明治二十一年

一月

二十五日 島津忠濟久光公ノ家督ヲ命セララル、

明治二十二年

十一月

九日 朝廷、忠義公ガ元鹿兒島県立中学造士館ニ、学資金三万六千六百六拾五円ヲ寄附セシヲ賞セラレ、金杯一組ヲ賜フ、

六月

一日 忠義公初メ華族トシテ東京府貴族タリシガ、願ニ依リテ鹿兒島県貴族タルコトヲ許可セラレタリ、

五月

二十六日 久光公・忠義公鹿兒島県下罹災窮民ニ玄米ヲ給与セシヲ賞セラレ、木杯各々一組ヲ賜フ、

八日 忠義公弟忠濟ト共ニ上京シ、故久光公ニ国葬ヲ賜フノ恩ヲ謝ス、此ノ時久光公ノ遺事勅問アリ、生前ノ教訓ヲ編成シテ奉呈シ、并ニ先帝陛下ヨリ故齊彬ヘノ宸翰數通ヲ天覽ニ供ス、上錦一卷ヲ賜ヒ、ソノ事蹟ノ調査ヲ命セラル二卷六月十四日侍從長（雀大寺侯）六月廿二日帰著

明治二十三年

十二月

二十七日 忠義公ヲ勲一等ニ叙シ、瑞寶章ヲ授与セララル、

十月

二十一日 忠義公特旨ヲ以テ旭日大綬章ヲ賜ヒ、貴族院議員ニ列セララル、

明治二十四年

五月

六日 忠義公魯国皇太子後ノニコラス第二世 鹿兒島ニ来訪セラレシヲ磯邸ニ迎ヘラレ、古武具等ノ珍器ヲ

陳ネ、犬追物ノ儀及ヒ土踊等ヲ觀覽ニ供セラル、越エテ十五日皇太子江州大津ニ於テ狂客ニ傷ケラル、ヤ、直チニ神戸ニ至リテ訪問シ、上京シテ天顔ヲ拜シ、陛下ノ訪問ニ扈從シ、尚ホ東京ニ還幸アルマテ奉送シ、二十三日鹿兒島ニ帰ラル、

明治二十五年

四月

十一日 忠義公露国皇帝ヨリ贈ラル、所ノ白鷺大綬章ヲ受ケ、之ヲ佩用スルコトノ允許ヲ得ラル、

明治二十六年

三月

七日 忠義公五男富次郎、父ノ勲功ニヨリ華族ニ列セラレ男爵ヲ授ケラル、

明治二十七年

七月

三十日 日清役起リシニヨリ上京シテ天機ヲ奉伺シ、旧藩人陸海軍將校ニ慰勞金壹万円ヲ贈与シ、
九月七日帰巢ス、尋テ復二十八日鹿兒島ヲ発シテ、廣島大本營ニ天機ヲ奉伺シ、家令ヲ
慰問使トシテ渡清セシメ、渡臺軍人ニ慰問品ヲ贈ラル、

明治二十八年

六月

十七日 忠義公従一位ニ叙セララル、

九月

二十六日 忠義公六男諱之介、父ノ勲功ニ依リ華族ニ列セラレ特ニ男爵ヲ授ケラル、

明治二十九年

十一月

十九日 忠義公、露国皇帝ヨリ贈与セラレタルアレキサンドルネウスキー大綬章ヲ受ケ、之ヲ佩
用スルノ允許ヲ得ラル、

明治三十年

一月

忠義公、皇太后陛下御不例ヲ拝承シテ上京セラレシガ、御崩御ニ付御大喪儀ニ列セラレ、
二月十四日帰巢セララル、

六月

十二月

二十六日 忠義公薨去セララル、享年五十八、上此ノ日桐花大綬章ヲ賜ヒ、特旨ヲ以テ国葬セララル、
翌年一月八日勅使ヲ遣ハシ、優渥ナル勅語ヲ下シ物ヲ賜フ、

市來四郎君自叙伝 一一七

史談会速記録第二百二十四輯〜第四百十一輯

(但し、第三百三十五輯を除く)

解説

本伝は、忠義公史料の編集者市来四郎の自叙伝である。

底本は、史談会発行の史談会速記録第二百二十四輯から第四百一輯（第三百五輯には記載なし）に、十七回にわたって分載されたものである。本文は、第二百二十五輯から第四百十二輯までに補記された正誤表で訂正した。速記録第二百二十四輯の市来四郎翁之伝記一、市来四郎翁自叙伝之附記に、「所生以来の事歴ハ細大漏さず自伝に記せられたれば」とあるように自筆本があり、明治三十七年十月三日発行の速記録に、自叙伝十七の正誤表があるのだから、市来四郎の死後（明治三十六年二月二十一日死亡）史談会の編集者の手元には、自筆本があったものと史料されるが、まだ見当たらない。

自叙伝は「初生文政十一年」に始まり、「明治二十三年十二月五日終に議會開け時局纒に収まれり、当時日夜内外斡旋の勞を尽して年を了へたり」で終わっている。

頭に、「本伝ハ明治十一年十一月十九日の起稿に係り、全三十年比に脱稿したり。梅桑園広眞自記」とある。明治十一年三月には、西南戦争で上之園の居宅と田上の別

荘を焼かれたので、新屋敷の旧船手跡を買って、家財合めて八百円で邸宅を作り、三勝亭・梅桑園と唱えて、六月には「焼け残りたる書冊等を収集し、僅かに之を整理したり。」と書いているから、自叙伝も書き始めたのであろう（明治十五年、此年より一切志を世事に絶ち、専ら筆硯を事とし……の叙述が気になるが）。

明治二十三年で終わっているが、「未完」とあるから続ける意図があったのであろうか、明治三十年ごろから病気になったので、筆が止まったのであろう。

記事は、自らの伝記を主文とし、「因に」で註記、「史伝」で時代背景説明を加えている（初輯の因には、編集者が書き加えたと思われるものもある）。

自伝ではあるが、藩の重要政策（製薬・製煉・集成館・琉球通宝・琉球密命・大砲船製造・廃仏毀釈等）の責任者であったから、その叙述は貴重な史料であり、明治以後の記述は体制外的情況判断資料を提供してくれる。

因に市来四郎は、明治三十六年二月二十一日亡くなり、鹿児島市南林寺墓地に葬られ、大正八年五月二十一日東京都青山墓地に改葬され、妻縫子とともに市来家累代の墓に眠っている。

市來四郎翁之伝記（附録） 一

市來四郎翁自叙傳之附記

同翁ハ公爵島津家の編集員として、二十年来同家近世国事執筆の記録を纂集することに努力し、同家をして当時同族諸家の率先者たらしめ、永く不朽の記録を貽したるの功勞偉なるのみならず、又近世歴史の史料採集保存を目的とし、十五年の星霜を経るも、益々事業の拡張を期図しつゝある史談会の主唱又創立者として、長く其勤勞を記するに足れり、数年来不起の病魔に犯され、起臥意の如くならざりに拘らず、寤寐座右に筆硯を廢せず、専心一意世の爲めに事を記し、人の爲めに実を伝へ、孜孜倦むことを知らざりしも、老軀病悩に堪へず、頻年衰癯に陥り、去月終に起たれず、実に痛惜に堪へざるなり、翁か二十余年来史界の爲め貢獻する所、其功勞淺からず、近世史談の普及の如き、主として翁始め篤志者の勸誘唱和に出ると云ふも過言ならず、況や本会の如き、創立以来翁の補掖幫助に頼ること多し、是れ翁か年来の事歴を叙して、會員諸君に伝報し、併せて其旧

勞を表章せんか爲め、翁か一生の自伝を列載する所以なり、

附所生以来の事歴ハ、細大漏さず自伝に記せられたれば、次回より追次連載する所あるべし、然れとも翁か島津家家記編集に従事せられたる以来の事歴ハ、翁晩生の表章とするに足るを以て、其要概を叙せんとせしに、偶々自伝中明治三十三年一月、元島津家家令東郷重持氏翁の爲め、其顛末を詳述したる一篇の掲載あり、能く当時の事情を悉くしたるものと認むるを以て、左に掲載して參閱に資す、

編集方御取設顛末

明治十五年三月中旬、市來四郎・久木山泰藏・高嶋一二の三氏磯御邸に參られ、私に問はるゝに、御家には旧藩時代の御記録方より引継ぎ、御系譜・御歴代の御事蹟就中照國公・今公御父子、御維新以来國家に對せられ、不容易御偉蹟在せらるゝ御事に候得は、何か御家記の御編集に相成候もの存せらるゝや、又御歴代に仕へたる忠良なる藩臣伝の御編集等は、如何坏質問有之候により、私には御同感なり、然るに御系譜は重豪公

御代迄御調なりしも、廢藩後は中止となりたり、特に（殊）照國公御事蹟の如き、御家に在せられては、無此上御大切のものなれとも、二三の勅書・御任官書等の外、御蔵の文書も無之、藩政上の文書の如きは、戊辰戦争記二三冊の外更に御記録の保存なく、平素私にも注意する所なり、今諸君の質問は深く感覺する所あり、宜しく大に熟考し、以て他日応答申述へしと答へしに、三氏も頗る満足を表せられ候、

私熟ら考案するに、御家御歴代の御事蹟暗晦不明に属するが如きは、御家名の失体たるは勿論、今公に在せられては、御先代又は御子孫に対せられても、済ませられざることなるのみならず、島津家程の御名家にして、御一家の記録備らざるは、世間に対しても無申訳次第なり、然るに御記録類は、慶応三年十二月江戸三田邸及大坂旧邸焼亡、其他廢藩の際令大山綱良氏公記の焼棄あり、明治十年の兵燹等、度々の事変にて、御邸は勿論民間所蔵の分と雖も、殆んど蕩尽して遺すことなく、当時速かに御収集なくては、歲月を経るに従ひ益々散逸し、終に永く御取調の途なきに至らんも難計、今日を空ふせは事弥々至難なるべしと信せしに

より、一日忠義公へ市來氏始め三氏より質問の次第、併せて平素の切念を言上せしに、公如何にも尤なり、兼て思ひ居たる事なれば、三人其事を引受け呉るゝならば、尚玉里公に言上せよと、頗る御満足の御沙汰を拜承せしにより、私にも深く感銘し、二日の間取調の方法、御邸の御都合向等熟考せしが、例へ目前の御都合向ハ如何に在せらるゝも難差置、大切の事柄なればと決心し、之を同僚に談せしに、皆同感なりしに仍り、或日市來氏始め三氏を自宅に請し、同僚迫水久中・橋口千次の二氏と俱に三氏に会合し、過日質問の顛末熟考の上、親しく忠義公へ言上せしに、頗る御満足の御事にて、玉里公に言上し、御思召を伺い、取調の御命もあれば御考案を煩さん、果して取調の方法あるや、意見を聞かんと申述べたりしに、三氏も大に喜はれ、愚志御聞に達し、感銘に堪へざるなり、取調の事固より容易ならず、特に御家の御書類は廢藩の際と云ひ、又十年の兵乱に焼尽し、民間のものも殆んど散亡せしを以て、之れを収集すること至難なれども、近代の事蹟に就ては、生存者もあれば、尚ほ多少の便宜を得ん、現に今公御父子も在せらるゝことなれば、取調の途あ

らん、幸に市來氏は壯年以來一日も怠なく日誌を記し、内外の事故悉く之を類記し、石室秘稿と名付け、數百巻を貯ひらる、又同氏兄寺師宗道氏も日記家の名あり、内外の記事類を収集せしもの數十部冊あり、故に市來兄弟の記録を本とし、他は弘く世間に捜求せバ、大体の取調を為すに難からざらん、特に市來氏は數多の記録を所蔵するのミならず、強記博聞又筆削に堪能なり、同氏を措て他に人ありと信ぜずと、一同より推挙せられたり、是に於て大体の意見定りたれば、尚他日の協議を約し候、

一日私久光公に謁し、去般市來氏始め三氏へ質問の次第より、忠義公御満足あらせられたるにより、尚御伺御申付の旨を言上せしに、久光公特の外御満悦にて御声高く、之れは近来に無き好き事思ひ付、実に大出来なりと、再三御繰り返し御褒めの御辞あり、実に大切の事柄なれば、予も兼て思居たれども、之を命する人もなく、僅に自分の手許にて記せしものあり、又書類も多少保存せり、然れども其事果して出来るの見込あるかと御尋あり、私・市來氏始めと談話の次第を言上し、特に取調の担当は市來氏の外人なしと申出候と

て、同氏兄弟記録保存の次第柄を言上せしに、公成る程市來の氣根なれば必ず遂くるなるべし、兎も角何か取調差出さしめよ、実に希望の事と聞き喜に堪へず、至極結構の事を御応申せよとの御言なりしにより、私も感戴に堪へず、謹承し帰邸して忠義公に言上せしに、頗る御喜悅にて、夫々取扱可致旨も拝承せり、仍て又市來氏に会して、久光公御沙汰を申伝へしに、同氏も難有御受に及ハレ、二日を経て、久光公御事蹟中文久二年初御上洛前後の事蹟を編録して、之を上呈せられたり、之れを忠義公の御覽に入れ、尋て之を玉里邸に持参して、久光公の御覽に供ふ、公二三葉を御覽ありて、事の速かなるを御賞讚あり、篤と閲覽すべき旨の御沙汰にて御止置きになりたり、後兩三日を経て、公の召に仍り参邸せしに、公の御言葉に反覆閲覽せしに、如何にも能く記せしものなり、正に事実の通にて、少しも違ふことなし、実に妙と謂ふ可し、斯くも事実を記するものなれば、必ず成功を期すべしと信するなり、尚今一回取調を命せよとの御申付にて、御満足限りなかりき、私にも面目を施し、退邸後更に市來氏に会して、公の命を伝ふ、氏も公の知遇を感泣せられ、再び

前編を継ぎ記述せられ、同じく二日間にして一編を奉呈せられたり、私前時の通り久光公の御覧に供へしに、公御覧ありて益々編述の迅速にして、記事の詳悉なるを御賞讃あり、御喜び斜ならず速かに取調の運に可及旨をも拝承するに至り、弥々取調の手續を定め、市來氏に御記録編集を担当せしめられたり、尔來孜々編集に従事せられ、毎回成稿の分を上呈せられ候、

明治十八年四月上旬に及び、照國公御伝二十卷成功上呈あり、尚引継ぎ、御一代の伝記のみにては前後の関連を欠くを以て、尚御二三代に遡りて、調査を為さざるを得ざるの理由を言上したりしに、両公にも御同感にて、尚御手許御保蔵の書類をも御下げになり、弥々取調の範圍弘まるにより、更に市來氏の願に仍り、一日私同伴、玉里邸に参候して久光公に謁し、取調上の順序を言上して御裁定を請ひ、併せて編集の体裁及書名の義を伺ひしに、公詳悉御指図あり、記録は事実を記するを以て貴しとす、体裁に泥みて事実を誤ること勿れ、漢文・和文を欲せず、普通仮名雜りの文にして、真相を穿つことを務むべし、又書名ハ単に系圖書に做ふべきにあらざれハ、勸考の上命せん、扱て今日ハ幸

の場合なり、自分経歴上の事柄にして記すべしと思考せしことも多し、又之を語らんと思ひしも機会なく、今日に至る迄、磯（忠義公）を始め子供にすら語らざりしか、幸今日ハ兩人に語らん事度々に及ぶハ、予も煩はしく存するに依り、談話は筆記し置き呉れて、後々子供にも見る様致し度ものなりとて、公文久年間以來国事上御鞅掌の顛末を子細に御直談あり、午時に至り侍女出て御食事の旨を告ぐ、兩人退座に当り公宣ふに、談興に入り止むるに忍びず、汝等も食を了らば再び語らんとて、御引止めあり、兩人乃ち退て食を賜ひ、午時再び御前に出づ、公前談を継かせられ、更に倦ミ給ふことなく、午后四時に及ぶ、兩人再び公の御疲倦を憚り、辞退せんとするも、公更に意とし給はず、予は此の談話を為すにハ少しも疲を覺へず、平時は夕刻運動を為すの慣習なるも、此談話を為せば、反て運動に優るの心持せりと宣ひ、終に夕食時に及べり、是に於て十時間余りの長時間に及び、公の御疲労あらんことを恐れ、強て請ふて退座を願ひて引下れり、此日午前四時迄十時間、間断なく又他言を交へず御談話ありた

り、御熱衷の程実に感戴に堪へず候、

御談話ありし二日を経て、市來氏御談話を筆記し、一編を成し、尊話録と称して示さる、私之を持して、玉里邸に出て久光公に奉呈す、公之を閲覽、頗る驚歎あらせられ、能くも記憶して、記せしものなり、予が話せし其甚少しも違ふ所なしとて、殊の外御満足にて、市來氏の強記筆削を御賛美あらせられ、前日の談話を継ぎて、今一日御談話あるべしとの御沙汰を拜承せり、其の御家記の表題は旧邦秘録と称すべしとて、御自筆の紙片を下付あらせられ、秘録とは、藩内の事蹟は遺漏なく事実を記すべき主旨なれば、秘事秘聞も憚る所なかるべし、故に先づ秘録と致して置くも可ならんと宣ひたり、尔後市來氏専ら秘録の編集に従事せられ、脱稿毎に両公の檢覽に供せられ、忠義公詳密に御覽あり、事実の差謬、文字の遺脱あれば、紙捻を挿入して御下附在せられ、市來氏之れを受けて、再校訂正し、疑点ある所は参謁の節に窺ひて取調を為し、又は説明伺の上補正する所あり、然る上に私受けて之を玉里邸に呈送せり、久光公は御自筆にて誤謬遺漏を補正あらせられ、或ハ編録上の欠点等一々御指示あらせられた

り、是に於て編集上の順序整然確立するに至り候、

又一日、私市來氏同伴玉里邸に参候し、久光公に謁し、前日来御話の継きを伺ふ、公前日以来順序を追ひ、詳細に御談話あり、此日も午前九時より正午、御食事の時間を措き、午後四時過る迄御休息もなく御談話あらせられたり、中間侍女出て御菓を進められしのみ、更に他人の出で談話を絶ちたることなく、遂に慶応年間御病氣の爲め、御帰国迄の御事歴を了せられ、是に於て其日は御暇を請ひ、更に今來、^(市來方)編集上の件に付き時々の御伺ハ、市來自身に参謁申上げんことを願ひしに、公御聞濟にて、何時たりとも此事柄なれば差支なし、予も反て快然を覚ふるに依り、遠慮に及はず出つべしとの御沙汰あり、本日の御話も、筆記して後日御檢覽に供ふべき旨申上げて退座せり。尔後市來氏は時々参候、専ら御事蹟上の御談話あり、又折に触れ、^(尼方)に感じて重要な御談あり、同氏は時々筆記し、尊話紀と名付け、御両公に奉呈せられたり、尔来旧邦秘録の編集は、時々脱稿毎に御両公の檢覽を賜ひしもの、数十卷に及び候、然るに明治十九年に至り、久光公薨去在せられ候処より、御事蹟上重要な件伺ひの途絶へ、

取調への方法を改めざれば、事実判明を欠くのミならず、又照國公御代の事歴に至ては、文書収集の便宜を講ぜざるを得ざるの場合となりたり、偶々翌二十三年三月、久光公へ国葬祭を賜ひたる御礼の爲め、忠義公・忠濟公御上京在らせられたる際、旧藩出身先輩の方々を御招集あり、両公より親しく編集事件に付き、久光公の御熱誠を御物語在せられ、曾て先朝より下賜せられたる宸翰数通の拝覧あり、先輩方も頗る感戴せられ候、終に此事叡聞に達し、宸翰天覧在らせられ候、同時に久光公御生前の御伝語にして、市來氏の筆記に係るものを纂輯して二卷となし、久光公親話紀と称し併せて奉呈あらせられたり、此後宮内省内にも、先帝御事蹟取調所の御設立ありしとの事に候、茲に於て私ハ御家に於ける御家記編録の事を、時の宮内次官故吉井友實伯に談し、尚便宜の道を問ふ、同伯大に此事を賛成せられ、独り島津家の美事に止まらず、実に國家の美事なりとの談も有之候、此際市來氏も隨行上京あり、同県出身の方は勿論、在京御同族方にして、御先公と旧誼ある方々其他、故老旧功の人々に至るまで縁を求め、伝を尋ねて訪問捜求せられたり、爲に大に書類の

捜索に便宜を得候、此際私市來氏及同氏甥寺師宗徳氏同伴、一日として東西各所に奔走せざるはなく、市内到る処日に數家に及び候、

全二十一年五月に至り、宮内大臣より嘉永癸丑より明治辛未に至る迄、旧藩内に於ける事蹟を記録して、三ヶ年内に上呈すべしとの達命を拝承在せられ、併せて金三千円の御下賜ありたり、同時に毛利・山内・徳川の三家も同然思召に依り、御達命を受けられ候、是れ畢竟御家の御取扱により、等しく特典を賜ひしものと伝承候、是に於て従前は御一家の記録編集の事業なりしも、改めて帝室の御達命を蒙らせられたるより、國家の事業となりしにより、特に補助金御下附在らせられたる上ハ、一家の私記と違ひ、充分に史料を収集し、事実を精確にし、完全の編述を為さざるへからず、之を為すには一層史料の収集を便にせざるを得ずとて、東京に編集方出張所を設くるの議を、忠義公に伺ひしに、尤もなりとの御聞濟になり、乃ち其主任を寺師氏に囑することとなし、弘く在東京の諸家に就き、書類の借写、又は事実の問合、或は旧功者の談話筆記等を爲し、時々之を輿地に逋送し、市來氏之れを収括して、

記録に資する事に致し候、此際寺師氏の上申に依り、毛利・山内・徳川諸家と結び、尚弘く三條・岩倉諸家の伝記取調掛と謀り、御同族中の同感者を糾合し、史料交換・事実討論の爲め史談会なるものを設立し、取調上の便宜を図らんには、事順にして功を収むること多からんとて、市來・寺師両氏御家を代表して主唱者となり、周旋せんことを請はる、邸議之を便なりとし、御伺を経て之を聴されたり、之より両氏専ら力を尽し一年と事業を拡張し、現今御同族百余家の加入あるに至りたり、之に依りて書類の捜求、収集一層の便宜を加へ、独り御一家のみならず、全体諸家の便宜となり候、尔後御家を始め、史談会加入の諸家家主の方御申合せの上、御編史の事に付、建言等もありし結果、漸次宮内省より各家へも書類提出の御達命あり、書類の捜求一層容易なるに及び、從て御家記編集の史料多々益々便するに至り候、是又畢竟御家の御主唱に依り^{〔并〕}一般歴史調査上の便宜を加ふる事と相成候、明治二十二年十月、具地編集方に於て纂輯相成候、久光公戊辰前後に国事上に関して、三條・岩倉両公と御往復在らせられたる御書牘を臨写し、十巻となし、同

公御勲蹟の一斑を表章し奉らんことの申出あり、御伺を経て市來氏上京、侍従長徳大寺侯に願ひ、帝室に奉呈相成候、

明治二十三年に及び、帝室奉呈の御家記を編集するに、東京と県地と両立するは、徒に往返の労費を重ぬるのみならず、奉呈の期限三ヶ年の御命もあれば、兎も角旧邦秘録中より国事に関する事蹟を採録して、御家記の一篇を作らんには、編集方を東京に移し、親しく諸家と交渉して、速成せしめんに若かすとて、其順序を定め、又た奉呈の書名を定めさせられんことを伺ひしに、御聞濟あり、書名は島津家国事執筆史料と称すへしと御沙汰あり、市來氏に上京を命せられ、寺師氏と俱に担当を囑せられ候、

是れより漸次県地の事業を収結して東京に移し、尔来年々事業を拡張し、明治三十二年七月に至り、一旦事業御中止あり、改めて其順序を定められ、本年六月迄を一期とすへしとの御達示に相成候、

明治二十九年五月、市來・寺師両氏より近衛家御文書取調の爲め、兩人京都に派出、同所二条離宮内御庫に就き、御保管の文書類新旧取調致度旨上申に及候、元

来御同家は御高祖忠久公以来深き御縁故在せられ、忠久公御事歴調の事は、曾て照國公御時代より御相談も在せられたる御続きもあり、且ハ御先公御父子より、御先代の御志望を継がせられ度、御内存も在せられたるに依り、先年来度々借覽の義御相談可申上旨拝承せしも、何分離宮内御保管の事と謂ひ、且ハ御大切の御家蔵にも有之に依り、未だ御許諾の場合に不至打過ぎ候処、偶々近衛家にて忠熙公の御事歴御取調の全有之、御同家より御家の文書類御問合有之候に付、市來・寺師両氏より可及文、文書ハ勿論御取調に付、御助力申上候処より、御同家にて深く御感覺も被為在哉、先年来の志望と謂ひ、格別の御問柄に付、夫々宮内省向の御手続きを経て、離宮内御庫保存の文書類取調方、御許容ありたる次第、委細両氏より内談ありたるに仍り、御先代御父子積年の御志望にも在せらるゝにより、委細両氏申上の旨御伺を経て、両氏に取調派出の事を命せられたり、両氏は命を受け近衛家より特派の御家人と俱に、数人の写生を伴ひ京都に派出し、四十余日間滞在、日々二条離宮に往返御庫に就き取調に及び、新旧貴重 of 文書類発見相成候、就中古篋中より 孝明

天皇より近衛老公へ賜へりたる宸翰、百五十余通発見せられ、右宸翰中には照國公嘉永・安政年間に当り、近衛公を経て時勢の建言又御献上品等ありし事実、或は時務に付、御大切の勅問在せられたる御事等、御明記被為遊候もの数多有之、照國公御事蹟中未聞の事実を發見し、益々同公の御功勲顯著と相成候、且又今日迄世間に伝はり、未だ確たる考証を得ざりし事実にして、宸翰を拝覽し確証を得たること尠からず、御家記中最も貴重な事蹟を加へたるのみならず、世上の疑問を解き、御家の御名声を高め候次第に候、其他一般歴史上の難問にして、不明の件々を明晰に致し候成果に至ては、現今将来ともに実に御家の賜ものと可申候、尔来宮内省内先帝御事蹟取調所・史談会加入諸家編集掛、或は帝国大学編年史取調掛等よりも種々の諮問に預り、殆んど近世事蹟取調上に、一新路を開きたるの賛評を受け、御家編集方の名声一層喧伝する事に相成候、又近衛家に於ては、宸翰あることは兼々御承知ありしも、普通の詩歌文章の類とのみ御推断にて、格別御調の事もなかりし処、今回御家の力にて御取調の上、悉く当時国事に関する緊要の御書にして、現に老

公の御履歴上最も大切の事实に係れるを以て、近衛公爵にも特の外御驚喜在せられ候、就ては老公の御事蹟は、皆照國公御父子の御事蹟に關連あり、且先帝の御事蹟中最も御大切の事实なれば、世上に流伝するに先立ち、今上陛下の天覽に奉供候事、御順当なるへしとの意見も申上、尚松方伯にも相談に及び候処、伯も宸翰拝覽の上深く感戴せられ、兎も角天覽御願可有之とて、宮内大臣土方伯を紅葉館に招待在せられ、近衛公主となり、松方伯・長崎省吾氏、市來・寺師両氏及び私等参会、土方伯と俱に宸翰拝覽あり、尚松方伯より天覽在せらるへき主旨を演述有之候処、土方伯も深く感戴せられ、即時に替同御都合伺はれたり、陛下にも殊の外感戴被為在候旨拜聞仕候、特に先帝の御親書、更に御保存不致在候に付、御貰受在せられ度旨内命御承知相成候由、然るに近衛家に取ては、無此上御家の重宝に付御辞退相成、改めて十数通を献納被為在、余は悉皆御同家の家宝として、御珍藏相成候由、右に付近衛老公の御旧勲弥々顯著と相成、且照國公御以来、御先公御父子国事上の御因縁も被為在候に就ては、御家よりも御酬恩の筋相立候様との御内意も有之、

宮内省向きに就きて、夫々御申立に相成候次第も有之候処、無幾老公の旧勲を思召、特別を以て旭日大綬章を下賜被為在候、全く老公先朝の御宇奉公の旧勲を御追賞被為在候為め、他に類例なき特典を賜はり候事と拝承仕候、近衛公爵にも深く御家の御厚意に對せられ、御感銘之旨御挨拶も有之、鄭重の御招請を受け候次第に候、是れ畢竟御家編集方の尽力により、御大切の御文書発見ありしを以て、独り御家の御名聞を高め候のミならず、又近衛家に対せられ、御高義の一端と相成候次第と存候、

同卅年七月、久邇宮家より故朝彦親王殿下御事蹟の御取調有之に付てハ、池田従一位公に御取調顧問御委嘱被為在、尚宮家より市來氏を宮家取調顧問に御囑託の御照会あり、尚市來氏よりも御家御取調上、宮家の御書類を参照するの便宜ありとの旨申出あるより、即ち御伺を経て御受可致旨伝命相成候、尔来同氏は宮殿下御機密の御文書をも拜見せられ、御家事蹟取調上、大に便宜と相成候、且同氏は數回邦彦王殿下にも拜謁せられ、故殿下の御代御家とは深き御因縁も被為在、曾て故殿下より久光公へ、御養女御結婚の御内談在せら

れ候次第柄杯言上に被及、宮家人始め御事蹟取調員へも、御家との御関係柄演説に相成候事も有之、右次第ハ忠義公江も言上に被及候事も有之、自然此等の御関係柄より、今日御親密の御間柄とも被為成候事と奉恐察候、

明治三十二年一月、近衛家より忠熙老公御遺品調の際、御手文庫等より、嘉永・安政以降国事上重要な御文書數多発見相成候旨、市來・寺師両氏に御通牒あり、兩氏近衛公に就き拜見せられたるに、照國公より徳川慶喜公の継嗣擁立に関する勅命申降しの建言、及び當時朝廷に於て、三公御始め大臣方詔勅降下の議案等、當世機密の御文書、及徳川將軍家其他高位方の御真筆文牘數十通に上れり、其他幕府諸侯の建言、時事の報告類ハ數ふるに違なし、就中緊要の御文書ハ、照國公より安政年間に海軍取立の儀に付、幕府へ御建議あるも、因循固陋事の速決せざるを歎へ、書を近衛公に呈し、幕府に對し朝廷より海軍建設の詔勅を降させられんことを、御勸告の文書あり、本書を拝覽するに至り、始めて帝國海軍の発源は、照國公の御創意に出つることを証明したり、即ち御家御事蹟中最も御名聞の事と存

候、時に偶々海軍省に於て海軍歴史編纂の挙あり、同編纂委員より御家に史料借写の照会あり、即ち市來氏に応答を囑せらる、氏近衛家発見の文書を採択して、之を付せられしに、委員にも始めて其発源を識れりとして、照國公を推して帝國海軍の開祖と崇敬し奉らんと、深く好意を謝せられたる事に候、

以上私就職中の顛末概要に候、元來編集事業の成立は、全く忠義公御父子の御志望に出て、私始め同列中厚く御趣旨を奉体し、明治十五年の発端より三十三年迄、二十年間に及ひたる御事業にして、御家に於かせられは、最重大の御事柄と奉存候間、今般愚存上申候に就て、聊か前後の関連記憶の概要相認め申上候、細目の点は尚口陣可仕候也、

市來四郎君自叙伝（附録） 二

本伝ハ明治十一年十一月十九日の起稿に係り、全三十年比に脱稿したり

梅桑園廣貫（実名）自記

初生文政十一年戊子十二月二十四日の曉を以て、薩摩

国鹿兒島郡南新屋敷に生る、幼名吉十郎と称す、時に母君二十七歳なり、這の年六十年來稀なる寒威、二十三日の晩景より雪降り、二十四日の朝に至る、地上一尺計りも積れり、母君常に曰く、汝ハ雪の子なりと戯られたるを記せり、

因に曰く、翁ハ雪の日に生れて、明治三十六年二月二十一日に死去せらる、同月二十二日葬るの日又た少雪降り、雪に因縁ありと謂ふへし、

玄父寺師正容大人、通称次右衛門、字ハ玄明、寒象堂と号す、余か生前同年六月十四日遽病（考ふるに遽烈の脳病ならん）に罹り逝す、齡四十二年なり、

実兄宗道大人ハ、当時僅かに五年なり、文政七年甲申九月十七日、同地同邸に生る、兄弟ともに祖母君と母君との膝下に成長す、父君没後家計困惑、已むことを得ず、親戚星野賀七郎君の邸内を分裂買収し、一小室を建築して居住す（星野氏の妻ハ玄父君姉なり）、産土神ハ、鹿兒島郡武田村太田神社即ち武大明神なり（大名^{大己貴}持、少名彦名二神を祭る、古ハ鹿兒島の土村主、武右衛門七氏の崇むる所なり）、祖父君を次郎左衛門正和と称す、代々南新屋敷に住す、文化六年六月十四日沖永良部島在

番中に逝き、同島に葬る、一女二男を生む、女ハ星野賀七郎氏に嫁す、長男即ち玄父正容大人、二男次郎太早世、齡二十二年なり、母ハ星野理兵衛氏の女なり、即ち余等を養育せられし祖母君にして、天保十年己亥十月二日歿せらる、南林寺境内の先塋に葬る、

母君名ハ比佐、谷山郷の土小倉新兵衛氏の女なり、長男同姓、新兵衛長女隈岡五助長傳氏の妻、二男小倉道益氏漢家の医たり、二女ハ即ち母君なり、母君ハ享和三年癸亥十一月二十五日生なり、廣貫ハ十二月二十四日に生れ、其の間僅かに六日を以て一年に數ふ、故に推して文政十二年正月元日の暁を以て生日とし、年算すへしと母君命せられたり、

実兄宗道君ハ幼名武久麻と称す、家父君早く逝かれ、家計饒かならず、十一歳にして表茶道職を奉し、名を善真と改めらる、後還俗して次右衛門宗道と称せらる、十一歳、天保九年戊戌二月二十一日、同藩土市來四郎政直大人の養子となり、市來家に入る、同月二十八日元服して、正右衛門政和と改む、養曾祖父正右衛門政以大人の名を襲ふ、當時市來家ハ大乘院門前に住す、一名談議所門前と云ふ、政直大人ハ妻なく、難疾にし

て足立たず、常に臥褥にあり、妹貞子家計を取る、貞子も故あつて終身嫁せず、政直大人の父君を五兵衛政香と云ふ(宗智院榮林玄昌居士、文政十二年己丑八月二日六十歳にて逝る、妻ハ清春院心曉妙音大姉、天保七年丙申三月二十一日に逝る)、

太守齊宣公の小姓役、後御小納戸に転し、故ありて辭職、後目附役を以て日州倉岡へ勤役中病没す、同郷龍泉寺に葬る、妻ハ岩下典膳側詰兼若年寄(故子爵岩下方平氏の曾父なり)の妹、二男二女あり、長男政直大人、二男平野家を相続し六郎左衛門(初十次郎友武)と称す、長女與倉林清氏に嫁し一女を生む、後ち離縁、二女ハ即ち貞子なり、

系譜に曰く、市來家ハ八文家民部大輔廣言の孫、廣言ハ醍醐天皇第五の皇子惟宗親王九世の孫三品兵部卿保明親王、承平六年丙申始賜惟宗姓、廣言の父基言日向国司、祖父を孝言と言ふ、孝言奥州四郎従四位下掃部頭、詩文を以て世に鳴る、後ち朱雀天皇の御宇、朝に事へて及第に挙げらる、保明親王より廣言に至りて四十二代なり、廣言より廣實に至りて三十三代、廣言ハ長承三年甲寅京都銅陀坊に生る、承

元元年九月十九日死す、年七十五歳、肖像の詞書に記する所なり、此の肖像ハ越前国岩船郡岩船神社に納むる所なり、廣言ハ祖父孝言より日向国司を襲ふ、倭歌の道に熟す、其の詠する所千載集・玉葉和歌集等に載せたり、妻ハ丹後局なり、廣言の子忠廣嶋津忠久公の異父弟なり、忠廣の子忠季、忠季の子友成、市來院の郡司大藏家房の女を娶り、市來院の郡司職を襲ふ、これより代々市來と唱ふ、廣言九世の孫久家ハ、廣實より二十四代の祖なり、

同年三月朔日、石澤六郎氏を師とし、習字読書の教を受く、後ち市來源右衛門政正氏に従学す、政正氏ハ府学教授用人兼職なり、博学達識の人なり、石澤氏ハ儒臣にあらすと雖とも、政正氏の門人にして、経書に通し、或ハ合伝流の兵学、一名島津家軍法を学ひ、蘆奥を究む、或ハ示現流の撃劍に達す、母に仕へて孝順なり、文武孝道を以て、国君の賞譽を受く、茲を以て余も就て示現流の撃劍を学べり、

(史伝)天保八年丁酉二月十九日、大塩平八郎父子大坂に乱を作す、兵燹に罹るもの一万八千余戸、世間頗る喧し、其の起因ハ天保七・八兩年天下大饑所

在飢人夥し、八年三月大坂天満与力大塩平八郎父子、徒党を集めて乱を大坂に起す、天下騒然、極盛至治の世兵馬勦めて起り、人心恟々たり、同年七月薩州山川郷兒ヶ水沖に、米艦一艘（一に英艦とも唱ふ）日本漂流を護送し来る、上陸を許さず、国法を以て砲撃し去らしむ、城代兼国老島津但馬久風（日置郷領主）兵を率て嚴戒す、御軍師園田與藤次參謀たり、足輕兵二百名・騎馬士三十名なり（甲州流の隊制と云ふ）、外に大砲師範役鳥井平八・同平七等、門人数名と共に砲撃して去らしめたりと云ふ、此の年夏季に至り米価高騰、銅錢二百文を以て玄米一升を買ふに至る、上下困惑す、之れを天保の凶荒と云ふ、廣貫幼年なるも世間喧囂たることを今に記憶せり、

同年七月二日、国老菱刈安房小姓組番頭伊集院亘を以て、市來四郎政直の養嗣たることを聴さる、

同月六日後迫方限郷中組に加はる、
因に、鹿兒島城下各方面を十数区に分ち、士人幼壯各々団体を組み、文武を奨励し、士風を研磨す、之れを郷中と称す、

十二歳、天保十年己亥八月十五日、太守齊興公に謁す、

初めての御目見と云ふ、家例の如く中紙三束を献す、陪席ハ城代兼国老島津但馬（日置郷の領主）、国老島津登・菱刈安房・島津石見（市成郷の領主）、国老格調所笑左衛門、若年寄島津將監（佐志郷の領主）・喜入多門（鹿籠郷の領主）・榊山伊織、側詰岩下典膳、大目付赤松主水・島津頼母、大目付格末川久馬、小姓組番頭川上矢五大夫・伊集院亘、奏者島津藤十郎なり、

同年八月日（未詳）、造士館に入る、藩の学館なり、

同年十月、天真流加藤権兵衛氏の門に入り、撃劍及び柔術を学ふ、

十四歳、天保十二年辛丑三月五日、前髪取りを聴さる（俗に二才成と唱ふ）、実年十四歳なるも、増して十六歳とせり、元來十五歳以上に充たされは、前髪取りを聴されざる藩規なればなり、之れ家計困難なるか故、前髪を削り、藩吏に奉職せしめんか為め年齢を増加したるなり、是れ蓋し当時の習慣なり、

同年八月朔日、代官所筆生を奉命す、禄四石を賜ふ、同年九月、造士館学寮へ寄宿し、勤務の傍勉学す、

十六歳、天保十五年癸卯十二月十六日、養父政直大人病んで没す、年五十八、福昌寺の先塋に葬る、大量院

機外全勇居士と諡す、

(史伝) 本年三月十一日、琉球國運天港へ仏蘭西國太

粧兵船一艘渡来、通信・貿易及布教を乞ふ、滯泊数日、同六月急報鹿兒嶋に達す、守防の兵數百を出す、同九月英吉利の軍艦一艘那覇港に來り、通信・貿易を乞ひ、耶蘇教を弘めんとす、物情恟々たり、

同年七月朔日、勘定所筆生を奉命す、

十七歳、弘化元年甲辰九月、小山田真藏氏の門に入り、道興流大砲術を學ぶ、去る天保八年三月、大坂の乱ありしより、天下の人心恟々安せず、志あるものハ専ら武技を學ぶ、故に予も大砲にあらざれば、堅きを破り必勝の利あらざるを覺り、特に就いて學へり、

十八歳、弘化二年乙巳二月十五日、継目家督の御礼を、御書院にて、御名代島津周防忠教公(久光公の旧名)に謁す、中紙三束を献上す、家例の如し、

同年三月日(未詳)、成田正右衛門正之氏の門に入り、西洋流一名高島流(又ハ御流儀とも唱ふ)の砲術を學び、燧石銃并銃隊運動或ハ野砲・大砲・忽砲等の射撃術を研究す、成田氏ハ本姓鳥井氏なり、前年高島四郎大夫の疑獄に罹りて姓を改む、

(史伝) 本藩に西洋流の砲術行はるゝや、天保七年

より九年の間漸次に開けたり、長崎の人高島四郎大夫茂数字秋帆の開基なるは、悉人知るか如し、同氏は世々長崎町年寄を以て、与力格に昇進し、荻野流の砲術を學ぶ、天保の中頃和蘭人に從學し、大小砲術ゲベール銃・野戰砲・大砲・白砲等射撃式を伝へ、并に銃陣法を伝へたり、而して二十拇の白砲一門、十五拇の忽砲一門、三封の野戰砲一門を和蘭國より購求し、尋て燧石機のゲベール銃二百挺を得たり、尋て五十封白砲一門、或小銃ヤークル等をも購入せり、茲を以て、国老島津但馬久風齊興公に告て、鳥居平七・同平八兄弟、從來高島氏荻野流の門人なりし故、二名をして新式西洋法を伝習せしめんとて、官費を以て長崎に派遣す、學ふこと凡そ三年、其の蘊奥を究め帰國し、重て遺漏なきを要し長崎に至りしに、高島氏讒誣の爲め囚となれり、故に直に帰國し、幕府の嫌疑あるか故に、鳥居を改め成田と唱ふ、高島氏は永く幽囚の苦を受けたり、

同年三月(未詳)、關口真心流の柔術を土持岱介氏に學ぶ、同年八月、御城内火消差引人を奉命す、

同年十月日（未詳）、吉野原に於て洋式操練を演し、五十斤臼砲の射撃を試む、之を日本に於て臼砲射撃の創試とす、

（史伝）同年軍賦改正を令せられ、惣鉄砲の令を布かれたり、

同年三月日（未詳）、大砲鑄造所を、鹿兒島鶴江崎弁天社傍に創設せられ、専ら海岸砲・野戦砲を製造したり、

十九歳、同三年丙午九月五日、高奉行所書記を奉命す、（史伝）弘化三年四月、琉球国へ英・佛二国の軍艦来たり、国人を在住せしむ、同年六月齊彬公・齊興公に代り、琉球外国人処分の為め幕命を蒙られ、帰国海防を指揮せらる、

同年九月三日御製棗掛見習を奉命す、鹿兒島中村騎射場跡の局に通勤、傍ら蘭学を研究す、是より先き三四年前より化学及び蘭学を学ひしを以て、特旨奉命したり、化学ハ鹿兒島士高木市助・宇宿彦右衛門の両士に従学す、両士は製菓館吏にして、御庭方の本職を以て兼勤せしなり、

因、西洋式の砲術鹿兒島に行はるゝや、当時日尚浅

くして、就て学ふもの僅に五六十名に上らず、大砲は二十拇の臼砲二門、十五拇の短忽砲一門、五百目の攻城砲、野戦砲各三門、百五十目の山砲・七百目の攻城砲各一門、十三拇の臼砲（各青銅製）一門、燧石機、ゲベル銃百挺（和蘭国製ナポレオン式と唱ふ）、ヤーケル銃二挺に過ぎず、大砲ハ図式に則て、成田氏自ら鑄造す、当時砲術未開にして、大砲師範家成田（西洋流）、曰く小山田（道興流）、曰く青山（天山流）、曰く川崎（赤井流）、曰く湊川（眞田流）、曰く浅倉（南蛮流）等の数名なり、藩庫に在る大砲五十門に過ぎず、百目・二三百目・四五百乃至一貫目位のものなり、

（史伝）弘化三年正月廿六日、仁孝天皇崩す、亜米利加人通商を乞ふ、江戸大火関東大水あり、国事転た多事なり、又藩内に於てハ軍備改正調練訓督諸士知行高改正の事ありき、

二十歳、弘化四年丁未三月日（未詳）、世子齊彬公大隅日向の諸郷を巡見せらる、成田父子并門人数輩従駕す、海岸守備の要衝砲台建築地を択んか為なり、茲を以て砲術家数十名随駕す、大隅国福山牧場に於て大操練を

催され、鹿兒島より二千余人の銃砲隊并に大砲二十門を運送す、予も歩兵第二番隊長を命せらる、尋て志布志郷夏井ノ浜、或ハ大根占郷の海岸砲台築造の要地なるを以て、大小砲の試験且歩兵操練を行ふ、齊彬公も親く臨まれて臨検せらる、

因、前時藩内大砲家多し、曰く、天山流青山千九郎当時門人多し、稍々西洋流と拮抗す、真田流湊川源左衛門・赤井流川崎乗之助・道興流小山田真藏（既に西洋流を学ぶ）・荻野流野村彦兵衛、其外淺倉など云へるあり、中にも青山は門生多く、其の術も稍実用に適せり、然るに年月に事端滋きを加ふるか故、一国一般の軍制に帰せんとすれども、人心旧式を墨守して、更改を好まず、少壯の輩多く、青山の天山流に帰依するを以て、藩吏も之を強ふるを憚りしに、今回福山原の大操練の検閲あり、其優劣を判せられ、一般に西洋流に帰すべきの厳令を布かれたり、茲に於て人心始めて定まれり、是れ一藩一致の軍制に改正したるの嚆矢たるを以て、人々其英断を感称し、他藩に至るまで当時其挙を賛したりと云ふ、

同年四月二日より、海防掛用人海老原宗之丞清熙氏と

俱に、出水郷其他西目各郷の海岸を巡視して、砲台築造の地を定む、今存する処の各郷海岸砲台、多くハ此時地位を相定したるものなり、

同年八月八日、佐多・大小根占郷士に、砲術指南の命を奉す、同行園田仁右衛門・田代源之丞・中村小八郎・相良小矢太・藤島新次郎及び予等なり、十月末に至て帰覽す、

同年九月日（未詳）、火薬製造所改正を令せられ、其の掛を奉命す、

（史伝）嘉永二年己酉十二月三日、鹿兒嶋士山田市郎左衛門清安・高崎五郎右衛門・近藤隆左衛門・土持岱介・國分伊十郎・村田平内左衛門・赤山靱負・仙波小太郎・野村喜八郎等、隱謀の企ありとの嫌疑を以て、屠腹を命せられ、死後極刑に処せらる、連類數十名流刑或ハ死を賜ふ、之れを近藤崩と唱ふ、齊彬公家督相統に係る内訌なり、

予の同僚高木・宇宿、高木ハ山田・近藤の党に加ハリたる罪に依り死に処せられ、宇宿ハ免役せられたり、同年八月二十三日、御製葉掛を奉命す、国老島津将曹久徳伝命す、

二十一歳、嘉永元年戊申三月日（未詳）、妻を娶る、有川彦左衛門氏の二女縫子十七歳なり、有川氏ハ世々水野流撃劍・居合の師範たり、彦左衛門氏嗣子なし、島津左膳氏の五男を養子とす、五左衛門と称す、彦左衛門氏一男二女あり、男早世、長女ハ実兄寺師宗道君の妻女、母ハ本田六左衛門氏の女なり、彦左衛門氏の姉ハ蒲生彦左衛門の妻女、二女は郷田源右衛門氏に嫁す、同年九月日（未詳）、西目海岸大砲一隊長を奉命す、国老末川近江久平氏伝達す、砲一隊ハ仏式に則り野戦砲六門・七百目砲三門・五百目砲三門、人員四十八名・夫卒三十六名、彈藥運送夫六十名、一門の彈藥二百発の準備なり、西目海岸とハ山川・指宿より出水郷までを惣唱す、此の時東西海岸二手歩兵二大隊（二大隊ハ和蘭式の一パライロンの人員四百八十名の銃手となす）、御城下海岸三大隊、外に御馬廻り砲隊二隊、歩兵三大隊、是れを當時の常備兵とす、予備軍凡そ三万人に余れり、皆な大小砲銃を以て組織す、

因、軍制改革ハ弘化四年齊興公特命中古甲州流弓槍銃三十騎を以て編制したるを廢し、西洋式折衷隊制に革め、総鉄砲隊と通唱す、

二十二歳、嘉永二年己酉月日（未詳）の春、火藥製造水車を改正せらる、其改革掛を奉命す、専ら舎密術の課を掌る、爆彈の木管或ハ急火管製造を指揮す、又た製煉館兼動となり、硃硝石・硫黃華を創製し、火藥の料に供す、日本創始の業にして、洋製の火藥に異なることなし、硫黃華ハ中村の騎射場跡構内に石室を建築して製煉す（硃硝石・硫黃華の製式は、之を日本の開基とす）予之を担当す、

因、銃藥局ハ御兵具所の管轄にして、支配人と唱ふるものあり、上町の商人神宮司武兵衛なる者其道に精し、受負製造買上の方法なり、目付役数名監督す、資本ハ諸士知行高に賦課する出来を以てす、貯ふ所の火藥凡そ十五万斤に余れり、犬迫村・田上村・唐湊村の三所に蓄蔵せり、是より先製造所ハ唐湊村に在り、人力を以て搗製せしに、火災に罹り炎發數回、死傷數多なりし故、文政の初比転して、今時火藥製造の地後ろ迫瀧の上小銃射場を廢し、水車を以て製造を開きたり、皆神宮司なる者の創意に出たり、今回の改革も燃發せし故、庁費を以て洋式に改革す、神宮司なる者は、多年の功勞を以て人足頭取を命し

て使役せり、火薬の原料たる硝石は、国中の人家床下の土砂を以て製す、高橋七郎なるもの信州・加州の二伝法を以て製したり、薪炭材木の如きハ一般農人の課出とす、硫黄は硫黄島の出産にして、支配の商人之を税納す、一年の納額七千斤許りなりき、炭ハ麻木を以てす、諸郷士の税納とす、火薬私下の価一斤(百六十目)式百式拾四文とす、製造粗悪彈力弱く軍用に供する能ハす、故に西洋法に倣ひ製造を改めたり、是本藩軍制改革の初めとす、這の改革魁裁は、軍役掛用人海老原宗之丞を初とし、屬吏松岡十大夫・田原直助・上原孫次郎・榎本九八郎・有川喜左衛門・平野林左衛門及び予の数名なりき、

同年三月日(未詳)、新屋敷に転宅す、予生誕の地なるか故母君特に怡悦せらる、
二十三歳、嘉永三年庚戌月日(未詳)、南林寺の近地に製薬館を創建し、専ら売薬を製せらる、或は白粉の製造を開く、藩内旧来白粉の製造なく、京坂又は江戸製を用ひたり、

因、製煉所は弘化三年丙午の秋、太守齊興公の命に依て、中村騎射場茶亭構内に、高木市助・宇宿彦右

衛門之を創建す、公屢々親臨して、初め硫・硝・塩の三酸を製し、専ら医薬を製煉し、封内に惠売す、薬品の如きは菊花油(原料は野菊黄白二種あり)、橙皮油・薄荷油其他洋品を擬製す、予及び中原尚介管掌す、当時海内製煉局の設なし、天保八九年の間、齊興公長崎の人上野俊之丞と云へる者を召し、時計製造を開かる、上野ハ元來時計工人にして、傍ら医薬製煉に長したり、故に公は伊地知次郎八・高木市介・宇宿彦右衛門に特命して、上野の門に入らしめ、製煉の術を研学せしめられたり、伊地知は世を早くし高木・宇宿之を掌る、尋て予及び高木の実弟助次郎後孫左衛門・藤島某の三人之に従事したり、是海内洋方の医薬製煉局の嚆矢とす、上野俊之丞は一小工人なりと雖も、漢・蘭の学識あり、西洋の砲術兵制をも学ひ、高島四郎大夫の教を受け、大砲を鑄造するに長したるのミならず、化学を好み製煉に長す、製煉局は齊興公の創建なるか故、齊彬公知政の後は、御隠居御方と唱へ統轄を異にせり、仍て紅硝子製造の如きハ、資金を要すること巨多なるか故、半途にして熄め、後集成館に遷じ、一層盛大の製造を開き

たり、又水晶硝子クリスタルガラスハ殊更に費用を要す、故に大製造は集成館に遷して、後に成效を見たり、当時薩摩の紅瓦羅斯と唱へ、海内に名譽を顯はしたり、全く公の創意に出て、大に国用を弁せり、吉野村土師ヶ追又ハ城山、或は大隅国横川郷等に於て、松樹脂(チヤン)を製造す、船舶塗擦の用とす、這時西洋式脚舟(パツテラと云ふ)を、磯の海浜に於て創製す、是も亦た日本の開基なり、樹脂ハ之に用ゆるか為めなり、父君正容大人の造船書に依る、

(史伝) 当時侍医前田杏齋後元温を長崎に遣し、和蘭人モンニツケに学はしめて、牛痘法を開き、国中一般に施行せしめらる、前田氏は世々漢医を学ひ、近頃長崎に出て和蘭医モンニツケに従学し、洋法を学ひ、種痘を伝授したり、齊興公大に嘉ミせられ、国中に施行せしむ、漢医輩喋々之を誹譏す、従て一般の人心忌避し、説諭すと雖とも信せず、後漸くにして施すに至れり、種痘の日本に開けたるは、庚戌ノ年(一八七〇年)ありと、我藩に開けたるは全く前田氏の力に依る、嘉永四年辛亥江戸西丸燃ゆ、各藩助資造建す、本藩の助費金七万余両、当時国庫空乏、故に諸士知行高

一石に付五升を課出し、従來の出来と合して一斗一升一合の重課出となる、士衆窮困す、尔後之に充ること凡そ三年間、其国情挙けて謂ふへからず、

全年七月日(未詳)、御城内動植館内に、洋式の製煉所を創設せられ、熔鉄炉の雛形を造り、製煉を試ミらる、予等奉命従事す、後磯別邸の近地に大炉を築くに至る、全年七月日(未詳)女子生る、佐登と名つく、幼亡、南林寺の先塋に葬る、

二十四歳、嘉永四年辛亥六月日(未詳)、洋式操練を天保山に閱せらる、予は銃隊長たり、尋て野戦砲五百目砲長及び二十桿臼砲長となる、総人員二千三百余名なり、全年八月十九日より動植館内に製煉所を設置せられ、其掛を奉命す、反射竈雛形を創造す、

因、嘉永四年辛亥に至り、勅して和氣清磨卿の忠蹟を追賞せられ、正一位護王大明神と号す、昨年来八田知紀氏に内命ありて、同卿大隅国清水郷の謫所を探る、字伊牟計イムケイ瀑布ナギの下に謫居せられし事蹟を發見して上申せり、光格・仁孝兩天皇の特旨に出たりといふ、京都の内に地を択ひ、社宇建築、護王大明神と号す、此の時八田知紀・後醍院真柱・關廣國三

氏楠公の廟を建築し、或は硫黄嶋に於ける安德天皇、讚岐国順徳天皇の御廟も崇敬せられんことを、京師の住士梁川星巖を以て建言せりと云ふ、

(史伝) 嘉永四年辛亥二月二日、齊彬公家督、同四月江戸発駕帰国の途に就せられ、五月着城、数十日間先規の如く式事執行せらる、

全六月日(未詳)、齊彬公の命を奉し、騎射場製菓館に於て紅玻璃・水晶瑠璃を創製す、工人は四本亀次郎と云ふ、掛役員には御小納戸井上庄太郎・宇宿彦右衛門・中原尚介及び予なり、和蘭書を訳して洋式の工法に則る、訳官ハ侍医松木弘安後寺島宗則氏なり、其他硫黄・塩酸・硝酸の大製造を開く、

因、硝子工四本亀次郎は、江戸の産なり、幼年より硝子工を業とし、当時屈指の工人なり、弘化四年の初齊興公鹿兒島に雇ひ、製菓館に製造所を設け、製造せしめらる、後ち御納戸小人格四人口を与らる、同年七月日(未詳)、御城内動植館内に製煉所及び鉄煖製造の爲め、反射電雛形一基試築を命せらる、宇宿彦右衛門及び予に其掛を命せらる、試験数十回、鋼銃を熔解して三十六封度砲十分一の雛形を鑄成す、同八月

磯邸の構内土橋涯の竹林を開拓して、大反射電並に熔鉞炉を創建す、当時御取添地と唱ふ、後集成館と改唱す、宇宿・中原及び予三名奉命従事す、尔後各種の工業を開き、安政四年六月に至り、集成館と命名せらる、尋て陶器製造(所謂錦手焼)或は紅瑠璃・水晶瑠璃或は大砲鑽開の「ボールン、バンク」、或は洋式の製鉄等種々創製す、「ボールン、バンク」・熔鉞炉ハ日本開基なり、反射電ハ三四年前肥前佐賀侯か創建せられたるに倣ふ、尋て豆州韭山に於て、江川太郎左衛門幕府の命を奉し、化学者宇都宮三郎氏等と事を執れりといふ、尋て水戸藩に於ても建築せられたり、

因、同四年七月日(未詳)、イロハ丸を創製せらる、全年九月十一日、長男秋彦新屋敷の邸に生る、英久磨と名く、後英之丞廣親と称す、産名神は、太田大明神(即ち武大明神)なり、

同年九月日(未詳)、磯邸の海浜に於て蒸気船の雛形を創建す、機関の馬力五馬力、銅鉄を以て製す、舟の長サ十一間三尺、宇宿・中原及び予其製造を指揮し、船奉行橋口左衛門・折田八郎兵衛・監吏清水源兵衛・郡山一介等なり、又蘭学者川本幸民か翻訳したる撮影

術并電信機・水雷を創製す、地雷は金鉱破裂の用に供す、撮影は銀板及び紙写の二法なり、製煉術ハヨウド、銅簧、亞斯等を製するに至れり、公磯邸御滞在の間ハ、日々親臨せられ、事業を勸奨せらる、

二十五歳、嘉永五年壬子正月日(未詳)、玄父正容大人之造船書數十部を齊彬公に奉呈す、内命に依りてなり、側役山田壮右衛門を以て内命を伝らる、因て渙象論五十冊及び造船必要・航海必携、古今船図式大小數十枚を奉呈す、賞詞及び物を賜ふ、

(史伝) 嘉永五年八月、齊彬公參府せらる、

二十六歳、嘉永六年癸丑六月日(未詳)、米艦入相の報に接し、江戸警衛隊三百余名至急出發參府せり、二番・三番出兵の予命あり、予は三番隊長を奉命し再報を待つ、因、当時全国警を聞き、一般騒然人心恟々、俄に大小砲及び甲冑の準備に忙し、熊本藩士長岡監物の家來徳富多太助外一名、本藩に大砲借用に来る、

市來四郎君自叙伝(附録) 三

因、同五年二月日(未詳)、軍艦イロハ丸落成、試運転を前之濱に試ミ、大小砲発射をも試ミ、是を日本

に於て洋式軍艦運轉の嚆矢とす、

同年八月、齊彬公命して、鹿兒嶋大門口洲崎其外に砲台を築造、櫻嶋其他ハ改造せられ、皆新式の洋法に則る、洋式築城書教部を下附せらる、成田正右衛門・田原直助等担当す、封内沿岸各地之砲台も、皆改築を命せらる、

同年七月日(未詳)、鑄錢法伝習の密命を奉す、當時江戸に有名なる茶釜鑄造匠西村道彌なる者あり、之を雇ひ鹿兒島に下され、加治木郷鍋屋濱田某の工場に於て、御宝器の内に在る八景の茶釜等を模製せしめらる、この西村なるものは、江戸橋場鑄錢局の頭工なりしとに仍り、公窃に予に鑄錢法伝習すへきを命せられたるを以て、職工千葉助十郎を率ひて同処に至り、數日にして其鑄法を伝授せしむ、是れ後に大に為す所あらむとするにありしなり、中にも天保通宝の鑄造に注目すへき命ありたり(茶釜模造は茶道職、木脇藤淵担当し、予は鑄錢伝習を指揮す)

同年八月日(未詳)、諸郷を巡廻して、金銀其他の鉱類を採探す、多く金属の鉱石を得たり、中にも大隅国垂水の山中、玉ヶ谷に金鉱及び石英を得たり、或は大隅

郷に得る処も良鉱なり、或は甌島・阿久根・加世田に純銅鉱を得たり、中にも加世田郷黒鉛、知覧・伊作郷の銀鉱は頗る純品なり、又坊ノ津灣双建石の辺、海岸より海中に金鉱を発見す、其金質純良なり、採て之を呈す、公大に喜ひ玉ひ、発掘を命せらる、然れとも海中如何ともすること能はず、仍て和蘭人に問ひ、洋法にあらざれば、手を下すに術なき旨を上申す、

因、齊彬公は意を採鉱の業に注かれ、金・銀・銅・鉄の如きは、殊に採掘を督せられ、中にも山ヶ野金山・谷山錫山は出産多く、其利少からず、金の出産一月に十三貫七八百目に下らず、近代稀なる繁盛を極め、山中の賑一方ならず、公自ら歌を作りて金ゆり歌と唱へて、採礦の男女に驅はしめらる、又幕府に拾万金を借り、各所の出金を以て年賦返上せられたり、錫山の如きも一ヶ月に三万斤余を産したり、幕府の大砲鑄造用に売上られしこともあり、或時ハ一時に十萬斤の多額を産出したることもありたり、因、同年中幕府、本藩に軍艦製造を依頼せらる、之を大軍艦製造の権与とす、

同年中磯海浜におゐて、米式の風帆船を製造せしめら

れ、越通船と命名す、

同年中牛根郷・櫻島瀬戸・有村の三所に、大砲船製造場を新設す、

(史伝) 嘉永六年六月三日、相州浦賀港に米国蒸氣軍艦渡来、通商を乞ふ、帆前の軍艦二艘、汽船軍艦二艘、每艦乗組凡そ五六百人、艦將ペルリー之を率ゆ、江戸其他全国の騒動一方ならず、幕府各藩に令して、守衛の兵を徴す、鹿兒島よりも數百人を出され、江戸邸を警衛す、幕府ハ浦賀の久里浜に於て、戸田伊豆守・井上石見守・林大学頭を遣はして、使節に面接し、書翰並贈品を受取らしめ、尚ほ願意の許否如何を献言すへきを令し、各藩を徴して和戦の議を諮問せらる、本藩にても献言すへきを令せられ、上言するもの尠なからず、予も一の建言書を呈したり、

(按別記とあれとも本文を欠く)

同年七月十八日、長崎港に魯西亞の軍艦四艘渡来す、米国と同しく和信通商を乞ふ、使節フーチヤチン奉行水野筑後守に会し、応接書翰を交付す、書中和信・通商、或ハ蝦夷の境界を確定せんことの三事なりき、是よりして、海防の策を建つるもの多し、或ハ江戸近

海に砲台を築き、大小砲製造を督励する等、実に軍を見て矢を知くの諺の如し、本藩にも一層警備を厳令せられたり、大小砲の如きハ、弘化元年比より、洋式の大砲許多を製造して、専ら警備を努め、今日あるを予知したるを以て、太しく狼狽せさりき、幕府に於ては実用に供すへき大砲少なしとて、俄に製造所を設けられたりとそ、又水戸より七拾余挺の大砲を献せられしことあり、之れ先年梵鐘を毀ち、製造せられしもの許多ありし故なりとて、遠近同家の卓見を賞したり、熊本には大小砲の備少きにより、該藩人徳富多太助（徳富一敬）等鹿兒島に来て、江戸守衛の爲め、大小砲の借用を乞ひたることあり、当時熊本藩は軍備疎にして、大小砲の鑄造もなく、故に已むを得ずして、本藩に借用を乞ひたるなりといふ、

因、同年米國より糊て本込小銃（ライフル）一挺を幕府に献呈したり、此の木型を乞ひて、我藩に於て二十四挺至急製造すへしと命せらる、是れ来春參勤道中備用なりと伝ふ、此銃は、幕府秘して他に出さるを、窃に木型を採られしものなり、米國に於て近代の発明なりと云ふ、此銃の製造ハ、集成館に於て

予等之を指揮したり、燧石機のゲベール銃を改正して、雷管機に改造せらる（從來ナポレオン式と唱る燧石機銃なりしを、七年の夏和蘭使節船スピング号に於て勘見る）、欧州各国近世悉く雷管機に改造すと、是れ三四年前頃より、彼國にても改製に着手したりと云ふ、或ハ米國伝来のボードホウキスル教門を製造す、米國近代の製式にて、幕府に献呈せしより我國に開けたり、海陸兼用砲なり、

西洋各国に於ても、近代銃砲の製式一新し、大小砲共に雷管機に改造せり、中にも短小銃の如きは、実に奇工を極めたり、或ハ銃隊用の小銃・燧石機を改良して、雷管機として隊制も変革せり、我國は古製の式漸く全国に行はれんとするの際なるか故、巨多の費耗もなきに、新式の舶来せるは、僥倖と云ふへし、然れとも各藩二百余年の昇平、武事衰頽虚飾を事とし、火繩銃或は荻野・天山流等の式を、無上の良器と尊重せしと雖とも、外夷に対すへき武備にあらず、或は人心華侈懦弱に陥り、米・英・佛・魯の軍艦屢々渡来、幕府を初め各藩狼狽、彼か猖獗に屈して開港せしは、実に千載の遺憾と云ふへし、宇内

に国辱を顕したるは、実に幕府の失体にして、天朝の御忿を生したるは、至当と云ふへし、茲を以て各藩の有志人奮起、勤王攘夷を主張し、合従連衡して天朝に謀り、大に為す所あらんとす、中にも水戸・越前・尾張等我公と謀り、幕府に建言し、皇威墜頽せざるを努めらる、我公の主とせらるゝハ、尊王は素よりにして、国威を輝さんの点は、先づ人心一致、彼を知り、己を知り、彼の長を取り、我短を補ふを至要とせられしなり、

二十七歳、安政元年甲寅正月五日、御流儀砲術方掛を奉命す、国老島津豊後之を達す、其達文に曰く、

市來正右衛門

磯永孫四郎

右者御流儀砲術（一名高島流）方へ被掛置候条、指南方之儀は、成田正右衛門父子申談、精微に行届候様被仰付候条申渡、可承向へも可申渡候、

正月

豊後

因、弘化二三年より琉球国へ英・佛・米三国の軍艦屢々渡来し、英・佛両国人在留して、通商交易を強

請し、或は宗教を弘めんと種々脅迫し、或は弘化元年甲辰の年には和蘭特命使長崎港に來り、英・佛・米・魯の各国近く來航、通信貿易を開かんとすることを忠告し、終に全二年乙巳の年にハ、米艦浦賀に來り、信交を促かし、其情状甚重大なるを以て、朝廷深く杞憂を抱かせられ、幕府に命して海岸防禦の方略を嚴令せられたり、依て本藩も弘化二年の夏頃より、海岸の要衝に砲台を築き（旧式の築法）、或は弘化三年丙午の春より、鶴江崎（弁天社傍）に大砲鑄造場を創建し、西洋式の大小砲を製造し、或は火薬を改正し、或は海岸の要地に砲台を築き（新式）、或は洋式の砲術を一般に教授すべきを命せられたるより、今回此命ありしなり、

全年七月日（未詳）、長崎へ出張、汽船伝習の内命を奉す、当時公は江戸在邸なりしも、伝命ありて至急発途、蒸氣職工坂元與市・木佐貫源介・山下李左衛門・木原嘉平・久木田某等の数名を従へ、用人三原藤五郎・筆吏與倉直次郎（守人）等と俱に出張し、長崎に在ること七月中旬より十一月に至る、和国軍艦スピング号ノ艦將等に就て、砲術又は汽船運用及製造等の事を伝習す、

幕府買入れの小汽船を以て、港内を運航す、肥後・肥前の両藩士も同じく伝習す、中にも江川太郎左衛門手附柏木惣蔵・望月大蔵・熊本藩砲術家池辺啓太・駒井権之介或は長崎人には、高島淺五郎（四郎大夫長男）竹内卯吉郎、蒸氣伝習担当品川矢十郎・大木藤次郎と俱に研究す、或は和蘭本國医長出島在館ハンデンブルクに就て、鉱物分析を学ふ、氏は分析術に長したり、洋書数十部を購ふ、或は軍艦長フアービュスより蒸氣器械書一冊を贈与せり、本藩ハ蒸氣船製造の率先者なるか故、氏も大に怡悦して恵みたるなり、予之に酬ゆるに、金銀高時絵の硯箱と、五段重函、紅白縮緬各一匹を贈る、這書ハ日本に於て未聞の書なりしを以て、後日公に呈す、公深く喜悅せらる、且幕人も渴望せりと伝ふ、又従前の書はワットか陸用蒸氣書のミなりしを以て、本書ハ直ちに川本幸民に命し、翻譯せらる、仍て図解に基き、雛形製造に着手せり、或日三原等と俱に軍艦に招かれ、大小砲の操練を視る、小銃は悉く燧石銃の火皿と打金を改正して、雷管打の仕掛に改正したる者なり、欧州各国に於て、千八百四十七八年弘化嘉永の間の頃より、燧石銃を改製し、雷管打に変し、或は銃孔

中に二条の螺旋を設けたるものを軍用に供すとぞ、之をエンピール又はミニーヘルと云ふ、年々發明改製したるものなり、陸戦はナポレオンカノン或はコロニヤールゲシキエツト或はボードホウキツル等を専用し、或は陸船兼用の砲ハ、ボンベカノン長短の二種、或は後装の長鉄煩、或ハ百五十斤・八十斤等の長砲を砲台に用ひ、戦闘法一変したりと、フアービュス氏、通辞岩瀬某を以て詳に説示せり、而して種々の酒食饗応終りて、軍案を奏して興したり、フアービュス氏我公カ汽船の創製、或は砲術、或は分析術等を開かるゝは、日本國の嚆矢たるを感賞し、接待殊に厚し、実に公の明を以て、我曹も榮譽を極めたり、此の際伝習或は見聞の為に來集せしは、幕吏江川太郎左衛門手附柏木・望月、本藩士肥後七左衛門（肥後ハ幕吏と同行したり）、水戸・越前・尾張・紀州・福岡・熊本・佐賀・長州・岡山・因州・島原・大村・小倉等の各藩四五名乃至七八名、争ふて伝習せんとなす、予は殊に二十余名の工人を率ひて蘭人に応接し、奉行所に出頭して、許可を待て伝習したり、各藩人予に従て其業を伝へんと冀望する者多かりき、之れ全く本藩武備に心を用ゆるの名聞

高きに依てなり、又当時琉大砲船と唱る四艘（此内二艘は幕府の註文なり）の軍艦を櫻島に於て製造中なる故、其説一般に伝ひ、名声海内に轟きたり、

因、此時和蘭国軍艦一艘來航す、船名スピングと称す、船將フワービュスと云ふ、同艦より幕府註文の小汽船一艘を載來れり（船の長九間余、昨年注文したるもの）、之を日本汽船の開基とす、予は彼船將に従て汽船製造を尋問し、或は運用の大略を聞くことを得たり、日本に於て汽船製造の事を諮問研究したるの始にして、実に公の卓見なり、予等其要概を聞くことを得たるは、又公の賜なりと云ふべし（このスピング艦は、安政元年の夏幕府に買上られたり、觀光丸とは是なり）、本艦は本年使を終て一旦帰国し、翌年買上の為め來航したり、之を我国軍艦を置くの嚆矢とす、艦中三十斤のヘキサンスカノン（一名ボムベカノン）二門・二十四斤カノン八門・十二搦臼砲二門・二斤の自在砲二門・燧石銃改正のゲベル雷管銃二百挺を備へたり、蒸氣馬力百五十の外輪車なり、

（史伝）安政元年正月十三日、米国の使節ペルリー軍艦七艘を率ひ、再び浦賀に來て、昨年（六月）の答詞

を聞くと迫り、直に江戸海に乘入らんとす、浦賀幕吏拒めとも肯せず、遂に本牧に至り、頻りに空砲を放つ、江戸の騒動一方ならず、列藩に命じて江戸海岸を警衛せしむ、幕府已を得ず仮に伊豆下田港及び函館・長崎の三港を開く、依て米艦直に下田港に赴く、六月中旬米艦悉く退帆す、

四月六日、仙洞御所及び大裡焼亡す、

六月、五畿内大地震、死するもの夥し、

同年閏七月十五日、英國の蒸氣軍艦四艘來港（港外甲崎に碇泊す）、二十余日碇泊、通信貿易を乞ふ、數回上陸、長崎奉行と応接、国王の書を携帶せりと伝ふ、予等も該艦に乗て觀覽す、当時長崎奉行岩瀬肥後守、御目付永井岩之丞（旧名尚志）等なり、幕府ハ鍋島・黒田其他大村・嶋原・唐津等九州諸侯に命じて嚴警す、英艦に答ふるに、來年に至て回答せんとの趣なりしと云ふ、

同年十一月日（未詳）帰国す、長崎に於て伝習に係る事實の復命書、及び図式を作って江戸へ上申す、尋て汽船又ハ機関の雛形製造の命を奉し、城下滑川役館（御役屋敷と唱ふ）に於て製造す、悉く木材を以てす、只其形

状を顕すのみにして、機関は凶画に製し、或は大砲小銃は伝習の凶形に基き製し、或ハ銃陣築式をも開く（洋式の奏樂は之を嚆矢とす）、楽譜は其書を以て、成田氏に托す、来春に至て、其伝習の生徒四五名を長崎へ出学せしめられむことをも上申したり、

因、幕府も洋式の兵制改正の命ありしと伝ふ、来年に至て、大小砲許多と、蒸氣軍艦三十余間のもの一艘、並に銃陣の教師数名雇入れの旨、和蘭人に依頼ありしと云ふ、其他兵書・医書・造船書等も数多託せられたりとそ、之を日本に於て蒸氣軍艦を購入したる初めとす、

砲術は高島四郎大夫か、天保の中頃和蘭人より伝授したる法式現今海内に伝播すと雖も、啻其概略にして、蘊奥を究むるに至らず、偶々高島氏は讒言の為に嫌疑を蒙り、遂に其業も廢絶せんとせしか、各藩に於て聊か其概要を残したり、然れとも高島の名を憚り、本藩に於ても御流儀と改唱したり、如斯の形勢なりしに、今に至て幕府も外夷の爲め武備興張せらるゝに当り、高島氏も昔日の功茲に於て顕れ、幽囚も解るゝに至れり、実には其功大なりと謂ふへし、

（高島氏は後江戸に在りて、江川氏に属し、砲術指南方を命せられ、五十人扶持を賜ふと云、獄中に在る殆んど七年、初め讒せらるゝや、砲術を以て頗る名声あり、各藩臣伝習の徒多し、故に幕府の嫌疑あり、高嶋の同僚福田某之を長崎奉行に讒訴し、轉に就て獄に下り、後江戸に至り、亂断せられ、安部侯に預となれり）江川氏は、元来豆州韭山（江川氏の宅は日蓮上人の棟札あり）、御代官を世々にす（鎌倉幕府頼朝公より代々江川氏勤めたりと云）、砲術を以て世に鳴る、高島氏洋式を和蘭人より伝へ、曰砲・忽砲或は野戦砲、燧石打小銃隊運動法等を、江戸徳間ヶ原に於て演習す、閻老之を見る（閻老水野越前守）、其法他に伝授を禁し、江川・下曾根（下曾根金三郎といふ御鉄砲方なり）兩氏に伝授し、大小砲悉く献納せしむ、是よりして江川氏ハ、西洋流の砲術を以て幕府の師範たり、是故に高島氏に親を結しも、之に因すと云ふ、

今回江川氏の手付柏木・望月等も、伝習の命を奉して来崎せしは、専ら蒸氣船製造及び砲術伝習の二事にあり、時に本藩は、諸藩に率先して洋式一定し、海岸の守備も稍備はり、海内一般仰望せしか故、予

等に就て伝習を乞ふに至れり、中にも蒸氣船創造に着手せし故、頗る名声あり、或八百五十封のボンベカノンは、海内に先きんして鑄造せり、故に其試験の成績聞く人咸感驚せり、

同年十一月九日、山川へ米国軍艦一艘渡航（蒸氣船スクーフ機）、予等同地に出張を命せらる、一七日間碇泊して各所を測量す、船の長凡四十間許、大砲十八門を備ふ、乗組人数凡二百余名、是れ薪水を乞か為めにして、異状なし、同行は中原尚介・肥後七左衛門・磯永喜之介・磯永彌九郎・江夏壮七等にして、船の製式等を見る、国老新納駿河出張す、外に警衛の兵隊半大隊（劍銃隊人員二百五十余人）、大砲六門（五百目・七百目の野戦砲）を派遣し、隱に警戒す、指宿郷宮ヶ浜に宿陣す、此時大雪降り寒威甚し、此時出兵せしハ、警備の為のみならず、調練の為め行軍を試みむか為なりき、同行磯永・江夏は、予か出張の跡より来り、藩許を得さりしを以て違法とし、後日譴責せらる、此時前田杏齋（元溫）も騎行したり、二十八歳、安政二年卯の年ハ、集成館に於て銃砲製造、或ハ蒸氣船雛形製造を鑿督す、

因、安政二年春軍艦二艘（昇平丸・大玄丸）を幕府に献せらる、大砲各八門を備ふ、三十六封・二十四封・十八封の一耳砲なり、此艦を製造したるは、櫻島黒神村・宍村の二ヶ所に於てす、長サ二十五間と二十間の二種、三櫓二段の甲板を張り、之を日本に於て西洋形軍艦を造るの嚆矢とす、本藩用同製の船二艘同時同所に於て製造す、幕府大に嘉納せられ、褒賞の為め名刀を賜ふ、其の費用四艘にして約八万余両に及べりと云ふ、製造を掌れるは国老新納駿河、若年寄嶋津登、用人三原藤五郎・福崎助八、船奉行長崎勘助・橋口李左衛門其の他田原直介・福崎仲左衛門・山口次助等なり、

（史伝）同年十月二日、江戸大地震、江戸城本丸其外各藩邸崩壊、火災起り死傷十万人に余れりと云（本藩芝邸大書院も崩破す）、有名なる水戸藩の藤田彪之介・戸田誠之進も庄死せりと云ふ、

二十九歳、安政三年丙辰

安政三年八月六日、和蘭人下田に來り、上書して日本國政を改革し、汎く外交を開れんことを忠告す、旧交の情誼を以てなり、

(史伝) 安政三年八月二十五日、江戸大風死傷夥し、凡十万人と云、俗に神風外夷來侵を警むとも唱へたり、弘安の度蒙古襲來、神風の説を附会せしなり、水戸藩士信田某・蓮田某等米國使節館を襲ハむとす、遂すして縛せらる、当時各藩の有志攘夷鎖港を主張し天朝喜（喜九）せられ、幕府に促さるゝと雖肯せざるか故、斯く暴挙を企つるに至れりと云、年を追ひ漸次全国各藩士に攘夷論起り、幕府の失典を喋々して憚らず、之よりして稍く内乱の兆頭れたり、

市來四郎君自叙伝(附録) 四

三十歳、安政四年丁巳七月二十四日、御広舖番頭格、徒目附兼勤を奉命す、国老島津豊後・御側役谷川次郎兵衛伝命す、同日琉球国へ御内用之儀有之、渡海すべきことを奉命す、同日該國へ先年来在留の英・仏人へ對したる密命あり、御側役名越彦大夫伝達す、尚ほ細かに親命あるへき旨を伝ふ、尋て琉球人の容姿に變ずへきの内命あり、即日頭寒の病に託して総髮成を出願せり、且つ密命の趣に依り、集成館職工木佐貫源介蒸氣機関師なるか故、召連度旨を請願して聴許せらる、

渡海費金二百兩特旨を以て賜ふ、同年十月二日琉球船帰航便に搭し、恩河親方と俱に鹿兒島灣を發す、同月三日山川港を發す、同七日七島洋に於て颶に遭ふ、船腹を破る海水浸入甚し、西北風雨強し、予船に酔ふこと甚し、鹿兒島を發してより飲食を絶ち、氣力大に劣る、臥して起つこと能はず、從者木佐貫僕藤介も同じく劣る、風雨倍々強く、船中の人唯々為す所を知らず、神仏に祈るのみ、殊に闇夜方向咫尺を弁せず、予ハ死を決して直に起ち、船頭等に指揮を加へ、小帆を張り、風に逆することなく、大洋に方針を取りて流し、競ふて船中の水を汲ましむ、予并木佐貫刀を採て指揮す、曰く死ハ同じく死なり、水船となりて死せんか、將た力を尽して死せむ乎、死ハ一つなり、汲まされハ切て捨んと大声奨励す、船中及び乘客等八十余人悉く震ひ恐れて、交番水を汲む、此時予氣力快々、平地を歩するか如し、激濤ハ天を蹴るか如くなりしと雖も、決死眩暈を忘る、稍く天明に及んで風雨少しく平穩となり、日光を見るの頃に至て後靜和に帰し、四方渺茫一島嶼を見ず、考ふるに支那近海ならんと、日中に及んで波鎮り、風位西に變ず、直に帆を転して東方に向て走る、

船腹破壊の部ハ蒲団類を充填し、海水の浸入を防きたり、予ハ又た船酔旧に異ならず、且つ前夜の指揮に勞れ、前後不覺に安眠す、六日夜中東方に向て快走す、七日朝に至て山影を見る、正午頃に至て琉球運天港沖なりと船人等祝言す、予も起て翹めて中山国を望む、晚景那覇港に投錨す、実に蘇生の思をなせり、殊に天氣晴朗直に上陸官舎に着す、国王使臣兼城某を以て恙なきを賀せらる、于時在番奉行諏訪數馬・御目付梁瀬源之進等なり、

同月廿六日、三司官池城親方・物奉行琉球恩河親方・兼城親雲上へ内達書を交付せり、其件々左に掲ぐ、

極密御用奉命之趣に付、在留の仏蘭人へ面接に付、

仮館松尾へ都度々々差越、彼の情態或は西洋各国の動靜等、詳に探索言上すへき特命を奉し候に付、今

後毎々館内へ可差越候間、為御心得御案内申達候事、

先達て大灣親雲上(旧称牧志親雲上)へ、仏人より長短銃惠与致候由、以来も誰人にては惠与品等ハ無疑

念受納致、相当の品物返与可致との御意候事、

外国船渡来之節、品物類不勘弁に所望申掛ましく、右ハ故障付候媒に候間、能々園田仁右衛門并下拙へ

御談合有之度、且我々には武器其外必要の器械類、調文の内命を奉し候に付、右ハ別段の事に候条、其御心得專要に候事、

何国の夷船にても渡来、万一器物類授与申出候節ハ、弄品ハ程能く謝絶致し、国事必用の品ハ無疑念受納可致候事、

各外国船渡来、或ハ通信貿易等の大事申出、此以前の如く國中の動搖に罹る儀有之乎、或ハ官々恥辱を受くる等の時機、万一も有之候ハ、臨機処分ハ勿論ながら、成丈け穩便に取計ひ、琉球の国体に応し、柔能く剛を制する長策專一たるへき旨、分て御沙汰被為有候事、

何国の夷船渡来候ても、拙者共通弁官召列乗込、食料・薪水等請ふに任せ、惠与等四海威兄弟の心得を以て、懇に取扱ふへしとの御意に候条、以前の如く拒絶に等しき取扱ハ勿論、応接等致すましくとの御意候事、

右外密命の趣も多々有之候得共、右ハ其時宜に臨み御談合可致候事、

前条の件々ハ従前とハ大に変態の事候、一体幕府よ

り御達振も相替り、既に御処置の概目御承知通にて、先達恩河親方并拙者にも、磯邸に被召出委曲奉命の次第も有之、是迄の如く外国人と云へハ禽獸の様に輕蔑せず、或ハ因循の心得にてハ屹と不相濟との御意にて、中山官々も旧染の腸一洗可致旨、可申達との御意も有之、其他承知の趣も有之候條、厚く御心得有之度事、

今般被相達候当国亦は大島に於て、和蘭人其外と質易一件は、来春より御着手の筈候に付、御趣意無滞相行われ候様勉強致し度、右に付ては当国諸官々、是迄通先例古格にのミ拘泥有之候ては、御施行の妨可相成候間、中山王御初王子・按司・三司官其外役々厚く御心得有之度、御新政行はれ立候上ハ、一般の潤沢も生し候事に付、当国産物繁殖候様、御措置專一の事に候、

右の趣分て奉命之事候に付、大頭為御心得御達申候條、中山王へも被達御聞、官々には篤く御合相成度候、以上、

丁巳十月廿六日

撰政・三司官連名答書を差出せり、其書左の如し、

在留夷人等ハ貴殿疏官員の名を以て御面接、外国の情態御探索言上の御内命を被受候趣に付てハ、度支官の名を以て御答相成候者、国政樞要の職故、御都合可宜哉と、中山王被存候、左候て通詞大湾親雲上（後牧志親雲上と唱ふ）被召列度奉存候事、在留館へ御差越は、一日越に御定相成度候事、此以前より園田仁右衛門殿・大窪八太郎殿、在留人へ御面接も折々有之、何へにも下賤の通弁者にて候旨、申取置候に付、渠にも自然其取扱不都合之儀も少なからず、御応接も出来兼候、殊に来春和蘭船其外夷国船も渡来に付ては、其次第渠等へ御申聞け無之候てハ、不相濟訳と被存候に付、貴所様には度支官にて申聞ケ可然と吟味仕候事、

先年来より外国人へ、御国人当地へ参り居者は、唐佳良島人商法の為に渡海致し候旨、申取り置候得共、外国には日本人なることは、飽迄察量罷在るにて可有之候へハ、今更日本人と無故申聞けも、不都合に御座候間、貴所様には唐佳良人にて、日本語も能く学び得候趣にて、御申聞有之度、尤も日本へ通信之儀は、迎も今形秘し置候儀は、永くハ相叶ましく、

然れとも先つ此涯従前通に被召置度候事、

来春より当国又ハ大島へ、和蘭船其外仏船も渡来、

貿易をも被相開候に付ては、英・仏人等其外も同様

申立候は必定と奉存候、其節の御所置何様可被仰付

哉御窺申上候、

琉球国政向も、追々御改革被仰付被下に就ては、誠

に以て不容易難有次第に国王にも敬服被致候、何分

御都合克奉願候事、

此書付丁巳十月

右書面に添書し、翌五年戊午三月、側用人山田壮右衛

門・堅山八郎へ宛御手許へ届出たり、

其後密命の如く姿を琉官に妝ひ、名を市地良親雲上と

変し、外国人に親接し事を謀る、琉球官牧志親雲上洋

語に通するを以て、俱して日々洋館に入り、予は英語

を学び、洋人へハ日本語或ハ日本学を交換教授するこ

と、殆んど一年有余に亘れり、

三十一歳、安政五年戊午七月三日、蒸氣軍艦二艘砲器

彈藥購買の事、及び水軍教師雇入の事を、在留佛国人

に謀り、琉球国の名義を以て約定すべしとの密命あり、

予在番奉行高橋縫殿に謀り、単身之を斡旋することに

決し、琉球官司牧志親雲上と俱に其事に当れり、其頭
末上申書を載す、

佛蘭西国より蒸氣船一二艘、極密之取計にて御買被

遊度御内慮被為在、琉人相對之取組に致し、外々へ

屹度不相響様手厚く遂吟味、逗留之仏人共へ熟談い

たし、然して彼方より琉球迄乘來らせ、夫を琉人へ

振り付け、押々に為買入候様之向に取計、代金之儀

は五六ヶ年賦に割り渡候都合に、極密に相談致し、是

非共近年中其相談相調候様可取計旨之趣、分て被仰

付越、委細奉承知候、就ては早速と市來正右衛門へ

其段申付、手厚く評議仕、仏人共へ相談為致候、尤

不容易重大之事柄に御座候間、正右衛門一手に取扱、

外詰役等へは一切不相洩候儀に御座候、勿論琉人相

對之取組に付ては、何れ撰政・三司官其外異国掛琉

役三四人へハ、極内に申付、尤此以前之如く故障不

申立様、取計不仕候てハ、弁別致兼候儀に御座候間、

被仰付越候御書面に基き、手扣之違書取仕建、去る

三日撰政・三司官其外異国掛役々、恩河親方・牧志

親雲上召呼び、

御内慮之趣申達、扣書相渡、即座に御受為申出候、

御請書も同日三司官自筆を以爲差出候、不容易重大之御用筋之事故、尋常之達し振りにては、亦々去る卯年之通り御断等申出候様にては、

御内慮不相貫は勿論、於私共適々承知仕候詮も無之、尤琉人には元来不好事柄故、此節は手堅く取計、右通即座に御請書迄爲申出候次第に御座候、当国之風俗は先規古格をのミ相守り、世之変遷を不弁、因循之弊風勝に御座候間、右通押へ付候取計仕候儀に御座候、右役々の内に恩河親方・牧志親雲上之兩人は、外国之事情も粗相弁へ、無異儀御趣意遵奉之段申出候、左候て、其後市來并牧志之兩人、仏人共へ及熟談候処、素より以前より彼より申勸候義にも有之、当秋迄には佛之本国船渡來可致候間、其船便より佛国政府へ申越候欵、又は渡唐船便より、上海・廣東之佛国領事官へ申越候様可致、來年秋又は來々春頃迄に、調達之取計可致旨共承諾致候段、市來並牧志より申出候、委細之儀は市來より御届可申上候、尤琉人共へ相達候手扣書写一通相添差上申候、以上、

在番奉行

午七月五日

高橋縫殿

名越彦大夫殿

三拾間之蒸氣軍艦一二艘

右は当国在留之佛蘭西人共江、極密に致頼談御買入被成度、年來之御内慮被爲在、今般取扱向之儀、在番奉行高橋縫殿並私江被仰付越趣奉承知候、就ては則ち高橋申談し、御故障不相成候様琉人相對之取組にて、彼等乘來り、押々に爲買入候場合之取計、仏人共へ及熟談、近年中には是非御手に入り候様、乍恐微力を尽度奉存候、尤御内達之通外聞に不及様取扱可仕候、因て今般被相渡候御書面に基き頼談可仕候、猶委細之儀は追々御届可申上候、此段御請如此御座候、以上、

午七月三日

市來正右衛門

名越彦大夫殿

山田壮右衛門殿

豎山八郎殿

摂政・三司官等江御内用向達之手扣

佛蘭西より蒸氣船一二艘、極密之取計にて御買入相

成度年来之御内慮に候、就ては琉人相對之取組にて、彼等乘來り、夫を琉人へ押々為買入候向に、仏人共へ致熟談、代金之儀は五六ヶ年程に割渡候向に及相談、幾重にも手厚吟味を尽し、可取計旨之趣被仰付

越候、委細之儀は、市來正右衛門へ被仰付越候に付、自然同人より可申達候、尤撰政・三司官並恩河親方・

牧志親雲上へ、厚き御内慮之旨篤と申達、此以前通奉沮候様之儀共、決して無之様手堅く申付、是非共近年中に御手に入り候様取計旨、被仰付候条、無申迄事なから、時態之變遷又は弘く海外之事情も弁別被致、固陋因循之儀共不被申出様有之度、此段各方御承知、国王へも被申上、御請書可差出候事、

在番奉行

午七月三日

高橋 縫殿

御内用掛

御徒目付勤

市來正右衛門

右之書面并口達を以、撰政大里王子、三司官池城親方・譜久山親方・小禄親方、物奉行異国掛恩河親方・異国掛牧志親雲上在番奉行所へ呼出し、市來列座、

高橋より相達し、即日御請書可差出旨相達候処、承知之上大里并池城即刻朱里へ罷歸り、国王へ申出無異儀承知被致、同日晩方御請書差出候事、

琉役々御請書

佛蘭西国より蒸気船一二艘、極密之取計にて御買入被遊度、年来之御内慮被為在、就ては琉球相對之取組にて、彼方より乘り來り、夫を琉球へ振り付け、押々に為買入候様之遂熟談、代金之儀は五六ヶ年程に割り渡候向に可取計、尤幾重にも手厚く吟味を尽し、極密に可取扱と之趣、猶委細之儀は市來正右衛門殿へ被仰付越、我々并恩河親方・牧志親雲上へ御趣意之程篤と為相含、此以前之通奉沮候様之儀共屹度無之様、手堅く申付、是非近年中相運候様可取計旨之趣、御別紙御取添細々御達之趣我々并恩河親方・牧志親雲上委細承知仕、則国王江も申聞候処、御趣意通相含弥無異儀御請仕、宜敷取扱可仕旨申付候間、此段我々共より御請書差上申候、以上、

午七月三日

小禄親方

譜久山親方

在番御奉行

高橋縫殿殿

御内用掛御徒目附勤

市來正右衛門殿

右通小祿親方自筆を以申出候、落手致御届書に取添
差上候事、

全月二十五日、予琉球官司牧志親雲上を伴ひ、仏国人
の客館に赴き、蒸気軍艦二艘・兵器購入、軍事教官備
入の事を懇求したり、仏人其希望に賛同して、快諾之
を容れ、速に本国に照覆することを諾したり、其調文
約定書は、左の如し、

琉球国、総理大臣尚景保、布政大夫馬克承等、為ニ
利シ安ルノ生ラ事、查レハ敝国ハ僻ニ居テ海隅ニ、彈丸之
小邦、物産無幾、殊ニ有ニ三十六島、皆以テ隔レ洋ヲ、故ニ
專海航搬ニ運諸物ヲ、或ハ有ニ往ニ來ニ、于度佳喇島ニ、
然ハ則造船堅固シテ、而須レ要利ヲシテ也、怎奈ニ本地、
山林狭小、材木甚少、且至ニ製レ釘ヲ鉄類ニ、原ト是
無レ産コト、漸ク購ニ買テ于度佳喇島ニ、以備ニ弁用ニ、是

池城親方
大里王子

故ニ随意ニ不能造ルコト舟ヲ、適マ至ニ所ノ造ル舟ニ、甚ダ属ス
粗鹵ニ、因此ニ値ハ有ニ大風ニ、則破レ船ヲ矣、思量ハ
僅ニ於ニ三六七年間ニ、破損スルコト及ニ八九艘之多ニ、每レ値
其時ニ、損失スルコト財宝ニ勝テ數ニ、而ルヤ況ヤ人命乎、
夫レ人命者、以テ為ニ国之至宝、以テ該ニ至宝ヲ、死シテ
非命ニ、誠ニ堪ニ悲歎ニ、因此ニ国ニ益マ至ニ困苦ニ、是
乃因ニ该国典ノ未レ備故也、蓋堅レ舟ヲ利シテ、則レ属ス
仁恤之根本ニ、查レハ至ニ

貴国与ニ敝国ニ者、近来既ニ定ニ和約ニ、明ニ立テ章程ヲ、友
睦相交ル、乃チ是レ患難相救之友国也、伏テ希
貴客等、明ニ察ニ敝国苦情ヲ、深ク垂テ憐ヲ于友国ニ、転
祥
貴国、

大憲大人ニ、把テ該一輪ノ火船官艦一艘ヲ、逐テ早ラ俾ム寄
遞テ敝国ニ得テ用ニシテ、至ニ該ニ餉銀ニ、須ニ公平ニシテ支交ル、
如レハ此則利シ安ルノ生ラ、国典ニ稍備ル也、拳國ヲ永
垂ニ鴻恩ヲ于不レ朽、須レ至ニ稟者也、並ニ請
邇安ニ伏レテ祈
丙鑒ニ不レ一、
咸豊八年七月二十六日

琉球国中山府 總理大臣尚景保 等同拜

布政大夫馬克承

再者ハ至該ノ価銀ニ、理当ニ一時ニ奉還ス、奈何セシテ敝国叢爾タル虜虜、原ト無シ金銀銅鉄、是レヲナ

貴客等現在目ニ撃ツ、一時以テ備ヘ弁スルハ、乃チ力ノ所レ不及也、希クハ把テ該ノ価銀ヲ分ニ支テ五六六年ニ、而以テ許ニ奉還ス、若レ許カガ所乞、其内阜貯テ還債、若シ又不ハ穀ノ貸借ニ于度佳喇島、以還レシ価、聊カ不致ニ拖欠、希ハ勿レ懷レコト疑侯テ該ノ価銀總交之時、希把テ原文ヲ交ニ還シ、扨托々々、

一、至該ノ火船ノ一款、切レ勿レ泄ニ漏ルコト于亜細亞・

歐羅巴等ノ諸州ニ、是レ係ル緊要ニ至切々々、

一、船ノ長ハ須ク要ス

貴国ノ規尺六十碼、或ハ過ニ四五碼亦可也、至該ノ

大砲及鳥銃等、理宜ク照シ船ノ長短ニ、論テ砲ノ大小

及多寡ヲ、數備テ勿ル乏コト、繪テ希ハ照テ

貴国ノ法度ニ可也、至火薬等、只宜ク載来ル、至該ノ

火船、不ニ必新ニ起テ工ヲ現今既ニ折シテ所造新堅ノ官

船ヲ、可ニ以テ寄与ニ妙也、至該ノ裝飾ノ宜ク要ス奇異ヲ、

共ニ要ス彈子ノ重キ二十四斤、其數五六百個、各様相異ニシテ最好砲數二十個、劍鳥銃千口、小鳥銃百口、各様共ニ好ク且ツ上

文ニ所録砲數二拾個之内、要ス需コト兩個ノ大的彈子ノ六十斤ヲ、

一、至該ノ善ク放シ大砲ノ人兩位、善ク使シ劍鳥銃ノ人兩位、統テ希ハ載来テ可シテ示テ教國人ニ、且至火船可ク

用器械等ノ項ニ、無シテ欠乏スルコト、宜ク載得来ル、

一、俟テ該ノ火船到ニ敝国ニ交与ル之後、至該ノ住ニ在本

船ノ人員則チ須ク帰国ス、查レハ俟テ火船到後十四五

日之時候ヲ、另外ニ使テ至該ノ一艘ヲ接回ル尤為ニ確當、

至該ノ帆繩等ニ共ニ要ス兩個、其一個ハ欲レ備ニ後用ニ

至該ノ大錨ニ、要ス六口ヲ、連テ鎖繩ニ好レ、

問答手扣ハ左の如し、

一蒸氣軍艦一艘、長日本尺にて凡三拾二三間より三拾

五六間迄、

一、木製にして水軍実用に適候方

一、三本柱又ハ二本柱にても作法通り

一、船之進行、西洋之時計にて一時に日本里數四五

里を走候もの

一、航海運用之諸道具一切相備り候もの

一、航海中飲食用之器物等一切備付

一、大砲二十挺程乗せ付

但二十四封度・十八封度位のもの、

一、航海方之教師三四人

一、蒸氣機關取扱候人三四人

一、鍛冶職二三三人

一、大砲方之教師三四人

一、天文測量方一兩人

一、製船方心得候人三四人

一、絵図取り方心得候人二兩人

外に

一、近代發明之軍用小銃二千挺

一、近代發明之短銃二百挺

一、世界航海図三四通り

一、蒸氣製造書新しきもの

一、船製造書新しきもの

右外先日來問答書の通り、

(按問答書ハ添付なし)

先達て極密を以、被 仰付越候蒸氣軍艦一二艘、在

留仏蘭西人共江注文いたし候様との趣に付、琉官共

へ相達候成行は、御届申上候通にて、其後市來正右

衛門并牧志親雲上へ取扱為致、琉人共にも、此度は

何も故障申立候儀更に無之、御都合向宜敷段々申立候趣も有之、誠に幸之至御座候、

一 仏人共江頼談に付ては、重大之事柄に御座候間、市來并牧志之兩人、渠等信用第一之事情に付、牧志事は多年外国用取扱候訳を以、今回度支官へ昇進為致候旨を以可申聞、市來事も異国掛度支官兼勤に昇進致候旨、仏人へ申聞置候、

一 此頼談に付ては、於琉球稀成る重大之事件に御座候間、親睦之交を為し、代金年賦払等之懇談致候義に付、其心得を以、互に往來音信贈答等之義、無疑念可取計旨申付置候、尤市來へ予て御預り被仰付置候反布・塗物・器物等も、臨機見計を以、恵与いたし候様可為仕候、右のミにては不足に可及は必定御座候間、今般市來より取調御渡品可相伺候間、追々御下渡し相成度、委細は市來より申上候様可致に付、宜敷御取計相願候、

一 去る廿二日、市來・牧志佛館へ差越、蒸氣船買入度との趣大頭申込候処、仏人共至て怡悦致、ケ様開け行事は、実に喜ハしく存るとの趣にて、当日は先づ概略之旨話いたし、然して康熙字典一部恵与いたし、

四方山之雑話に及び候処、酒之振舞等にて懇々たる次第に候よし、因て他日又た一向に買入度との相談に可及とて、引取り候由、

一 去る廿五日、兩人佛館へ差越、蒸氣軍艦二艘を此程買入度旨、手扣書を以順序を立、及頼談候由、其談數刻に及候、手扣書ハ市來より御届申上にて可有之候、然して調文之趣承諾いたし、何事も都合宜敷、其段は市來より御届通に御座候、勿論支那其外米・英之両国等へ、斯く頼談之成行、屹と不相洩様取計之儀、分て手厚く及談話候由、就中支那國ハ從來冊封を請け候国柄に候得は、如斯重大之事件は、及届候上ならては、中山王一己之取計ハ、不都合に相成候事故、此度は陰密にいたし度事共も、及談合置候由、

一 蒸氣船ハ成丈け早く乗届、其上航海術伝習之手數も容易之事にあるましく、来秋頃には乗り来り候都合に及相談候処、仏人共之申すにハ、来秋比迄には無覚束、来々春支那の三月頃までに乗届候都合なるへしとも為申由、委細ハ市來より申上るに可有御座候、一 蒸氣船ハ、先つ差向一艘を買入、航海術等取馴れ候

上年々相増し候様、分て懇々申聞け候由に付、彼等申分にまかせ、先つ来々年之処ハ、三拾間余之蒸氣軍艦一艘、乗来候約束に及置候、然し是非二艘一緒に乗り来不申候ては、不叶 御趣意に被為在候は、何分被仰遣度、猶又被及相談候様可仕候、

一 蒸氣船一艘分之代金は、乗せ付け之大小砲彈薬等の代を外にして、凡 蕃銀にて二拾二萬枚位に候半と申出候、然らば睨と差究たる処は、追て本国より可申来旨申出候由、蕃銀一枚は琉球之丁錢にして、凡一貫二百四拾文程に及び申候、是を金にして凡二拾二萬兩程に相及候賦に御座候、

一 乗せ付け大小砲は、二十四封度・十八封度之二式凡二十挺程も備付候様、申聞けさせ候処、仏人申には、是は彼国海軍方之作法可有之候間、其通にまかせ候方可宣旨申出候由、

一 航海運用方伝習に付、教師も一課二三人程宛、可列渡旨も申聞候処、承知致候由、

一 船之足堅之為には、成丈け土俵石砂之類積入、其見計を以、小銃或ハ要用之器械を持越、無用之弄物は不持渡様可致、小銃は歩兵用之もの二千丁程ハ、近

代新式のもの可持渡旨、申聞け候由、

一 蒸氣船代物には、品ものを以可相渡、如何なる品可然哉之旨相尋候処、専ら金銀之地かね、銅或は樟腦・

塗物・日本紙・絹糸・諸反布類可宜、然し是以本国より望出候に付、差究ては難申との趣申出候由、

右応接之大略に御座候、詳細に市來より御届申上候賦御座候、尤当九・十月頃には、彼の本国船渡來可致候間、猶其節は在留仏人共と、乗頭等へ及細談候様可仕候、且調文約定書一通（前項参照）琉球官々之名目を以相渡置候写一通相添、此段御届申上候、以上、

午八月九日

在番奉行

高橋縫殿

自順通丸

名越彦大夫殿

先達て極御内用を以、被仰付越候在留仏人共江及懇談、蒸氣軍艦一二艘御調文之儀委細拝承仕、万端高橋縫殿殿申談、琉役共へ申達、此趣は大聖丸より御

届申上候、疾に御承知相成候事と奉存候、其後猶又琉役々等へ厚く吟味を尽し、御故障不相成様応接致し、別紙談判問答書通に御座候、尤來春ハ是非当国迄乗り來り候様、勿論清国其他欧州各国へハ秘密に取計に可致趣共、堅く頼談に及置候、後にハ秘密にも相成ましく候得共、三四年之間も秘事致置候は、日本政体も必ず相變り、不差支場合にも可相成と、其段を以近年ハ外聞に不及様、たとひ他聞に響候共、琉球一手之取計故、御故障罷成る訳にも有之間敷、昨年渡海前御直に拝承仕候御趣意に基き、及談判候間、左様御承知可被成下候、殊に去る卯年、彼之本国船乗頭より琉官々へ蒸氣船可取入旨、或ハ武備を嚴に致し、独立国の政体に可致、然る時ハ彼国より保護いたし、中山王之名を世界に可顯杯、申聞けたる次第も有之、因て今般調文之蒸氣軍艦は、即其申たる一二件を採用するの訳に相当り、加之昨年渡海前御下け渡の御書付に、従公義琉球之儀ハ、御一手に御委任、御存分に御取計可被為在との趣も有之候に付、今般之義は中山王手限り之取計為致候様、取扱可仕候、乍然可成丈けは、多聞に不及様取扱可仕

候、就て別紙写之通調文之条約書、及び蒸氣船之尺度乗せ付の品類、又は代金割り渡等の手続、又は學習方教師列渡り方等の手順等、談判書通に御座候、一蒸氣船代物之儀は、巨万の金高にて、実に不容易御事に候、当地琉藏方へ、在合之蕃銀三万余枚程有之由、右ハ先年来米・仏・英人等より館舎造建之代金、亦は日用品物買入之代に請取置候もの由にて、無用に藏方へ格護致置、藏方には迷惑にても相成居候にて、当秋唐渡船より福州へ差遣し、仕払用に可致と之評議之段、承得候に付、在番奉行申談、先つ差扣させ、蒸氣船代金御差足にも可罷成哉と存候間、其通にて御都合宜敷候は、琉球藏方へは夫丈け之御品、又は現錢被下戻、右蕃銀格護被仰付、可然哉と奉存候、何分御内意被仰渡度奉存候、

一 蒸氣船代金払渡方之儀、六ヶ年賦之処に相談致候成行は、別紙談判書通にて、此一件は在留仏人共にも差究難受合、乍然引請け、是非に世話可致、殊に琉球政府之約定に候間、商人相對之事とは相替り、殊に不開之國を開き候訳故、随分不調相談には有之ましくと申出候、就ては一ヶ年分の御払高凡四万兩内

外にて、右外に大小砲類の代金も、何程とハ確と不相知候得共、是以三四万兩には可相及候、旁一ヶ年分の御払高五万兩計りの御予備に相成り、可然哉と奉存候、猶追々仏人共へ及談話、取約め御届可申上候、

一 仏人共にハ日本判金を望罷在り、依て御払分之内判金御渡し相成候は、船間積荷之面動も相減し、御弁利に可相成哉、慶長判一枚は、米國の銀錢六枚程と相当にて相請取候、是には御利益も不少候に付、此段も為御參考申上候、

一 追々右談判又ハ本國船渡來に付ては、自然入用にも可及候間、其都度々々産物方御在合の内より、在番奉行より達次第相払候様、在番奉行より極内々産物方掛御役々江被達置候間、猶又後便より可然御用弁別宜敷様、御達越可被下候、

一 別紙談判問答書一通、及び蒸氣船代物取調書一通相添、差上申候、

右調文談判済之御届、旁如斯御座候、猶不行届廉は、至急以飛船被仰越被下候は、本國船渡來内に候へは、相談替之儀も可相調哉と奉存候、何分

御前御都合宜敷御取計奉頼候、以上、

午八月九日

市來正右衛門

順通丸より

名越彦大夫殿

山田壮右衛門殿

豎山八郎殿

市來四郎君自叙伝(附録)

五

伝命の文書を載す、

御方事、其許極密御内用向之儀、品々被仰付置、殊に蒸氣船御買入之儀に付ては、追々承知に相成候通、太守様被遊 御逝去、御大變之御仕合にて、御当節中々御手之及候丈けに無之、御家老衆初別て御心配之事に候、就て其許之事情ハ勿論、御内用筋之儀、不相分事之ミに候間、御方義此節差遣候飛舟より、一往早々被罷帰、委細之儀共可被申出候、左候は御用向 御直達之趣も可相分候間、先般表通申渡にも相成り、被為致承知答候得共、猶亦此段申越候様致承知、此段申越候、以上、

午八月廿六日

町田主馬

市來正右衛門殿

同年九月二日、飛舟着して齊彬公薨去の計を伝へ、藩老より密命を以て、蒸氣船兵器購入の約条を解除し、尚ほ予に帰国の命を伝ふ、予伝命の書并に側役山田壮右衛門・豎山八郎・江夏十郎の私翰を披き、公の薨去を悲ミ、公の経緯の阻廢を歎し、茫然自失人事を解せざることを數時に及へり、尋て在番奉行高橋縫殿より、藩老の達命を伝ふ、予か公の密命を奉せしは、當時機密の事にして、要路數輩の者の外、其経図を知るものなし、公の薨去に遇ひ、藩老又た举措を失ひ、単に幕府の譴怒に触れんことを懼り、為す所を知らず、遂に公父齊興公に、公の遺図を中廢するの止むなき情由を陳弁して、其命を藉りて、此伝命を通したるなり、其

其許逗留仏朗西人へ、蒸氣船御買入之儀、其外御内密御用向追々御届書相達、時々達 御聴、書付類も奉差上候処、御満悦被為遊候、然処御承知之通之御時節に相成り、御手許への御届書等、都て御側役より御家老衆へ差出候処、何れ御方一往被致帰国、御直達之趣共不申出候ては、事情分り兼候儀有之候

間、此旨申越候様致承知、早々御問合申越候、以上、
午八月廿五日

山田壮右衛門
豎山八郎

琉球在勤

市來正右衛門殿

山田・豎山よりの私翰

差急き前文略す、然は別紙を以御問合申上越候通、
太守様御事御大變之御仕合に付、実に当地ハ暗黒と
相成り、一統悲嘆言語に難尽、御察可被下候、其許
御用向之儀も、中々御当節御手に可被届丈に無之、
一々重大之御事柄にて、御家老衆御側役方之御心配
一方ならず、依て蒸氣船取入之義も御取止に御決定
相成り、其段ハ御家老衆并に御側役よりも御承知に
可相成、我々よりも貴所様へ、分て及御掛合候様承
知仕候に付、何分御互に残念之至御座候得共、時節
無致方候間、近頃御心配ながら、御国家之御為御後
難不相成様、御断切り被成候義奉祈上候、尤追々御
届越之御書面は、時々御手許へ差上候処、別て御満
足被思召上、斯迄立派に可相運とは思ひの外也との、

御沙汰被為 在候事も有之、蒸氣船約定書の届を、
余程に御待兼にて、毎度琉球よりの左右は無き歎と、
御沙汰も被為在、亦は交易一件に付ては、此事成就
之上は、内外之心配も見込通り可行立杯と、御大變
之前迄も毎々承知仕候、夫程迄厚き 思召之儀も、
今日に相成り何とも残念之至奉存候、多年御骨折之
御華園、又ハ集成館等も夫形りにて、今程御初めの
御模様にも無之、誠に残多き事のみ、何とも言語に
難述、何分にも此上ハ御互に、尊靈に奉対、時勢
相当之御取計呉々も奉願上候、細事ハ御上国之上と
要事まで如斯御座候、高橋家を初貴所様之御心中奉
察、五六年中にハ蒸氣船五六艘は、御備付之 御趣
意に被為在、此度を御手初にて、追々品々御手弘之
御用向も、折々御内話奉伺候義も有之、貴所様之御
手涯御褒めに相成候、其旨は私共江夏氏等被相伺居
候和蘭人御召寄之義も、大阪・兵庫・下之關辺に相
掛候御事は、殊更に御憂慮被遊候訳にて、御承知之
次第等も、実に不容易御事と奉察候、此事文けにて
も 御趣意行き立度山々奉存候、何分一日も早く御
帰国之上、夫々被仰立之処、御願仕候、何も御直話

之段、如去秋に御座候、頓首、

午八月廿五日

山田壮右衛門

豎山八郎

市來正右衛門様

江夏十郎よりの私書

然は何は扱置て、太守様御大麥之成行は、清水・磯永之両所より委細被申上越筈、拙者よりは略す、就て三ヶ国は真暗黒なるのミならず、日本国中の大不幸何とも言語に難尽、其許御用向之儀、追々山田・豎山又は下拙よりも、時々書類差上候処、別て御満悦、貴公之御都合向殊更にて、此内仏人と談判之覺書も差上候処、長編故下拙へ読めとの御事にて、読申候処、是は出来たり、安心せりと繰返し、御沙汰被為、在、疏人之意を以談判能くいたしたりと、誠に貴公にをいて、御冥加と磯永・清水氏等へ、及内話置候、又和蘭人御召寄相成り、其節御密策之云々も、井上より及談判候、全く其許にての都合と御同策に候、磯永事も書生之名目にて、来春其元へ被遣候場に、中原にも同様可被仰付、既に内々及掛合候、

当秋中にハ帰国可致と申事に候処、悉く水泡と相成り、実に天命如何んともする事能はず、御華園又は集成館等も御大麥之当日占め切りたる俣、今に何分之御沙汰も無之、察するに永く閉鎖に可相成、誠に遺憾之至宇宿・磯永・清水・郡山杯血涙声を吞居候、下拙には嫌疑を請候次第有之候、謹慎憂嘆に沈み罷在申候、此事実ハ磯永等より申上に可有之候、下拙にも夫程に嫌疑を請候様の不心術ものにハ無之、必ず他日に明白なる事に可有之候、古よりケ様の例ハ尠らざるものに候、何分にも此世態、御相統様へ忠節を尽し、御先代様の尊靈を奉安度のみ、其許の御用向も至重至大の御事にて、御誠心を被為込候御事なるハ無論、天下国家御大計なりしに、凡庸之吏輩に為し得へき事に非らざるへし、可憂可嘆之至、世の勢も日に月に切迫に及ひ候ゆへ、兎角近年中に無事にハあるましく、

御先代様には、世勢之御憂慮一方ならざりしハ、飽迄も承知被成候通、夫故御手当向御心急ぎに被為在、夫故貴公への御用向は、実に天下の安危に関する一大事件にて候、下拙にも長崎にて御処置振拜承、尽

力中に御大變残念之至、又 御不例之前々日迄、天保山にをいて暑熱をも不被為厭調練 御出張被遊候、夫より御煩と申事に候、誠に為國家御斃れとも可奉申、其許之御用向は、別て御案ミ被思召上、夜分御咄之折にも、市來か左右は無き軟と毎々被仰候、噫呼如何せん御達通一往早々御帰國被成、充分に御建言有之度、他日之時至るを待の外無之、恐々頓首、

午八月十五日

江夏十郎

市來正右衛門様

蒸氣御詔文御停止之趣、島津下給・新納駿河より琉球在番奉行への達書

佛朗西國より蒸氣船、極御内々にて御買入被遊度、就ては琉人相對之取組に致し、彼方より乘來らせ、夫を琉球へ振り付け、是非に買入候様取計、代金之儀は五六ヶ年計りに割合し、相渡候向に仏人江熟計致、幾重にも手厚吟味を尽し、極陰密に取計候様被仰付、猶委細之儀ハ、市來正右衛門へ、被仰付置候に付、三司官江篤と申合、是非致調達候様可取計被仰付、其段は当春、名越彦大夫より為申越由にて、

御内意之趣、摂政・三司官等へ篤と申合候処、御請申出候に付、猶又評議を約め、市來正右衛門并牧志親雲上差遣、逗留仏人へ面会、右蒸氣船詔文之儀得と申込、左候て逗留仏人共入用之名目を以、本國へ申越、來秋迄之間には乗り渡り兵候様、細々及相談候処、船仕舞等之手数も有之候に付、若延引致候は、來々申二三月迄には屹と乗渡候取計、当秋佛國船渡來不致候は、渡唐船便より書状を以、香港・廣東迄申越、相談濟之趣共、御手許への御届書、御側役より申出候、然る処先達て飛船を以申遣候通、

太守様御不例之処、御養生不被為叶、七月二十日被遊 御逝去、何共絶言語奉恐入次第に候、就ては御在世中に候得は、深き 思食之詔被為在候御事候得共、只今に相成り、誠に以不容易重大之詔柄にて、公辺江も彼是運兼候儀も有之候に付、此節に至りては、断り切り不相成候ては不相濟、今更違變之義、於其元難渋之詔とは致深察候得共、摂政・三司官篤と吟味、別紙之趣又は外に無余義断筋之趣向も有之候は、彼是宜敷評議を詰め、精々無難に聞濟候様、無手抜可被取計候、右に付ては近々摩文仁親方帰國

に付、委細口達申合、別紙手扣書相渡候間、着船の上は同人よりも承届け、都合能可被取計候、尚御側役より委細可申越飛船取仕建、此段極御内用を以申越候、以上、

但断筋申入るに付ては、品物等にも不遣候ては、相済間敷候に付、別紙之品々御側役より為差越候条被得其意候、

午八月

新納駿河

島津左衛門

高橋縫殿

一断り書之手扣、摩文仁親方へ御家老衆より被相渡候写

太守様御在世中琉球国入用筋を以、逗留仏人江蒸氣船御詠文相成居候得共、被為遊御逝去候に付ては、無御抛御故障之訳有之候に付、右船乗渡候儀取止め呉候様程能申達、是非断切り不相成候ては、不相済候に付、其趣は委細口達を以、相達候通に候、右断筋ハ今般蒸氣之儀に付ては、案内通り当国偏小之土地金・銀・銅・鉄も無之、在合之品ハ黒砂糖并鹿末之反布類之産物のみ故、年々唐国亦ハ度佳喇島人と貿易致、

生計来候事にて、此節船代金之儀、前以度佳喇島人江遂相談置候処、種々苦情申立候得共、理解漸く承諾致候に付、其趣を以相談申入候処、御請合給り、別て御懇切之至致安堵居候処、此節度佳喇島人より、案外之儀承り候趣は、彼島段々の災殃到来、邂逅無抛相談向受合居候得共、逆も約定通難取計、氣之毒なから相断候段申来り、何とも当惑之至り、各へ対し頓と申訳無之、誠に必至と致心痛候、然し外に寄る方も無之、勿論国力之及儀に無之、今更に相成り、術計尽果候間、実以赤面之至、何とも難申入儀に候得共、右之情実能々致憐察、何卒取止めに致度旨を以可申入候、乍然大概之趣意右通に候得は、鎖細之儀は於琉球猶深く吟味を尽し、機変に応し取計、外にも無余儀断筋之趣意も候は、彼是精々差はまり、評議を約め、頻に愁訴申入、御都合能く可取計候、然し初発從此方無抛申入、約定の上の事候得は、最初に納得も致間敷候得共、此儀は口達を以て、委曲達置候通、是非に不及国難様、返すくも都合能く可取計候、此段及内達候事、

午八月

茲に於て予意を決し、三日味爽より在官員並琉球官吏と會議、外國人に対し軍艦兵器購入等の交約を議するも、施すの途なし、予謂らく死して然る後罪を予以帰せよ、諸員答ふる者なし、牧志親雲上曰く、俱に其事を謀りて、事已に就らんとす、与に死して罪を二名に帰せよ、官吏尚ほ答ふるものなし、予断然謂て曰く、衆議を聞くを要せず、公逝去せられ、國中暗黒方向を知らず、加之掌る處は、海外人に関し、國家の重大事になり、臣として死を以て困難に殉する、素より辞せざる處たり、予か建議の外、施すに道なし、なまじりに口舌の策を用ひて、却て害を惹起さん、予自ら其責に當るを至当とすと、小祿親方・池城(三司官)、豊見城王子曰、実に答ふるに言なし、然れとも死は安して唯後難を恐る、若し渠等約定違犯の不当を責るに方りてハ、君なくんバ之を処する路なきに至るや言を俟たざるなり、願くは死したる姿を示して足らん、敢て実を以てするに及ハざるへし、若し策破れたるの後にして晚しとせざるなりと、在勅官吏異口同音之を可とす、故に予已むを得ず之に従ふ、同五日琉官小祿親方・牧志親雲上等佛館に至て、余か落馬痛瘡に罹り死せるを

告く、私人歎惜手足を失ふか如し、日本學問の師を失ふ我曹の不幸なり、琉國には此の人を失へる、又不幸と云ふへし、琉官曰汽船の購求、或ハ貿易通信の策、其他の事件該人死亡して、之を指揮画策施行するの人なし、殊に汽船の代価ハ、巨万之を弁する者なし、故に後日市地良親雲上(余か琉名なり)の如き者を得て、而して再び委頼せんと議す、宜しく其情状を察し、其画策の重大なるを慮りて、一時中止の議を容れよと、百方説諭懇求す、時に私人三名默然大に憂色あり(私人ジラー・ムニコウ・ヒリー三名は布法教師にして、琉球に在留すること凡七年、琉語に通し、日本文字をも解し、日本語を學ぶ、三名俱に、仏都巴利人なりと)、曰く、汽船は已に今より十ヶ月にして来港疑なし、之を交約するは、信を佛國政府に失ふ、殊に貿易通信ハ、我全國に關係の大なる者なりとて、之を拒めり、牧志及び小祿の両官百方哀願反復す、三私人別室に入り、議すること刻を移して後曰く、兎角宜きに我曹議すへし、三日の後に決答すへしと答へぬとぞ、予は死を告けたるを以て、其日容姿を旧(和容)に復したり、然して三日にして、私人より牧志を呼んで謂て曰く、汽船購求等のこと變

約甚た難し、売買の法を以てするときは、幾千の償金を出さざるへからすと雖とも、市地良先生か死亡に於ては、実に琉球国の手足を失へりと云ふへし、其策を施すに、其人なきハ我儕も了知す、我曹聖經者の道を以て、宜しく契約償金を受けずして、処分せんとす、不日本国船渡来の上、書翰を以て政府に告げ、友国の義を立つへし、是れ全く宗教上天権を以てするにありと、細に説く所あり、牧志百拜其厚意を謝し、曩に渡し置きたる諸証書を取り返して、直に在番奉行郷原轉に達し、及び予に示せり、中山王初各琉官大に安堵祝言を述べたり、予は死を脱し、蘇生の思をなせり、然れとも実に遺憾仮令ふるに辞なし、予か死したるを以てせし故、後日外国人の疑察を招かさらんか爲め、那覇波平護国寺境内に墳墓を築き、市地良親雲上墓と銘記せり、

因、明治十九年四月、忠義・忠濟二公の沖繩県漫遊の行に従ひ那覇に渡り、護国寺に到り、墓碑を見て転た昔日の困苦を回想せり、此時長男廣親ハ、沖繩県庁に奉職せし故に同行したり、

全年十一月九日、密命の始末具申の爲め、帰国の途に

就けり、此日那覇港を解纜したり、在番奉行高橋縫殿・琉球藩司大里王子以下四名、藩老に宛てたる届書を領したり、

高橋縫殿御届書

蒸気船御買入其外、極密御用向之儀、追々御届申上越候通、専市来正右衛門取扱被仰付、琉役々江も評議に及、就中牧志親雲上へ通弁爲致、御内慮通人共へ談合致し、当国まで乗届け方、或ハ船代金年賦払渡等、夫のみならず年々渡来信交の取組、亦是書生被差出方等の儀共も、大略相運ひ、既に当春尔来時々御届申上置候、然る処

太守様逝去被遊候に付、御当節柄御手之可被届義に無之、殊に被対公辺、重き御故障之訳も被為在候に付、右取組之儀其外一切違変可仕旨、被仰渡趣致承知候、尤八月二十五日付之御問合、去る二日島次飛舟にて相達、何とも当惑之至、言語を絶候仕合、其上御内用向違変可致との趣、実に痛心至極、就ては御当節柄御手之可被届義に無之は顯然、何れ断り切り不相成候ては、不相叶義とハ万々恐察致候得共、当春尔来此御用向に無他事相働候義にて、大略、

御趣意通相運ひ、中にも市來事ハ引請必至に相動、都合能相運ひ、仏人共には堅固之約定相結ひ候に付、今更違変に付ては、差立たる廉無之候ては、承服ハ決て致すましく、元來狡黠なる夷人共故、尋常之事柄にては、承引は無覺束、却て後患を引起すも難計と、琉役々共召集種々評議に及候て、漸く其辞端を設け、市來事馬術稽古之折、去る三日落馬いたし、重傷を請け、無間も死去致し、就ては第一船代金手当之義引受居、俄に死去致候に付ては、如何なる手順を以、度佳喇島人へ談合に及候哉も不相分、極内之事故、度佳喇島人へ相忽に尋問も難致、是よりして難題引起候半も難計、第一なる船代金之手当如斯の次第にては、蒸氣船買入方之義猶予致度、其外書生を西洋へ出し候義も、手当金之調達此涯難計、或ハ交易向之義、其他及談判置候事件、一往猶予いたし、市來に可代人物を得候迄は、見合度旨共憂嘆之姿を顕し、牧志・恩河之兩人より及懇談候処、仏人共三人ながら、市來か死去之段驚嘆に及、其始末又は自傷之次第を詳に尋問いたし、時刻を遷さるるに在いては、死には至らざるべしと、大に悲嘆之様子に

御座候由、何分琉球国之不幸、幾万国民之不幸、天未た琉球国民に幸福を与へざるへし、我々ハ日本語の良師を得たりとて、当春來来学問も一涯相進たるは、全く先生か教授之厚きに依りてなり、今年も此人之教示を授る時は、本国においての大名譽と思ひしに、誠に不幸也と申、蒸氣船其外之件々ハ、仏人共即座之返詞不致、別座に三人ながら入り、稍暫時く及談合候向にて、後出來り申には、船代金調達方に付ては、尤の事柄なれとも、琉球国の為には、一日も速く蒸氣船を備へ、武備を為し、独立の國と相成り、弘く世界乃交りにも、一國之力を以するの基なる蒸氣船の事なれハ、代金調達の道ハ、我々において世話可致旨、種々懇情之旨申出候得共、兩官吏は初より之口上を守り相断候処、漸く承服いたし、約定書取返方に付て、又苦情申立候得共、品々及嘆談、違変金差出方之義申濟候よし、然し此書面を一往本国へ差遣し、琉人には如此開け立候と云証拠にせんとも申立候よし、是以申渡梅渡置候調文之約定書取返し、私共方へ其俣出頭いたし、談判之成行逐一に申出候間、私ハ勿論市來にも安心仕候、右通去

る二日御凶報相達候より、昼夜寝食も安んせず、心配手足之置処も無之程之事候処、初て安眠も致候次第に御座候、市來は素より死去之申取りに付てハ、同人か趣意に出候事にて、其段は別紙を以内議、種々に涉り候趣御届申上候、就ては此段格別御国難相成候程之儀は、決て有之間敷哉に被存候、然共猶又疏官共へも、心を用ひ候様分て申達置候、旁左様御承知可被成下候、因て市來事は、一往上国為致、右等之御届向可申上候間、御聞取可被下候、御国船参り合せも無之候間、飛船差立上国為致候、此段御届申上候、以上、

仏人より取返し約定書其外御密用相連候書類ハ、

市來相携候間、自然差上るに可有之候、

午九月十七日

高橋縫殿

島津下総殿

新納駿河殿

(高橋縫殿種徳ハ、五十九歳にして、明治九年三月死す、当時の在番奉行なり)

蒸氣船御詔文其外諸事御取熄之儀、役々より御届

書去る十四日、蒸氣船御買入等之儀相断并約定書取返方として、三司官池城親方・布施大夫野村親方・度支官恩河親方・通弁方牧志親雲上仏人住館へ差越し、寒暖時候を述、終て市地良親雲上事、去る三日酒を吞候上、馬術稽古之為諸所乘廻りの砌落馬いたし、重疵を受け無程死去致候段、委敷申聞、仏人共驚嘆いたし、嗚呼此人は聡明博識温厚の人物にて、琉球国之一人にて、国家富強之大旨を懐き、中山王の手足に同じき人なり、我々には和学之教授を請け、当春以来彼人之教を受るに至りてより大に相進ミ、志を立る事と案んて修行致候処、実に不幸之至なり、又中山には、往々此人之見込通に政事を為す時ハ、一国の独立も年ならずして相顕れ、御幸之事なるへきに、此人死したるは中山王之為に可嘆之次第なり、杯と、様々嘆き申候、然して蒸氣船買入方之儀、市地良親雲上死去致候に付ては、万物不如意之小邦、過分之代金手沙汰に難及、右市地良か中に立て、度佳良島人へ及談合置候趣有之候処、死去に付ては、其事第一差支に相成り、外に弁達之道乍残念無之、其外壯年之ものを貴国へ差出方之義共も、用途調達

之道無之候間、此涯猶予致度候、先に寄りて市地良如き人を得候上は、依頼可致旨を以、細に及相談候処、仏人共にも意外に存候向にて即答不致、纏て三人ながら別座に入り、暫時何欵及談合候て後出て来り、申出る趣に、蒸氣船代金手当之義は、差当り弁達難致候は、我々乍不及中山国之為世話も可致、書生を佛蘭西へ遣候義も、琉球国開けの第一にて候間、成る丈世話可致と、頻に相勸候得共、私共には申張り、程能く申凌、一往猶予に評決して参りたる

旨申入候得共、彼等が申処ハ、琉球国之幸福之基にて候旨再往申出、様々口説き相断り、渡置候蒸氣船談文之書付類一切相請取候、談判之成行は中々筆紙に述尽難く御座候間、委細市來正右衛門殿へ申入置候間、御聞取被下候様仕度、此段御届申上候、以上、
午九月七日

小禄親方

譜久山親方

池城親方

大里王子

島津下総様

新納駿河様

即ち、予は琉球馬団舟に搭し、冬日の航海故玖高島人十二名と、外に船頭水主十八名を選んで、飛舟を曳舟にして航途に就けり、各所の小港或ハ運天港に碇泊すること十余日にして、徳島に渡り山港に碇泊、又十余日にして大島大和浜港に至り碇泊十余日、又航して七島中の島に渡り、碇泊十余日、此年を終たり、

因、安政五年七月八日、齋彬公痢病に罹り(コレヲ病初めて日)

本二、病褥に在ること四五日にして、全十六日、鹿兒島城中に薨去せらる、諡を順聖院殿徳英良勇居士と諡し、城北福昌禅寺の先塋に葬る、或ハ遺命に依り、城南南林寺大中公靈壇の傍に、髪を納めて靈席を建つ、

公為人深凶遠慮あり、文武經濟に心を用ひられ、実に不世出の君なり、当時二百余の大小諸侯多きも、公の偉蹟に比すべきなし、其名声當時に高く、内外心を傾けさるハなし、幕府も頗る憚る処あり、水戸越前等の如き著名の大小諸侯と俱に、朝廷の信頼厚きを以て、時の執政の忌む所となり、將に憂囚の禍に罹らんとせり、公大に決せらる、所あらんとし、遽に薨せらる、為めに内外施設の密計枢謀空く画餅

に帰せり、実に痛惜に堪へざるなり、思ふに公は尊王の大義を立て、国威を海外に輝の外なく、従て軍備を敵にし、汎く智識を宇内に求め、我国の短闕を補ふの意思にして、盛に文武技術を奨められ、和漢洋の学校を開き、諸般の器械を製造し、業を興し職に就かしめ、夙夜国務を掌理せらる、又政務の暇には植物を愛し、外国産のものハ蘭人に命じて齎せり、中にも丁子・幾那・橄欖等の珍種ハ、佐多・山川の諸地に栽培せしめ、或ハ手から陶器を製して築とせらる、又馬を好み、当時外庭の馬場に馳駆せられ、或は馬術の師家、其他達人を召して乗らしめらる、其他百般の技業皆卒先、自ら研鑽の勞を取られたり、故に人々喜て其命を聞き、其令に服し、敢て違拒するものなきに至れり、

(史伝) 安政五年戊午二月、閨老堀田備中守(正睦)上京、米国の書翰を呈し、通信貿易は乞に任せんことを奏聞す、朝議宜く宗祖神明に告げ、或ハ弘く諸侯の与論に決せんとの勅答あり、堀田百方手を竭して公卿に説くも、朝議聴かれず、空しく江戸に帰る、九月、京都清水寺の僧月照、曾て西郷吉兵衛等と交

り深し、幕府の嫌疑に罹り、西郷と俱に京を去り、九州に下り、福岡に潜む、幕吏追躡鹿兒島に來りて、西郷等に依る、政庁幕威を憚り、論して日向路を取りて走らしむ、西郷に諭す旨あり、西郷已むを得ず同舟、福山郷に渡らんと、夜鹿兒島龍ヶ水沖に於て、僧を抱へて海に投ず、月照死し、西郷舟人に助けられ、辛ふして蘇活す、実に十一月十六日の未明なり、月照か骸は南林寺中の西に葬る、聞く人其忠胆を感す(月照の塚改葬は、明治十六年なり、旧南林寺々中相國寺の門前西向ひにあり、ママ旧春名某の邸跡なり)

此年全国一般痢疾流行、死するもの夥し、洋語之をコレラと唱ふ、蓋し印度にある一種猛劇の痢病なりと云ふ、鹿兒島中死すもの千を以て數ふ、外国船長崎に入りて内地に伝播すと云ふ(コレラ病の内地に入る之を初とす)、当時人心紛擾訛言囂々、尊攘の説大に起る、壮年客氣の徒暗殺を企るもの続々、幕府大に其処置に困めり、

六月大將軍家定薨す、徳川慶福を養て嗣子とす、後家茂公と改む、家茂ハ紀州和歌山の世子先將軍家齊の孫なり、家定継嗣なきに因て入りて相続せらる、

本年十三歳、幕府旗下中物議紛紜、党派二三分一ハ紀州、一ハ当時国事多端幼若を不可とし、一橋刑部卿慶喜を容れむと、或ハ田安慶頼を入れむと、一時紛紜たり、慶喜頗る人望あり、其当を得たり、然れとも家齊の血統近きを以て家茂に帰したりと云、

○五ヶ国条約結ひたるハ、米国を第一とし、次を英佛とし、次を魯蘭とす、天下の人心恟々攘夷家各所に蜂起し、中にも水戸藩に熾なり、本藩に於ても有志の士人大に為す処あらんとす、然れとも齊彬公逝後、国老島津豊後・新納駿河等因循為す所なく、先公の遺志を破りたること多く、有志者声を吞んで時機の至るを待ち、密に計画する所あらんとせり、

今月十六日（家史家督相統ハ十月十五日とす、相統届落奉告祭執行に仍る）、御遺言に依り、嶋津又次郎君（後忠義公）相統、公の遺子哲丸君を順養子の御達あり、

三十二歳、安政六年己未正月七日、山川港に帰着し、同八日陸途鹿兒島に帰家す、

同九日、国老新納駿河に就て、中山国の事情を詳述し、在番奉行高橋縫殿并琉球官司中里王子外三名の届書と、仏人との約定書と俱に復命す、其書を載す、此時

太守茂久公（忠義公の旧名）若齡、祖父齊興公介助、政を執らる、新納は玉里邸に出頭、其事由を上申せしに、公大に安慮せらる旨の賞詞を拝す、特に予か死を以て契約を謝絶したるの決意を賞し玉ふの旨を伝達す、而して予は内局に勤仕すへきの旨を奉命す、後砲術館掛に転す、

因、予山川港に着船の日、即正月七日齊彬公の嫡子哲丸君夭亡の報を聞く、痛歎措く処を知らず、上下一般悲哀に沈めり、

市來四郎君自叙伝（附録） 六

因、清国英佛の兩國と戦ひ、敗潰して和を乞ひ、多額の償金を出せりと、琉球人其始末を詳報す、于時予は戊午の秋特命を奉し、琉球国に在勤す、渡唐船より得たる清朝動靜の報告を、御側役名越彦大夫・堅山武兵衛を伝て公に上聞す、報に曰く、英兵天津を破り北京を陥る、清帝京城を去て北地に避く、英兵京地に乱入し掠奪甚しく、清朝の衰頹極度に達せりと、琉球に来れる英艦、清国に於て掠奪したる品物を夥く搭載せるを親視し、或は英人戦争の始末を

親聞して上申したり、其品物中書画の如きは、琉球及び長崎に来て売却せりと云ふ、予か琉球に在勤するや、該地在留の仏人に頼り、窃に謀る処の大事件あり、曰く琉球運天港及び大島を開港すへし、曰く蒸気軍艦を購求すべし、曰く欧州各国へ留学生を出さむ、曰く台湾地占領開拓等の数件なり、其第一点開港と蒸気船買入の二点ハ、戊午の春在留仏人ヒリールラー・ムニコウの三名へ依頼し、結約上申せり、留学生派遣は開港の後送るべしと約す、開港の件ハ則ち予め準備をなし、大島へハ井上庄太郎・相良矢兵衛等の数名を派遣せられ、琉球は予と高橋縫殿に担当せしめられたるなり、

又琉球国より水牛二頭・綿羊二頭を携へ帰り、内地に牧畜を開けり、

(史伝) 安政六年、全国一般麻疹流行し、昨年より今年に至り死するもの夥し、

五ヶ国通信貿易の条約成る、人心紛紜物議囂々たり、幕府を初各藩俱に兵備の外他事なし、本藩は殊に厳なり、

江戸本丸出火、悉皆焼亡す、

相州横濱港を開き互市場とす、専ら米・英佛・魯・蘭・葡各国の軍艦或は商船来港、頻繁貿易隆盛、忽ち一市街となる、

幕府令して、洋服を内地に用ることを禁す、

幕府諸藩に命して蝦夷を開拓せしむ、仙臺・會津・

八戸・秋田・津軽・庄内等に其地を分轄せしむ、

三十三歳、万延元年(九月改元) 庚申七月二十六日、予

砲術館掛を奉命す、

同年八月十五日、琉球国に於て隱密の御用取扱、入費

尠からさりし趣を以て、金百五十両を賜ふ、国老島津

豊後・勝手掛用人福崎助八伝命す、

因、朝廷深く、外夷の事を憂ひ玉ひ、攘夷の策を天下に需め玉ひ、窃に水戸前中納言齊昭公に密勅を賜

ふ、又齊彬公にも御詠宸翰を賜ふ事、幕府の聞を憚

る故に甚密にす、此年正月元旦、公窃に久光公及び

藩老島津左衛門に、拝覧を允し玉ひしのみなりと云

ふ(密勅下賜の事は、最も機密にして、知る者寡し、西郷・

岩下・吉井の三名に止まれりと、友人久木山泰蔵其事由

を詳にせり)

又水戸侯よりハ、窃に西郷吉兵衛(隆盛)・大山正圓

(綱良)をして、奉勅の事を告げ、為す処あらしめん
とす、西郷・大山・伊地知正治・伊地知貞馨・久木
山泰蔵等百方尽力す、当時大小侯の中にて、屹然朝
旨を奉して為す処あらんとするは、水戸・福井・高
知等の三四藩に過ぎず、藩士に於て尽力したるは、
本藩に於ては西郷・大山・大久保一蔵(利通)・久木
山泰蔵・伊地知龍右衛門(正治)・堀次郎(伊地知貞
馨)四五名に止まれり、福井藩にては橋本左内等の
二三名のミ、齊彬公か水戸藩士に密議するにハ、西
郷・久木山等をして、武田伊賀守(耕雲齋)等に謀る
旨ありしと云ふ、朝廷には青蓮院宮(久邇宮)・近衛
(忠熙・忠房)両公及び三條内大臣(実万)・中山大納
言(忠能)等僅二三名に止まれりと云ふ、京都の処士
は梁川星巖・春日讃岐守・竹田相摸守・僧月照・梅
田源次郎・小林民部等数名、宮及び近衛・三條両公
の間に周旋して、謀る旨ありしとぞ、梁川ハ詩人の
名を以て為す処あり(梁川か妻紅蘭女も夫と共に勤王の
人なり)、藩士關勇助(廣国)は梁川と窃に謀る旨あ
り、是れ公の密命に出つと云ふ、

全年三月三日朝五時、大老井伊掃部頭(直弼)登營の途

次外櫻田に於て、水戸本藩士人の為め災厄に罹らる、
水戸藩士佐野竹之介・黒澤忠三郎・大關和七郎・廣岡
子之次郎・山口辰之助・森五六郎・杉山彌一郎・蓮田市
五郎・齋藤監物・鯉淵要人・廣木松之介・勝田市蔵(稲田重蔵也)・
増子金八・關鐵之助・海後崎之介、本藩士有村次左衛
門以上十七名、外に連類ありしと云ふ、十六名の内佐
野・黒澤・蓮田・齋藤の三名存命、閔老脇坂淡路守
(安宅)の邸に自首、趣意書を捧げ、法に処せられん事
を訴へ、外十三名は自殺、鬪死或ハ遁逸す、実に古今稀
有の大変事なり、徳川氏治世二百七十余年の久しき、斯
る大變ハ曾て聞かざる処なり、是れを著しき乱階とす、
因、有村次左衛門は、当時中小姓役を以て江戸邸に
あり、父を有村太アツと云ふ、兄を有村俊齋(海江田信義)
及び雄助、次左衛門の兄弟三人なり、父太は故あり
て楠田淡水と変名し、実弟有村仁右衛門の子分とせ
り、仁右衛門は先に死し、実父太は存す、俊齋ハ茶
道坊主となれり、家賤しきか故なり、当時雄助江戸
に在りて、親しく此挙を見て、水戸人金子孫次郎等
と俱に上京為すことあらむとす、四日市駅にて追捕、
藩地に護送し、幕府の嫌疑を避け、密命屠腹せしむ、

雄助の帰国の趣意ハ、西郷・大久保・大山綱良等に告げ、後挙を謀るにありき、此挙に有村兄弟加りたるは、戊午の大獄起るに当り、齋彬公も水戸・越前・尾張其他堂上と同しく、幽囚の厄難に罹られんとせし際逝去せられ、遂に何の沙汰もなかりしか、当時大久保・岩下・海江田・伊地知(正治)・吉井(友実)等、公の禍に及はんことを前知し、暗に謀る所あり、海江田兄弟をして東上せしめ、水戸藩士と謀り、事を拳んとせしに、久光公切に其輕挙を誡められし故、已むを得ず時日を経過し、遂に此挙に及ひしなり、全年二月六日、忠義公鹿兒島発途(二回目参勤)、三月二十三日朝、筑後松崎駅に宿せらる、同夜江戸の変報達し、有村雄助も又至る、国老夜に入る迄退出なく、評議を凝らし、側役山田壮右衛門黒田家に赴き、詢ふ所あり、途中万一の危害を慮り、帰国あらんことを勧めらる、仍て病氣を称して、翌廿四日全所より引返し、帰国せらるゝこととなれり、是れ有村兄弟其党与なるか故、彦根藩士復讐の変あらんことを慮りてなり、当时在江戸国老大目付川上龍衛(守衛兵隊の長)、番頭島津主殿・島津壬生等なり、

同夜先供守衛の人数十五人も追々引返し、後備の人数も走せ続き、同駅本陣の守護嚴重なりしとぞ、藩地よりは国老島津左衛門(日置郷主)・側役町内膳廿四日出立、御迎に出たり、供国老川上式部・側役山口直記等なり、這報鹿兒島に達するや、上下大に動揺し、井伊家の家臣復讐を謀るや疑なしとて、中途迄走んとする者多し、藩庁之を制止するに困めり、尋て江戸よりの報知に、井伊家の家臣江戸へ走せ出るもの夥しく、或は薩州の参府途中を俟て、報讎せんと謀る云々と、訛言百出、中国辺へ走出るものもありしと伝ふ、幕府之を憂へ、種々説論する所ありしも、容易に承服せざりしと云ふ、

江戸芝邸にも彦根藩士か、襲来せむとする説あるを以て、予め警備をなし、大小砲器を備へ、昼夜怠なかりしとぞ、幸に一昨年来外夷守衛の爲め、三百余名の士人在留し、定詰人員と合して、一千人許もありしならん、井伊家の邸には幕府より人数を出し、家臣の動揺を押へたりと云ふ、

全年六月一日、二女強子生る、

全年七月日(未詳)、大砲鑄製掛を奉命す、同八月、同

局を集成館に合併を命せらる、仍て更に集成館掛拜命、大小砲製造に従事す、此時に到り、公の事蹟再々興らむとす、然りと雖公在世の十分一に足らず、大小砲鑄造等に止り、館舎を開くのみ如し、思ふに安政五年七月十六日、薨去の当日より閉局、役員職工に至る迄罷免、転黜せられ、茲に至りて閉局せり、

今年九月日（未詳）、銃薬水車方掛兼勤を奉命す、三十四歳、文久元年辛酉十一月十四日、藩庁の達命に應じ、予時務策数件を建言し、先君齊彬公の遺意を継紹あらんことを申す、其文を左に載す、

方今天下の形勢不穩、実に治乱分別之境に御座候処、今般以

御書取被

仰出之通、当時海内多難之折柄、御政体向万機被為苦尊意候段、一草芥に等しき微賤陋愚之私式に至迄、別て痛心縮眉仕罷在候、依之祖先以来譜代御恩徳に化浴仕候御報恩可仕は、乍恐此時と奉存、当分之職掌砲術館之儀に付、兼て相含罷在候廉、不顧恐左条を以奉言上候、

一 当今之世態にて、肝要に御世話可被為在儀は、御軍

事と奉存候、右は甚多端之訳にて、其御根本は人心之奮起を初にして、富国強兵等之筋、尤も重大多繁之事柄に御座候得は、先づ其次に出候練兵之儀而已奉申上候、

兵士教練之儀は、

御先代様の御作法、海内無比之御家流雖有之、和漢共に兵は時勢に依て変革不仕候て、不叶ものに御座候得は、

金剛定院様（齊興公）

順聖院様（齊彬公）分て御手を被為付、

御家法を御基本に被相据、西洋砲術被召加、大小之砲隊御大成御用ひ相成、就中砲器御製造、砲台御造築等之儀共、專西洋法に御則り、御斟酌御用ひ之訳御座候に付、御流儀砲術に分て御手被召付、殊に去る寅正月、

順聖公御書取を以、新納駿河江被仰付候御趣意の御旨、薄々伝承仕候に、砲術御盛大被相開候御趣向、詳かに被載置、一同御国役大切成訳誠実汲受、出精仕候様にとの

御尊慮を以、犬追物場におゐて稽古被仰付候旨も被

記置、尤犬追物場は、御家に付ては別て御大切之御場所故、斯様之所にて平日稽古方被仰付候得は、衆人信服出精可仕との

思召にて、追々稽古被仰付候、右に付、乍恐愚考仕候に、此涯当分之砲術館を演武館内弓場辺江御引直相成り、多人數訓練之節は、弓場より犬追物場へ引続操練被仰付候向に、御造立被為在度奉存候、書籍方之儀も、造士館近傍に御引直相成り、和漢之兵書講習之館に被仰付候、造士館と稍合併之向に御趣法相建、兵学研磨被仰付度奉存候、且犬追物場之儀は、重き御場所之事故、砲術稽古等被仰付候ては、如何敷旨駿河より被奉伺候趣も有之哉に、其時分世評も御座候得共、当分之世勢にては、砲術を以軍備の基源に相建候は、和漢共同様に可有御座、其長技を以国家重大之軍備に相用候事、則今般被

仰出之通時勢に依て变革云々と之

御意味合に相叶可申哉、尤古昔は弓を以武器之長技と仕り、武士を弓矢取身又は弓馬之家と相唱、其長たる処は、数十歩之外に制禦するの利器なる故に御座候半、当今に相成候ては數百歩之外に制禦する之

勢あるものは、銃砲に限り可申候間、其利用を以兵器之最一に相建候は、勿論之事と奉存候、依之

順聖公御趣意通、犬追物場におゐて、訓練亦は犬追物同様騎兵之操練も被仰付、時勢御相当之御処置に可有御座候に付、騎操之師範は川上十郎左衛門を初、馬術師範之者へ被仰付可然哉と奉存候、

且又去る卯年の頃にも御座候半、磯永孫四郎并私奉御内命演武館内弓場辺孔廟之側に、砲術館并に書籍方御引直の絵図取仕建方、極内被仰付候儀も有之、右を以奉恐察候に、順聖公其内慮被為在候御事に奉存候、何卒此涯御引直有御座度御儀と奉存候、

一右通御手厚被 仰出置候趣も有之、加之去る巳・午年頃に至ては、

御自身様風寒暑雨を不被為厭、御勉強被為在候御次第は、一統奉伺候通之儀、夫而已ならず、砲台御築立等其他御軍備向、御盛大御世話被為在候御事蹟は、海内は勿論、海外諸蛮に至迄、相轟候御事に御座候間、此後御手当向并操練方等之儀共、都て順聖公御手を被為付候通に、追々御世話被為在候は、人心之興起は素より、万端御遺漏は有御座間敷と奉存候、

乍併今少し御趣法御変革被為在度儀と奉存候廉、愚考之趣左条に奉言上候、

一 砲術訓練に付ては、不拘年輩前髪取り候者は、都て被仰付来候得共、向後は式拾歳位より稽古方被仰付度、亦年長之ものは、四拾歳位を限り稽古被仰付度、是迄稽古仕居候もの、又は別段心掛之者は格別に御座候、年若之者は、夫々学文・劍槍等之芸術只管研磨不仕候て不相濟事に御座候得は、貴賤貧富に不拘、造士館江入学被仰付、困窮のものへは、御救助方御宛行等之内より御扶持米被成下、式拾歳罷成候者は、御奉公方其人の器量分限に應し被仰付、其節より砲術訓練方被仰付、御軍賦に被召入度、且業合之儀は、大小砲之放法隊列之變化等、号令に随ひ運動不差支様、修練仕候得は、一統砲術者に不相成候ても、決して差支無御座候付、外勤被仰付候節、四五ヶ月程も、混々操練被仰付候て相済可申哉と奉存候、併人に依て、砲術館其他砲術に關係之御奉公仕度懇望之ものハ、志願通被仰付度、

皇朝古昔之軍制、延喜式軍防令等にも、式拾歳或は式拾二歳より兵丁に用るとも有之、漢土古今之法も、

大方は式拾歳以上を兵部に用るとも承及、西洋各国之制も、拾八歳亦は式拾歳より兵卒に用るとも相見得居申候、然は和漢蕃共に年若之ものを兵部に用るものとは相見得不申候間、御国におゐても、拾八九歳已上式拾歳位より御軍賦に被召入度御儀と奉存候、一練兵之法は、和漢蕃共に其法一にして、其術異なる迄之様奉存候、衆人を統一にして、進退聚散之法を教練仕には、先づ第一に其長なる人を建、其人に生殺之全權を掌らしめ候儀、專一之事と奉存候、因て御枝属之御方江御軍事之惣裁之任を被命、御名代等之御役名にて、教練之度毎に御出席被成、随て御軍役惣奉行等も出席仕り、大調練等之節は、其御方御名代に御出馬被成、諸將に御指揮或は賞罰教明御検査被成、万事実場之趣意御貫き、御下知有御座度御儀と奉存候、御人体迄奉申上候跡等之罪不輕、恐多奉存候得共、當時にては御連枝之重きは勿論、御器量人望旁島津圖書殿御相当之任と奉存候、将又御人数組之儀は、

御家法に被為則、夫々西洋銃砲隊之法を御斟酌被成、御国風に準し候様、御治定有御座度、左候て兼て御

先手御旗本等之人数急度被定置、平日其人数組之俣教練仕り、吉野原又は川尻砂揚場等にて、不時之調練被相催、当分毎月組之稽古等は、御引取被仰付可然哉と奉存候、

一 大小砲之放法、又は銃陣之運動号令其他槍銃之操法等、当分通西洋之挙動に拘泥仕居候て、教練之次第繁雜冗長に有之候ては、御国之人気には迎も応兼候に付、都て簡易之一種、御国法を御大成被召建候は、人心納得教練も容易く、実用に取候ても可宜哉と奉存候、蛮夷の挙動に沈酔泥着仕居候ては、衆人を統合し、練達之期は無覺束奉存候、私にも若年之砌より、只管西洋法に万端沈溺惑醉仕候て、最早拾七八ヶ年程も相学候処、当今危急迫逼之時態に相成、人心之和不等、彼是窃に勤考仕候に、迎も御国之人気に応兼候段、少しく醒悟仕、有識之人之議論仕候に、弥其通に御座候間、何卒御国流和漢蕃之法御大成被召建度御事と奉存候、

一 大小砲等御製造方御規則等之儀は、
順聖公御代迄に被仰出置、又は御世話被在候通、是文ケは西洋法に被基度御儀と奉存候、

乍併地理之險易、人心之和不和は勿論、大小軽重等は、御国体に被応、御斟酌は勿論之御事に御座候、右に付ては、去申秋集成館御趣法向之儀、奉言上置候間、此節は別段不奉申上候、

右は別て奉恐入事柄勝に御座候得共、当分之職務に相係訳御座候間、不願恐奉言上候、誠惶誠恐謹言、

御徒目付

砲術書籍方掛

文久元年西十一月十四日 市來正右衛門

右之通今度被

仰渡之趣に付相認、西十一月五日、御側御用人龜山基之丞を以奉差上候事、

(史伝) 文久元年、皇女和宮関東御下向、將軍家茂公に降嫁せらる、是れ関老安藤對馬守(信正)の謀りて、公武合体を鞏ふするの要策たりと聞ゆ、然れとも世上の物議騒然、天下の人心益々紊乱す、当時所司代酒井若狭守なり、井伊・安藤両老の命を以て和宮降嫁を謀れり、當時の風説に酒井若狭守・中山忠能(大納言)等、数輩の策に出て、大に朝廷を籠絡

したるものなりと伝唱して、義憤を漏すものありき、
江戸高輪御殿山に、外国人居館を作る、外人類に品
川に居留せんことを迫論せりとぞ、

七月外国公使江戸城に登り、將軍家茂に謁す、

皇太子祐宮儲君宣下陸仁と称奉る、

幕府親藩五侯に、京師伏見の警衛を命ず、之れ諸藩
士か公卿に通し、事を謀るを警むるにあり、

江戸軍艦操練所に於て、各藩の士をして航海術測量
造船等を研究せしむ、

市來四郎君自叙伝(附録) 七

三十五歳、文久二年壬戌四月廿二日、目付役を以て江
戸在勤を奉命す、

全年十月十九日、国老川上但馬・用人肝付左門を以て、
重て集成館掛・琉球通宝鑄造掛を奉命す、依て江戸詰
を免せられ、即日より鑄錢事業に従事す、曩に本藩幕
府に琉球通宝鑄造の許可を請ふ、文久二年八月に至り、
三ヶ年を期とし許可を与へられ、是れ琉球国に英・米・
仏人到来、積年在留守衛、其他内外多端用途尠からず、
国力疲弊極りたるを陳情し、其請願に尤も力を尽した

るは、勝手掛用人平川宗之進・抱医師安田轍三・勝手
方筆生中村善兵衛の三人なり、安田は幕府勘定奉行小
栗上野介と、旧好あるを以て、頻りに説く処ありて、
纔に許可を得たり、琉球通宝とせしは、藩内限り通用
するの制法なりしも、天保通宝と同形同量に定めたる
ハ、大に慮る旨ありてなり、予ハ嘉永六年七月、齊彬
公の密命を奉し、西村道彌に従て、鑄造の法を伝へた
る事由あるを以て、窃に諮問せらる所あり、依て鑄錢
の方法計算の比較を上申し、安田の方案中不利不益な
ることを指摘したり、藩庁安田を黜け、予を挙て代ら
しめたり、初め動植館内旧製煉所に、職工千葉助十郎
を初め工人数名を使役して、試鑄せしむること数日、
久光公・忠義公も屢々親く臨視せられ、深く先公の明
鑿を感話し玉へりとぞ、大久保一蔵・中山仲左衛門の
二氏力を尽して、予か功を助く、全年十月に至て、磯
海浜田中四郎兵衛か別荘(現今紡績工場の所在地なり)
及び数箇の民有地を買上げ、大に鑄錢局を創建す、十
一月十九日を以て、開局鑄造す、当日国老喜入攝津・
川上但馬・島津大蔵其他大小吏員数十名來会祝宴を開
く、是より日夜に鑄造し、当時種々の職工日々凡四千

人を使役せり、

全年十二月二十二日、鑄錢局開業式を挙行す、調査或準備の勞を慰せられ、金三万匹を賜ふ、国老川上但馬、松岡十大夫伝命す、

因、当時物議喧囂、朝幕の間穩ならず、外夷掃攘の勅命、兵備充実の幕令頻至、藩の用途不貲国庫空乏為すへきの術なきか故、専ら恃む処は唯鑄貨の一事にあり、茲を以て特旨予以委任せられ、鑄錢局惣裁を命せられたり、予は先公遠図の明を以て、其技術を伝へたるのみならず、此時に當て其任職に方るは、深く感銘する所なるを以て、日夜精勉他事を顧ることなく、漸次其業を進め、遂には日に五千兩に相当するものを鑄造し、財政を補助するに至れり、蓋し幕府は本藩の挙動に注目すること深く、医師安田なるものは、元大坂の人にして、本藩に任用したるなり、然るに後終に幕府の間諜なること發覺して、屋久島に謫流さる、当時天下の有志勤王攘夷を唱へ、幕府を怒る者多く、威信昔日に比すれば、大に衰へたるか故、百方力を竭し、探偵を用ひたり、偶々本藩鑄錢を請ふに乘し、安田なる者をして、本藩の内

幕探偵の策を施し、鑄錢に就ては安田なる者の受負事業とし、其利益を幕吏と推収するの密謀なりしか、大久保・中山等其事情を探知したるか故、銅鉞探求の名を以て、屋久島に遣し、名は御用云々を以てし、其実流謫したる者なりき、安田の受負約束と云ふハ、橋場鑄錢工十余名を雇ひ下し、或は原料銅・鉛・錫・亜鉛の類其他鑄錢器械も調製し來り、加之藩庁は資本金十萬兩を安田に託せられ、開業費に充てしめ、当百錢百二十四文の価格を以て、通用相場を建るときハ、当錢一枚の鑄造費凡三十六文余にして、其純利凡そ八十七文余を得るの算なりきとぞ、小栗上野介は、當時の要職に居て、頗る威權あり、仙台通宝許可の例を以て允許せりといふ、其実大に本藩に向て謀る処あらんとせしなりといふ、

當時本藩は内外多端の用途に艱ミ、殊に久光公上洛に就て、經費夥多なり、齊興公曾て調所笑左衛門に委任し、貯ふる処の金銀凡一百万兩に超へたり、これを三分して、其一是齊興公の御手許に納め、其の余額依然宝庫に在りしを、四五年以来吉凶の經費、或ハ海陸の軍備に用ひられ、今残る処五十萬兩に過

さりしと、予窃に其ことを聞き、大に憂ひ、日夜勉強して一日の鑄造高凡そ四五千両に及へり、一月にして凡十二万両に越へるの予算なり、余か掌務中凡三ヶ年の間、兵火（英國戦争をいふ）後凡三十日許休業し、二百九十余万両を鑄造し、前ノ濱戦争以前の入費、或は神瀬砲台建築の費用、各所砲台修築の費用、大小砲鑄造の費用、兵燹に罹れる者の救助費等、悉く天保錢を以て支途に充てたり、故に国庫の蓄積ハ全く動すことなく、戊辰の役に至て其の軍費を補充することを得たり、

（史伝）文久三年癸亥一月、江戸橋場錢座に於て、幕府文久通宝の文ある銅・鉄錢を鑄る、文ハ徳川慶喜・松平慶永之を書すといふ、二月全国に流通を布令す、三十六歳、文久三年癸亥七月二日より、同三日に至る迄、前ノ濱に於て英艦と戦ふ、鑄錢局兵火に罹り、灰燼となる、予下僚を指揮して、防火に勤めつゝありしに、一砲彈身辺の石塁に当り、轟発し、散丸數個身辺を掠め去り、纔に彈斃の難を免かれたり（前ノ浜戦争の記事ハ、既に世に公なれば、茲に省略す）、戦争終るや直に鑄錢の業に従事するの命を奉せり、依て城西の西田町

島津主殿（永吉郷の領主）か邸を以て仮局とし、同所に於て日夜督励鑄造に従事せり、

全十一月十五日、安藝廣島に使節の命を奉ず、予今回廣島行の使命を奉したるハ、大に天下の為に謀る処ありしなり、初め前ノ濱戦争の御見舞として、淺野侯側役宮田權三郎・船越壽左衛門・國枝與介等の五名來麿、上町商人柿本彦左衛門か宅に宿す、予柿本に密命を伝て、宮田等に説かしむる所あり、安藝藩内に名を琉球通宝に仮りて、其実天保通宝を散布し、我藩に於て欠乏の米穀・棉・塩・銅鉄を、彼の藩に求むることとなさんと、宮田等大に怡悦、懇に予に依頼せり、茲に於て兩藩の間に彼我有無相通するの約を結へり、当時彼の国庫疲弊したるを以て、我藩ハ正金十萬兩と、天保通宝五萬兩を貸与し、米穀・銅鉄の諸品を年々輸入し、其の額凡そ三十五萬兩に達するものとし、貸与金は二十ヶ年の返済期限を約し、物品代金ハ年々通宝を以て、払渡すの約定なりき、

十一月十九日發途、同行中村吉左衛門なり、途次長崎に至り大砲八十門を英人に調文し、代価は英商ガラバなる者に命し、通宝交換の策を施したり、今回大砲購

買調文のことは、予の建議に依る、予長崎に立寄り、

大小砲詠文を英・蘭二国人に委頼す、時偶々英国軍艦
エライウス号碇泊せり、同艦は前ノ濱戦争に従事した
るなり、特にエライウス艦々長に面晤を求めて、前ノ
濱の戦況を語り、英国艦砲の優良なるを賛賞し、之を
英国に求むる所以を談し、兵備整備の後に、再び兵戈
を交へて、勝劣を験せんとの決意なりと告げしに、艦
長大に予の決意を賛歎し、特に兵器の優良を賞したる
ことを欣び、快諾、兵器の求に應じ、懇款悉く至れり、
予大に艦長の雅量を感じ、十分に兵器の調文を果した
り、当時藩庁に出したる建言書を、左に載す、

此節亜墨利翰江大砲御注文相成候処、不日に相届候
御都合之趣、粗伝承仕、直成付け之書面も一覽仕候
処、別て下直に相見得、私にも能くは存不申候得共、
御国にて銅製之砲御铸造相成候賦より、格別下直に
相付候半、殊に銅地かね之儀は、日を追て高価に相
成、当春頃之相場より、纏て七百文余も引上げ、杓
子銅一斤に付、壹貫貳百文余も沸騰仕候に付、其地
金を以銅砲御铸造相成候得は、今度亜米利翰より御
買入之直成より、倍々も高料に相付可申哉、且新銭

御铸造方も、益御盛大被仰付候付、銅は愈莫大御入

用有之付、大砲之儀ハ、以来も此度之如く、夷国よ
り御買入之方内外御実儀乎と奉存候、依之此節御取
入之直成を基礎に致し、此方にて御鑄立之御入費、
亦は鑄銭相成候御益と之比較を建、為御見合左に申
上候、

一百五拾封度鑄鉄砲壹挺

筒重さ壹万千八百八拾四斤程

一御買入直成千六拾九兩貳分

但兩に付九貫文替

一当地御鑄立銅地金壹万千八百八拾四斤程

代錢壹万四千貳百六拾貫八百文

凡一斤に付壹貫貳百文つゝ

金にして千五百八拾四兩貳朱と錢三百文

但兩に付九貫文替

差引

五百拾五兩と錢三百文

右当地にて御鑄立相成候得は、御買入より差引

之通御入目相嵩申候、

一百封度右同壹挺

筒重さ壹万千貳百五拾斤程

一御買入直成千拾貳兩貳歩

但兩に付同断（九貫文替）

一当地にて鑄立銅地金壹万二千二百五拾斤程

代錢壹万三千五百貫文

但壹斤に付同断（壹貫貳百文つゝ）

金にして千五百兩

兩に付右同断（九貫文替）

差引

四百八拾七兩貳歩

右書前条同断

一八拾封度右同壹挺

筒重さ六千八百貳拾五斤程

一御買入直成六百拾四兩壹歩

但兩に付同断

一当地御鑄立銅地金六千八百貳拾五斤程

代錢八千九百九拾貫文

壹斤に付同断

金にして九百拾兩

兩に付同断

差引

貳百九拾五兩三歩

右書同断

一六拾封度右同壹挺

筒重さ八拾封度に同じ

一御買入直成八拾封度に同じ

一当地にて鑄立銅地金入高并代錢等八拾封度に

同じ

差引

貳百九拾五兩三歩

但兩に付同断

右書同断

一四拾貳封度右同壹挺

筒重さ六千三百七拾五斤程

一御買入直成五百七拾三兩三歩

但兩に付同断

一当地にて御鑄立銅地金六千三百七拾五斤程

代錢七千六百五拾貫文

壹斤に付同断

金にして八百五拾兩

但兩に付同断

差引

式百七拾六兩壹步

右書同断

一式拾四封度右同壹挺

筒重さ四千五拾斤

一御買入直成式百四拾三兩

一当地にて御鑄立銅地金四千五拾斤程

壹斤に付同断

代錢四千八百六拾貫文

金にして五百四拾兩

但兩に付同断

差引

式百九拾七兩

右書同断

合御買入金四千百貳拾七兩壹步

合当地御鑄立銅地金六千貳百九拾四兩貳步

と錢三百文

合銅地金四万七千貳百九斤程

差引

式千百六拾七兩壹步と錢三百文

但御買入直成と、当地にて御鑄立相成候得は、

本行之通各砲壹挺つゝにさへ、格別御入目相

嵩申候、

右は此節御注文相成候直成書に基き、比較之算当

相建申候、僅壹挺つゝの之賦にても、右之通入重

ミに御座候間、たとへハ此度之六種之各砲八拾九

挺に相掛候得は、左之通御座候、

一百五拾封度右同四挺

一御買入代金四千二百七拾八兩

壹挺に付千六拾九兩貳步余

一御鑄立入目六千三百三拾八兩貳朱と錢七拾貳文程

但壹挺に付千五百八拾四兩二步と錢三百文

差引

式千六拾兩貳朱と錢七拾貳文

右四挺分之比較に御座候、

一百封度右同六挺

一御買入代六千七拾五兩

壹挺に付千拾貳兩二步つゝ

一御鑄立入目九千兩

一 卷挺に付千五百兩つゝ

差引

一 式千九百貳拾五兩

右書同断

一 八拾封度右同拾三挺

一 御買入代金七千九百八拾五兩壹步

一 卷挺に付六百拾四兩壹步つゝ

一 御鑄立入目壹万千八百三拾兩

一 卷挺に付九百拾兩つゝ

差引

一 三千八百四拾四兩三步

右書同断

一 六拾封度右同拾挺

一 御買入代金六千四百拾貳兩二步

一 卷挺に付六百拾四兩壹步つゝ

一 御鑄立入目九千百兩

一 卷挺に付九百拾兩つゝ

差引

一 式千九百五拾七兩貳步

右書同断

一 四拾貳封度右同五挺

一 御買入代金貳千八百六拾八兩三步

一 卷挺に付五百七拾三兩三步

一 御鑄立入目四千貳百五拾兩

一 卷挺に付八百五拾兩程つゝ

差引

一 千三百八拾兩壹步

一 貳拾四封度右同五拾挺

一 御買入代金壹万貳千五百拾兩

一 卷丁に付貳百四拾三兩つゝ

一 御鑄立入目貳万七千兩

一 卷丁に付五百四拾兩つゝ

差引

一 七万二千八百五拾兩

右書同断

一 合御買入代金三万九千四百九拾九兩二步

一 合御鑄立入目六万七千五百拾八兩二步と錢七拾貳

文

一 合砲數八拾九挺

差引